

総 務 区 民 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年6月23日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（8名）

委員長	白石 英 行
副委員長	金子 てるよし
理 事	宮 野 ゆみこ
理 事	田 中 香 澄
理 事	名 取 顕 一
理 事	浅 田 保 雄
理 事	海 津 敦 子
理 事	山 本 一 仁

4 欠席委員（1名）

委 員	吉 村 美 紀
-----	---------

5 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
-----	----------

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長

矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
宮 間 恵梨果	政策研究担当課長
菊 池 日 彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪 岡 君 彦	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
高 橋 肇	情報政策課長
畑 中 貴 史	総務課長
山 田 智	総務部副参事
熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長
中 川 景 司	職員課長
木 口 正 和	契約管財課長
大 武 保 昭	税務課長
矢 部 裕 二	防災危機管理課長
三 宅 徹	安全対策推進担当課長
木 村 健	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
齊 藤 嘉 之	戸籍住民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進部参事アカデミー推進課長事務取扱
白 杉 将 和	観光・都市交流担当課長
富 沢 勇 治	スポーツ振興課長
進 憲 司	福祉政策課長
鈴 木 仁 美	地域包括ケア推進担当課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
坂 田 賢 司	生活福祉課長
阿 部 英 幸	施設管理課長施設管理課長事務取扱

村岡健市	保全技術課長
寺崎寛	整備技術課長
足立和也	学校施設課長
宮部義明	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	高 橋 裕 美
議事調査主査	菅 波 節 子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第1号 令和8年度文京区一般会計補正予算
- 2) 議案第2号 文京区特別区税条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第8号 窓口カウンター外九点の買入れについて
- 4) 議案第9号 建物の処分について
- 5) 議案第10号 建物の処分について
- 6) 議案第11号 建物の処分について
- 7) 議案第12号 建物の処分について
- 8) 議案第13号 建物の処分について
- 9) 議案第14号 建物の処分について
- 10) 議案第15号 建物の処分について
- 11) 議案第16号 建物の処分について
- 12) 議案第17号 文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第1号 場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
- 2) 請願受理第2号 公正な再審法改正実現について、国に意見書の提出を求める請願
- 3) 請願受理第3号 文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所のケージの備蓄において犬と猫を差別せず、猫用も備蓄するとともに全体の数も現在の165個から増やすことを求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 報告事項1 文京区男女平等参画推進計画の改定について

(4) 一般質問

(5) その他

午前 9時59分 開会

○白石委員長 おはようございます。

総務区民委員会を開会させていただきます。

委員等の出席状況ですが、委員は、吉村委員が病氣療養のため欠席です。

理事者につきましては、関係理事者の御出席をいただいております。

なお、佐藤副区長は、東京都職員共済組合組合会に出席のため、午後2時から欠席となります。

また、報告事項1の際に、坂田生活福祉課長に御出席をいただきます。

○白石委員長 理事会については、必要に応じ、開催していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日の委員会運営についてですが、付託議案審査12件、条例案1件、予算案1件、付託請願審査3件、理事者報告1件、一般質問、その後、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会というような流れで、本日の委員会を運営していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 各委員におかれましては、理事者もですが、質問・答弁は簡潔明瞭をお願いを申し上げたいと思います。

また、議員・理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下に書いてあるPの通し番号がある場合は、そちらを御指定くださいますようお願いをいたします。

○白石委員長 それでは、付託議案審査12件に入ります。

初めに、議案第2号、文京区特別区税条例の一部を改正する条例。

提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 おはようございます。

ただいま議題とされました、議案第2号、文京区特別区税条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集データ5ページ及び総務区民委員会資料の第1号を御覧ください。

このたびの改正は、地方税法等の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

総務区民委員会資料1ページ、項番2の改正内容を御覧ください。

まず(1)は、公的年金等受給者に係る扶養親族等申告書について、所得税において提出義務がない公的年金受給者のうち、一定の者については申告を要することとするものでございます。

次に、(2)のアは、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、スイッチOTC医薬品の購入費に係る部分はその適用期限を撤廃し、それ以外の医薬品の購入費に係る部分はその適用期限を5年間延長するものでございます。

次に、(2)のイは、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年間延長し、居住年が令和12年までである住宅について適用するものでございます。

次に、(2)のウは、肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例の適用期限を3年間延長し、令和12年度までとするものでございます。

次に、(2)のエは、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を3年間延長し、令和11年度までとするものでございます。

次に、(3)は、軽自動車税のグリーン化特例について、税率75%軽減の対象車に限り、適用期限を2年間延長し、令和10年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

最後に、(4)については、その他の規定を整備するものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。ただし、2(1)、2(2)のア及びイ並びに2(4)の一部については、令和9年1月1日、2(2)のエのうち適用要件の見直しに係る部分及び2(4)の一部については、令和10年1月1日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑がある方はお願いをいたします。

田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。

今回、地方税法の改正に伴う規定の整備ということですので、基本的には推進していかなければいけないということなのですが、区民の方たちにも分かりやすく、幾つか確認をして、質疑させていただきたいと思います。

1つ目は、全体的な改正理由と区民への周知ということと、具体的には、公的年金の受給者に係る扶養親族等の申告書の提出義務の範囲の見直しということですが、その提出義務のない公的年金受給者のうちの一定の者についてということですので、そのあたりの具体的な詳細を伺いたいということと、また、区民税に係る課税の特例の延長ということについては、まずスイッチOTCの医薬品のことや住宅借入金のこと、少しだけ触れて確認をして終わりたいというふうに思います。

まず、全体的な改正理由と、区民への周知について、お聞きをしておきたいと思います。

○白石委員長 大武税務課長。

○大武税務課長 今回の住民税条例の改正につきましては、まずこちら令和8年度の税制改正大綱に基づきまして、この税条例に改正が必要なものを改正提案させていただいているものでございます。

周知につきましては、区のホームページで周知するとともに、毎年1月中旬に発行しています、住民税に関する区報特集号のほうで周知してまいりたいと考えてございます。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。

続きまして、一定の者についての申告を要するということなのですが、そのあたりの対象者数の見込みや、また、サポート体制や周知方法、今、教えていただきました区の特集号、来年の1月にあるということですが、基本的に、年金事務所のほうからのアプローチもあるのかなというふうに思うんですが、そのあたりももしお知りになっていらっしゃいましたら、教えていただきたいと思います。

○白石委員長 大武税務課長。

○大武税務課長 まず、対象者でございます。こちら、基礎控除の所得税と住民税額の差が生じたことによりまして、所得税は非課税となる方、住民税が課税となる可能性のある方につきましては、65歳以上の方においては、年金収入が158万から214万円の方が対象となりまして、こちら対象になる可能性がございまして、令和8年度の当初賦課におきましては、

4,664人となっております。

また、こちら日本年金機構などの公的年金支払者に対する提出義務が課されるという形になりますので、こちらを経由して区に提出されることとなりますけれども、この方々に対しては、日本年金機構に確認したところ、この改正に対する対応方針というのは現在検討中ということでございましたが、今までこの申告義務がある方につきましては、例年9月頃にこの扶養控除等申告書をお送りしているという実績がございますので、何らかの、今回、提出義務の範囲が拡大されましたので、扶養控除等申告書をその対象者の方にお送りするなど、適切な対応がされるものと推察しているところでございます。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。そういった対象者も今、明確になったところで、4,664人の方が対象ということであります。また、今、教えていただいて安心したんですけど、また9月にそういった書類が送られてくるのかなということも期待しながら、混乱を避けていただけたらというふうに思っているところであります。

続きまして、医療費控除のセルフメディケーションのところですが、これは適用期限を撤廃して、それ以外を5年延長するという事なんですけど、これが本特例の利用実績、これまでの利用実績や、また、今回の措置で区民の皆様はどういった、いい影響を与えられるといいなというふうに思うんですが、そのあたりのお考えをお示してください。

○白石委員長 大武税務課長。

○大武税務課長 こちら、スイッチOTCという医薬品の購入に対するものでございますが、セルフメディケーション税制といいまして、医療費控除の特例になるものでございます。現在、令和8年度の実績でいきますと、258人の方が申請をいただいている状況になります。

区民の方への影響というところとなりますと、こちらについては、特例の延長ということですので、今も既にその特例は活用できていますので、何か変化があるという形ではないんですが、このスイッチOTC医薬品については、効果が大きいということかと思えますけれども、こちらは適用期限が撤廃、いわゆる恒常化されると。スイッチOTC医薬品以外、以前から処方せんが不要だったものの通常の医薬品につきましては、5年延長ということですので、5年後の政治判断等で延長されるかどうかが変わるというふうに認識しているものでございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 すみません、ありがとうございます。258人使っていらっしゃるということで、こういった推進によって、健康管理が進んだり、また疾病予防の取組が後押しされるということ、私のほうも期待をしていきたいというふうに思います。

最後に、住宅ローン控除のところですけども、これも5年間延長して、令和12年居住分までというところなんですけど、このあたりの適用状況だとか、そういった定住促進や住宅需要に与える影響というものについてもどういうふうに捉えているのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○白石委員長 大武税務課長。

○大武税務課長 こちら、まず適用状況といたしましては、1,290件の住宅の控除の控除実績がございます。こちらは所得税で引き切れなかった場合に住民税でも改めて控除するものということになりますので、当然、この控除があるなしでは、購入時の負担というのは変わってくると思いますので、こちらの適用が延長されたということは、住宅購入促進、定住対策に対しても一定効果があるものと認識してございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。そういった中間層だったり、今の現役世代の方たちにとっても、そういった良好な住宅取得の意欲を維持・支援する上で、非常に重要なものですので、それが維持されるということで、歓迎するものでございます。

様々確認ができましたので、ありがとうございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 私は、この条例案の2の(2)区民税に係る課税の特例の延長の中の、アのところについて質問いたします。スイッチOTC医薬品の購入費に係る適用期限を撤廃するという、この点についての質問です。

私も初めて勉強しまして、スイッチOTC医薬品というのは、テレビでコマーシャルをやっているロキソニンSとガスター10とかってよく耳にするやつですね。これが薬剤師さんがこの人は薬を買ってよいと判断した期間、適用期限を設定し、一定期限を過ぎると再確認が必要だったんだけど、その期限を設定する義務がなくなったということが今回のこの御提案だと思いますが、これを行った場合に、リスクというのはあるんじゃないかということなんです。というのは、この薬が広く一般的に悪用されるといいますか、若者等の中で、特に痛み止めとかというのが乱用されて中毒になったりということも、私としては聞いております。

こういうリスクについて、一定の、以前であれば期限を設定して、歯止めになっていたんじゃないかなというふうに思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○白石委員長 大武税務課長。

○大武税務課長 セルフメディケーション税制は、平成29年から開始されたものとなりますが、委員御指摘のとおり、特例ということで期間を延長されてきたところでございます。こちら健康への影響があるのではないかという御指摘かと思えますけれども、セルフメディケーション税制を活用するためには、申請に当たって健康の保持増進及び疾病の予防の取組の一定の取組を行う必要が、この控除の前提となります。具体的には、がん検診であったり、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、このようなものを受けていることが条件になるという点が1点。

また、こちらにつきましては、特に副作用や飲み合わせなどで注意が必要な、強いお薬に関する、よく第一類医薬品と呼ばれますが、委員御指摘のロキソニンSやガスター10が該当しますけれども、こちらは影響が大きいということで、薬剤師による書面等によって適正使用のための必要な情報提供が義務付けられているということで、委員御心配の点もあるかと思いますが、そういう体制が取られている中での税制になっているというふうに認識してございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 その点については、結構いろんなところで議論があるようなんですよね。つまり、副作用であるとか、あるいは高齢者や妊娠中の女性へのリスクで、体質や代謝が変わったため、一般成人により副作用が出やすいというようなことに対して、判断を自分でしてしまうと、セルフですから自分でしてしまっただけで、薬を飲み続けてしまったりして、適正な医療につながらなかったというような例も伺っています。ですから、受診が遅れて、セルフですからね、自分で判断するわけですから、遅れてしまうこととか、副作用のリスクであるとか、他の薬との相互作用、いわゆる飲み合わせ、組合せがまずかったりしてというようなことなんかが起きてしまうんじゃないかという危惧が指摘されていると思うんですね。

だから、そういう危険性、危惧については、私は、地方自治体としては、こういう課題がありますから注意してくださいよということについては、広く区民に周知、伝達が必要ではないかというふうに思いますので、ぜひその点はお願いをしたいと思います。

それから、今回のこの問題で、いろんな意見はあるんですけども、結局、何でこういう法改正がされたのかという背景に、やっぱり大手の医薬品がそこに利益が集中してしまうん

じゃないかというような声とか、あるいは薬局の管理負担がこれまであったのが軽減されると。つまり、薬局に有利に働いているんじゃないかとかね、いうふうな指摘もあります。

ですから、この点については、そういうことではなくて、自治体としては、利用者の方への安全性を、ぜひ周知徹底をお願いしたいということですが、ありますか。

○白石委員長 大武税務課長。

○大武税務課長 セルフメディケーション税制につきましては、もともと導入された経緯といたしましては、医療費の削減というところで、コンビニ受診のようなものを抑止するということもあったかと認識してございます。処方せんが必要だったものが、委員御指摘のように、今は薬剤師の指示の下で購入できるというところでございますが、ポイントなのは、薬剤師と相談ができる。で、必要に応じてその方が、確かにセルフではございますが、必要に応じて医療をきちんと受診していただくということが前提となる。そのためにも、恐らくこちら一定の取組が必要というところで、こちらについては、特定健診等の意識をしている人にもみ適用しているというところでございますので、その点については、引き続き私どもも、健康リスクというものもあるということは機会を捉えて発信していきたいと考えてございます。

○白石委員長 続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長 今の浅田委員の指摘された、OTC医薬品に関わる中身については、今、答弁がありましたけれども、医療費の抑制というような意図を国全体としては持っているということがありました。今回、本会議の千田委員の質問で取り上げましたけれども、私たちはそれにとどまらないで、国民皆保険自体を取り崩すものだというふうに思っております。そういう点では、こういう税制を通じて促進していくということについては、自治体としてもきちんと対応していく必要があるというふうに私たちも思っておりますので、そのことは指摘をしておきたいというふうに思います。

質問は、改正内容の(3)の軽自動車税の税率の特例の延長のところで、軽自動車のグリーン化特例の延長というふうになっているわけでありますけれども、先日、年度末に環境性能割の廃止というようなことについては提案があって、質疑をした経過があります。税制全体で環境配慮型の自動車を普及させていくと。気候危機対策なんかに資するようというふうな大きな方向性がある中で、環境性能割の廃止については、私たちは反対ということを述べたわけでありますけれども、今回、改めてちょっと確認しておきますが、グリーン化特例というのは、環境性能割とどういう違いがあって、どういう趣旨なのかというのをもう一回

確認しておきたいというのが質問です。

それからもう一つ、全体に関わることで、区民税に係る課税の特例の延長ということで、全体としては控除の期間が延長されるということですよね。そうすると、とどのつまりは、文京区に入ってくる税金、区税が減るという効果をもたらすわけですよね。そうすると、国の税制に関わって自治体の税源が減るということになると、その分については、いつも決算とか予算委員会で、地方特例交付金だったかな、で対応されるという説明が必ずされて、それは間違いはないんですねというようなことを聞きますけれども、今回のことについても同様の対応が国において取られるという理解でよろしいのでしょうか。この2点です。

○白石委員長 大武税務課長。

○大武税務課長 まず最初に、軽自動車税のほうについての御質問でございますが、これ委員御指摘のとおり、2つの制度というのは、環境負荷の小さい軽自動車税の普及促進という目的では一緒になってございます。環境性能割は既に、委員御指摘のとおり、今年の3月末で廃止されていますが、こちら令和元年10月に自動車取得税が廃止されたことに伴いまして、導入された制度でございまして、こちらは取得価格に税率を掛ける形で、消費税と同じな形で、購入時のみに発生する税制でございます。

今回、改正されるグリーン化特例については、従前は軽自動車税の種別割と呼ばれておりますが、現在一つになったので、もう軽自動車税という形で呼ばれますけれども、この軽自動車税としまして、こちら取得時ではなくて、4月1日現在で所有されている方に毎年税が賦課されるという形になりますけれども、このグリーン化特例は、最初の新規検査を受けた翌年度分のみ軽減されるといったところの違いがございまして。

2点目につきましては……。

（発言する人あり）

○大武税務課長 すみません、こちらはもう既に課税の特例という形で、既に含まれているものでございますので、こちらにつきましては、特に大きな影響があるものというふうには認識はしてないんですが、具体的に今回改正された中の住宅借入金等特別税額控除の適用の延長につきましては、委員御指摘のとおり、従前どおり地方特例交付金により補填されるという内容になってございます。ほかのものについては、委員、先ほど控除と言っていましたが、中には、こちらエに当たりますが、こちらは所得の税率の軽減という形になりますので、方向的には確かに税収が減るという形になりますが、全てが控除のものではないというのが今回の改正内容になります。

○白石委員長 よろしいでしょうか。はい。

以上をもって、議案第2号の質疑を終了いたします。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 自民党、議案第2号につきましては、国の税制改正を受けての改正ということで、賛成はいたします。

また、告知については、先ほど質疑の中であったとおり、周知という点については、十分区民の方に知らしめていただけるよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第2号、先ほど質疑で様々確認をさせていただきまして、妥当なものであるというふうに評価をさせていただきます。公明党、賛成です。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 議案第2号、医薬品のリスクについては、区民の方に十分周知をお願いするということで、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第2号、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 地方税法の一部改正に伴う規定整備で、妥当な内容であると判断いたします。区民の皆様への分かりやすい周知をお願いいたしまして、議案第2号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 法改正に伴う必要な法整備、制度整備だと考えております。区民が主役の会としては、賛成いたします。ただし、税制は区民の生活に直結するものであり、制度変更の内容について、区民に分かりやすく説明していただいていることは分かりますが、まだまだ区民の方は分かりづらいとおっしゃっていますので、そこをさらに分かりやすくすることを求めて、区民が主役の会、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、先ほど述べた意見を付して、議案第2号、賛成いたします。

○白石委員長 議案第2号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、原案可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第8号、窓口カウンター外九点の買入れについて。

議案第8号の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第8号、窓口カウンター外九点の買入れについて、提案理由を御説明いたします。

議案集データの25ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

まず、買入れの目的は、戸籍住民課来庁者スペースの利便性及び快適性の向上でございます。

次に、契約の方法でございますが、プロポーザル方式により、相手方の選定を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約によりまして、去る5月8日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3,432万円でございます。

契約の相手方は、東京都江東区東陽二丁目3番25号、株式会社内田洋行営業支援統括グループ、取締役常務執行役員営業支援統括グループ統括、小柳諭司でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

宮野委員、どうぞ。

○宮野委員 2階の区民課の窓口カウンターが一式新しくなるというふうにお伺いしております。木材を使用したカウンターになるということで、森林環境基金も活用できるというふうにご伺いしております。確認させていただきたいのは、現在の窓口カウンターの使用年数がどれくらいで、今回どのような経緯で買い替えるという判断になったのかということをお伺いします。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 戸籍住民課の窓口カウンターの入替えというところですけども、区役所の玄関口というような部署になりますけれども、このシビックセンター竣工してから約30年、大事に使ってきまして、この間、やはり老朽化が進んできたということで、来庁される方の利便性だったり快適性の向上に加えて、我々の事務効率の向上も図る必要があるということで、このたびの什器の更新を行うということになったというものでございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 長年使用してきた中での更新時期の到来であるということを理解いたしました。

木材を使用して温かみのあるカウンターへ生まれ変わるということを伺っておりますけれども、新しくなる窓口が区民の皆様にとって快適な空間となることを期待しております。よろしく願いいたします。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 私のほうからは、どのようなカウンターになるのかということを確認させていただきたいと思います。

今回、カウンターの窓口業務のスペースをできる限り多く対応ができるようにということで設計していただいていることを確認しているところですが、ただ、それが、例えば車椅子使用の方ですと、そこに入りづらかったりとか、やはり付添いの方が必要なときには入りづらかったりするわけですから、やはりそこが誰かにとって使いやすいだけではなく、普通、何が普通か分からないですけれども、の人だけではなくて、様々な方々にとっても、使いやすい、ユニバーサルなデザインで今回カウンターを手配していただいたのかということが1点。

それから、今、例えばATMなんかのところに行っても、ちゃんとしているか分かりませんが、行ったところで、軽く荷物が手前側に置けるようになっているんですね。あれがあることによって、非常にATMの作業がしやすかったです。なので、座ってのカウンタースペースの場合ですと、横なり何かに置ける、椅子のところに置いたりとかできると思うんですが、立っているところのカウンターの場合ですと、何かちょっと書いてくださいとかやり取りをするときに、お金を出し入れするときにしても、やっぱりカウンターの少し下のほうに、手前側のほうに、ちゃんと物が置けるということというのは、非常に今、大事な設計されたカウンターだと思うんですけど、そのあたりどのようにお考えになっていらっしゃるか、教えてください。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 今回のカウンターの入替えに当たりましては、戸籍の様々な届出がありまして、証明の発行ですとか、戸籍の届出ですとか、住民異動ですとか、そういったその用途に応じて、カウンター窓口を使い分けているというような状況です。トータルで、マックス26窓口を用意する予定でございまして、サイズとしても、80センチから160センチの間で

サイズを分けながら設計をするというような予定になっています。

特に、車椅子の方ですとかそういった方にも対応できるように、ほぼ、手続を取るカウンターはローカウンターになっていて、2人がけのサイズになっておりますので、車椅子での御利用も問題なくいけるかと思います。

またあと、待合室のところにある記載台も入れ替えるんですけども、今回、座って書ける低いサイズの記載台も1台追加配備をする予定です。特に、その記載台についても、フロアスタッフの近くに配備することで、よりサポートしやすいような環境も整えるというような状況です。どうしても、それぞれ来庁される方の御事情によって、カウンターの配置だけでなかなか解決できないような場合は、スタッフが動きながら丁寧にサポートはしていきたいというふうに考えております。

またあと、荷物置きにつきましても、特にハイカウンター、立ってのハイカウンターは証明の受渡しのカウンターがそうなんですけれども、そちらのほうは、手前に荷物置きを設置して、より便利に使っていただけるような工夫はさせていただきたいというふうに考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、様々な方たちが来庁されるということを常に年頭に入れていただいて、よりいいものを配置していただきたいと思います。

あと、立ってカウンターのところなんですけど、荷物置きが、置けるということは安心いたしました。

あと、今、ちょっと気になったのは、記載台のほうに関しても、やはり当然、荷物が置けるところ、でも意外と下の方に荷物を置けるようにすると忘れちゃったりしますので、やっぱりそういう忘れ物を防ぐ意味でも、人の動きなんかも考えた上でやっていただけるように改めてお願いをしたいと思います。とにかく誰一人取り残さない窓口対応をお願いしたいと思います。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。

環境に配慮した多摩産材で温かみのある窓口をつくっていただけるということで、また、補助金を最大限に活用していただけるという手法も非常に評価をさせていただいています。

今の質疑の中で、窓口が26、これは増えたというところがあるんでしょうか。また、今の記載台やそういった環境と今回リニューアルすることでどういうふうによくなったのかとい

うことを際立てて説明していただきたいなと思ったんですが、ローカウンターやそういったユニバーサルなデザインに、今はないんだけど、これからするところだとどれとどれなのか、簡潔にちょっと教えていただきたいということ。

それから、やっぱりこの多摩産材、しっかり使っているよというPR、カーボンニュートラルの、そういった取組をやっていますよというようなことというのは、大事だと思っているので、プレートを掲げていくだとかということはどういうふうに区民に見える化していくのかということも聞きたいと思います。

最後に、これからまた書かない窓口とかというふうにDXを図っていただけるというところなんですが、今回のリニューアルとそういうDXということの整合性等について、簡単に教えていただきたいと思います。

以上で質問は終わります。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 現在も窓口の数というのはかなり目いっぱい出しています、ほぼ窓口の設置できる数というところは変わらないような状況です。特にお客様にとっては、什器が古くなっていて、ちょっとシートがめくれている部分があったりですとか、そういったところはしっかり改善させていただきたいと思っていますし、我々の事務効率という面でも、やはり書類を書くことがなくなった反面、パソコンとかでいろいろ操作をすることが多くなりまして、足元の配線であったりそこら辺の整理というところも、このたびの什器の入替えをきっかけに、していきたいというふうに思っております。

またあと、木材の利用のPRの部分ですけれども、今回、東京都の補助金も使いながら、木材利用を進めていきますが、製品一つ一つに木材を使っていますというような、区が指定するロゴマークのほうを入れさせていただく予定となっております。

またあと、これまでも森林環境譲与税の使い道というところで、区のほうでも、区のホームページのほうでも周知をしておりますけれども、そういったものと組み合わせながら、フロアのほうでもネットのほうでも周知のほうを進めていきたいというふうに思っております。

最後、書かない窓口ということで、窓口DX、今、情報政策課とも連携をしながら、窓口DXのシステムの検討を進めているというところがございます。今回の什器の入替えとともに、そういった新しい仕組みを組み合わせながら、より便利に使っていただけるような窓口にしていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 30年大事に使っていただいたというところではあっても、やはり一つ一つ見ると、いろいろちょっとめくれてしまったり、記載するのにちょっとどうなのかなというようにそういう什器もあるというところでしたので、このタイミングでやっていただけるということは本当によかったなというふうに思います。

また、ロゴマークもつけていただけるということですし、また、確かに書かないというところからパソコンなどの業務が多くて配線なども、それは本当に私たちの控室も同じようなことなんですけど、そういった足元の配線の部分もきちんと整えていただけるということで、業務改善が図られるんじゃないかなというふうに思っております。仕上がりが楽しみです。応援しております。

以上で終わります。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 窓口カウンターの利便性の改善ということで、今回、工夫をされるということで、歓迎をしたいと思います。ただ、その中で、これは私の受け止めなんですけど、本当に昔の2階の窓口よりも、今、ちょっと僕らみたいな高齢になった人間が行って、パスポートを取ろうと思って行きました。そしたら、「えーっと」と言っている間に、さっと、「今日は御要件は」とすぐそばに来ていただいて、「この用紙です」というふうに案内をいただいて、そういうのは非常にいいなというのを私は感じております。だから、随分工夫をされていたことには感謝を申し上げます。

今回の条例の中で、カウンターと、それから飛沫飛散防止ということなんですけど、先ほど田中香澄委員が言われたDX化ですよね、これについて、岡山県の総社市に総務区民委員会で視察をいたしまして、それについて、文京区としても、進めていただいているという、研究がされているということでもいいんですが、そのときに「へえーっ」と思ったのは、総社市というところは、来場者、市民の方が一番多く見えるところ、1階のところにカウンターがあって、その中でお仕事をされている方が全員机の向きが来庁者のほうに向くという配置だったんですよね。そのほうが、来庁された方へより親密度が伝わるんじゃないかということで、つまり、ちゃんと仕事していますよということをアピールする意味でも、全員が来庁者のほうに向いたデスクの置き方にするということをしていたんですね。

で、文京区もこの2階というのは、一番、区民の方が多くいらっしゃるということなんですけれども、そういうことについても、これを機会に御検討されてはいかがかなというふうに思うんですが、いかがでしょうかというのが1つ……。

（発言する人あり）

○浅田委員 難しい、難しいなら難しい理由も併せていただければありがたいですが。それが1つ。

ちょっと併せて聞きます。もう一つ、飛沫飛散防止用のスクリーンということですね。これは確かにコロナの問題があって、やっぱり本当に不特定多数の方がお見えになるということになると、こういったもの、私は必要だと思います。ただ、これが、本当にこれちゃんと使えるのということなんです。いろんなこの手の、この手というのは飛散防止ね、この道具が販売されている中で、これは私が聞く範囲ですよ、結構いい加減なものもあるというふうに聞いているんですよ。ですから、ちゃんとこれが本当に、お互いですよ、区民の方、あるいは仕事をされている側も守るという意味において、きちんとした信用が置けるものなのかどうか、その点の確認はどのようにされたのか。この2点についてお願いいたします。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 1点目の事務室のデスクの向きというところですけども、現在でも、例えば窓口で届出を受けたものを次のラインで入力して、さらにどんどん窓口から後ろのほうに書類を送っていきながら入力をして、点検をしてというような、そういった業務フローの流れがございます。そういった流れに沿ったところは、今でも窓口のほうにデスクを向けて、皆さんと向かい合うような形のフォーメーションを取らせていただいております。

我々、事務効率の向上というところも一つ、このきっかけにはしたいというふうに思っておりますので、そういったところに限らず、何か我々の事務フロアの中で改善できるところは、この機会を捉えて、改めて見直していきたいというふうに思っています。

あと、飛沫防止スクリーンの部分については、窓口のサイズもそれぞれ、先ほど申し上げたとおりいろいろなサイズがありまして、それに合った、しっかりしたスクリーンのほうは設置をさせていただきます。どうしても個人情報扱ったりですとか、そういったところもあるので、一定、お客様との仕切りという意味でも、スクリーンをつけさせていただいておりますけれども、しっかりそういったスクリーンを設置する役割が果たせるような製品を事業者のほうとも確認しながら設置をしていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 ほかによろしいですか。

金子副委員長。

○金子副委員長 議案の8号ですけども、プロポーザルの資料を情報公開で見させてもらいました。そうすると、今日、提案理由の中にあった、来庁者の利便性、快適性の前段で、目

的として、カウンターの老朽化、電子機器の配線複雑化を解消したいと。木材利用もその目的の一つになっているわけですね。

それで、ちょっと聞きたいんですけども、現在のカウンターの使用年数については、先ほどシビック竣工以来ということで、30年ぐらいだということで、それはそうだと思うんですけども、現行のカウンターの耐用年数というのは、定められているというか、説明できる耐用年数というものはあるんですかということです。

それからもう一つは、この目的に書いているように、カウンターの老朽化、それから配線複雑化の解消というのは、言ってしまうと、カウンターを全取替えしないと解決できないという状況なのかどうかと、このことについての説明をいただきたいというふうに思います。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 現在使っている製品の耐用年数というところは、我々もほうも押さえてはおりませんけれども、大体、一般的に言われるのは、用途ですとか使用頻度ですとか、そういうところで大分変わるというふうには言われていますけれども、一般的な製品は、長くても15年程度ではないかというふうに言われているところは把握しております。

全部取替えなければいけない状況なのかというところですけども、我々、カウンター式ということで、いろいろ可変性も含めながら、窓口のほうは構成を、そのときに応じて変えながら使っているというような状態です。年数が来て、それぞれ古くなっているというところもそうですけれども、いろいろ窓口での手続が多くなってきている中で、いろいろ状況に応じた可変性であったり、そういったところもしっかり確保しなければいけないというところもありまして、一部ではなく、全部のカウンターを一斉に入れ替えるというような状況になったということでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、それはそういう状況だということでありますけれども、それで、木材利用というところについても聞きたいんですけども、今、国の税制で森林環境譲与税ということが出てきて、基金に貯めておいてどう使おうかというふうに考えた施策というのは、この間幾つか出てきていて、これもその一つなわけであります。木材の利用によって、利便性とか快適性ということが説明されるというふうに思うんですよね。

そうすると、今度入れる記載台とかカウンターの仕様がどうなっているのかということについて見てみますと、仕様について、このプロポーザル上は、天板、つまり記載台とかカウンターの表面、来庁者が一番使う部分ですね、仕事をする人も使うと思うけど、その部分に

については、当初、仕様上は塗装してくださいと、木、無垢材だとまずいので塗装してくださいと。鉛筆の硬さで2Hから3H程度の硬さに耐えられるようにというようなことだと思うんですけど、高硬度セラミックウレタン塗装、またはそれと同等の硬度を有する塗装方法で塗装してくださいというふうになっていて、これプロポーザルですから、今回の内田洋行さんのほかにA社としておいて、Aも出して、プロポーザルの結果を見ますと、A社のほうは、その仕様の充足性というのが、配点50点のところ50点満点、内田洋行については、50点満点で30点ということで、ここは差がついているんですね。

何でかというふうに読んでみましたが、結局、内田洋行さんの場合は、この仕様じゃないほうがいいですよというふうに言っているんですね。何でかという、高硬度のセラミックウレタン塗装をしたとしてもということだと思うんですけど、来庁者がいろいろ書くと、仕事する人もいろいろ書くと、そうすると打痕が残りますと。高い硬さの塗装をやっても、痕が残るのを完全に防止することはできませんということで、ではどういう仕様なのかというと、天板とか記載台の台については、メラミン化粧板を使用いたしますということになっているんですね。

メラミン化粧板ということになると、一番普及している仕上材だと思うんですね。どんな洗剤にも対応できますよという感じで、管理はしやすい、長持ちもするんだと思うんですけども、接着剤でちゃんとくっついてないと外れちゃうかなとかというふうに思うんですけども、その木材使用で、多摩産材で利便性・快適性というんだけど、天板がセラミックウレタンというのは、ちょっとどうなのかなという気はするんですけども、それでもあえてこっちのほうが選択されているということになった経緯とか、その快適性といっている、その木材利用といっていることとの関係というのは、区としてはどのように考えているんですか。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 今回のプロポーザルのほうでは、当初の基本仕様書のほうでは、カウンターの天板に木材を使用するということを想定していましたが、事業者のほうからは、その条件は理解しつつも、木はなかなか柔らかいというような特徴があって、打痕が残るなど木材の性質を考慮した機能面から、逆に、天板ではなく、幕板やL字パネルなど、人の目に留まりやすい部分に、木材を使用するということを提案してきたものでございます。

一次審査の中では、評価基準に照らしまして、一部満たしてはいないが、支障はないということで、点数をつけさせていただきましたが、その後の二次審査のプレゼンテーションの

中で、改めて事業者のほうからその考え方について説明を受け、区としては、その提案内容で問題ないというふうに判断をいたしまして、総合的に採点をしたというところでございます。

特に、使用頻度の高い、我々戸籍住民課のカウンターですので、よく使うところはやはり丈夫に使って、さらに人の目に留ませたい木材利用の部分というところは、また別の視点でというところの、そのバランスなのかなというふうに思っております。そういったことを考えれば、我々の丈夫で長持ちというような視点もありながら、木材というところを皆さんに知っていただくという中では、今回の提案内容というところは、非常に適切なんだろうというふうには考えているところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 やっぱり戸籍住民課って一番来庁者の方が来るんだと思うんですね。いっぱい書類も書くんだと思うんですね、これからもね。書かない役所というのは、今、言われるようになったけど、記載台が、8台買って、いっぱい打痕が残っちゃいけないからメラミン化粧板のほうがいいですよというのは、それがいいでしょうというふうに選ぶくらいだから、全く書かないということはないと思うんですね。

そうなってくると、ちょっともう一個聞きたいんですが、この多摩産材というのは、今、全都的に各自治体に使ってくださいというようなことで、森林環境譲与税の関係で、東京都の産労局なんかも推奨しているというようなことになってくるわけですが、多摩産材を利用した各自治体のいろんな備品の購入とか什器の購入というのは、いろいろされているようでありますけれども、文京区でいうところの戸籍住民課に相当するようなところに、多摩産材のカウンターとか記載台を入れたという前例というのはあるんですか、その様子なんかは聞いていますかというのが1つ。

それから、やっぱり木製の備品で、いっぱい来庁者が来るというところですから、メンテナンスのしやすさとか、それは日常使いのメンテナンス、それから先ほど耐用年数みたいな話がありましたけれども、いずれにしても長く使っていくということになると、多摩産材、木材のこのカウンターの耐用年数という考え方、もしくは安全性とかいうことについては、何か基準とか考え方というのは文京区は持っているんですか。もしくは、推奨しているのは東京都のようだけれども、そこでこういうのは長持ちして、こういうふうは何年もちますよとか、ささくれができないように毎日やすりかけたほうがいいですよみたいな、そんな話というのはあるんですか。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 ほかの自治体の類似事例というところですけども、今回、東京都のほうでこのような補助金をどのくらい活用しているかというところ、我々もちょっと把握はしておりません。ただ、いろいろインターネットを見る限りでは、我々のような戸籍住民課みたいなところを木材のカウンターにするという事例は、そんなに多くはないかなというふうには考えています。把握している限りでは、例えば国分寺市などが我々のような窓口、職場で木材を利用した窓口を採用しているというような情報はございますが、それがちょっと多摩産材なのかどうかというところまでの情報は把握しておりません。

またあと、メンテナンスの基準とかも、具体的なものはございませんけれども、これから、今、事業者のほうとも、細部調整は入っておりますけれども、事業者のほうとも確認を取りながら、やはり適切なメンテナンスのやり方ですとか、そこら辺のノウハウというところは把握をしていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 最後に、金子副委員長。

○金子副委員長 最後かどうか分からない。

○白石委員長 最後……。

○金子副委員長 それはなに、これから聞くんですから。

○白石委員長 聞きなよ。

○金子副委員長 聞きますよ。終わりって最初に切るから、そういうことに……。

やっぱり新しい仕様のものを入れるときに、ちゃんと確認しておいたほうがいいと思うんですね。メンテナンスのコストとか人手というのはどれぐらいかかるのかと、これ確かめているんですか。やっぱり木材の、例えば一般住宅でも、フローリングがいいねといってよくやるんですけども、メンテナンスというのはかなり大変ですよ。凹凸ができれば、本当にサンドペーパーでやらないと、ささくれ危ないというのがまたあるわけですよ。

だから、これ私、東京都の産業労働局のほうにも間接的に聞きましたけれども、安全性とか耐用年数って特になんないということのようですよ。

それで、ぱっと見て、一番来庁者が多くて、一番事務作業としては激しいようなところで、木材を入れるということで、逆に、そこで働いている人たちが毎日終わったらメンテナンスしなきゃいけないみたいな話になったら、清掃はそれぞれされているんだと思うんですけど、逆に負担が増えるみたいなことにはならないんですか。その辺の確かめというのは、前例があって、かなりなお金ですから、確かめた上で提案というのは私は必要だというふうに、だ

ってささくれが出るかもしれませんと、そういうふうにしないようにというので、内田洋行さんも提案しているんですよ、メラミン化粧板ね。その辺のメンテナンスコストみたいなこと、それからそれに係る人手みたいなものというのは、検討された経過というのはあるんですか。

○白石委員長 齊藤戸籍住民課長。

○齊藤戸籍住民課長 今回は、特に使用頻度の高くて劣化のしやすい部分というのは、木材を使わないで、逆に丈夫な素材で長持ちするようにというようところで使い分けているというような状況でございます。

そのほか、木材の部分でメンテナンスがどれだけ必要かというところ、具体的にまだ確認は取れておりませんが、今後、事業者ともそこら辺の確認を取りながら、必要な対応は取っていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 これからというんですけれども、それは提案するときに、やっぱり仕様についてはよく確認する必要があると思うんですね。何でこういうことを言っているかというのと、多摩産材を使っちゃいけないといっているんじゃないかと、ほかの自治体の主要事業というのは、ベンチとか図書館の書架とかいろいろ多様に確かにあります。私も見た限りではないんですよ、戸籍住民課みたいにいっぱい人が来るところはね。1個だけ八王子市役所の農林課というのがありましたけれども、戸籍住民課とはちょっと比較にならないというふうに思うんですね。

だから、少なくとも、日常のメンテナンス、それから定期的なメンテナンス、それからこれまで30年使ってきたというんですから、それと同じぐらいの期間がもたないと、やはり基本的には税金を使ってやっている以上、いけないというふうに思うんです。その間の劣化が進んで、やっぱりそれだけ来庁者が多いところだから劣化して、ちょっとみすばらしいとなってはまた困ると思うんですよ。だから、これが10年で取替えみたいな話になったら、これは同じ話になっちゃうので、そうならないように、きちんと長持ちするメンテナンスの方法なり、またそれコストの面も含めて検証して、そして提案すべき課題がまだ残っているということについては申し上げておきたいというふうに思います。

○白石委員長 これで、議案第8号の質疑を終了させていただきます。

各会派の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 本議案は、戸籍住民課来庁者スペースの利便性向上を図るものであり、区民が主役の会は、賛成いたします。

区役所には、高齢者や障害のある方、それから外国にルーツのある方、子育て中の方など、様々な、多様な方々が来庁されます。今回の整備により、利用しやすい窓口環境となることを期待しております。

一方で、窓口サービスを整備するだけで完結するものではありません。来庁者の困り事に応じて必要な制度や支援につなげる職員の知識や対応力、寄り添う姿勢の向上を求めます。

また、区民は、戸籍の相談や福祉の相談と分けて来庁されるわけでもないわけですよね。困り事、分けて来られるわけでもないの、1つの窓口から必要な支援につながり、できるだけ少ない移動で手続きが完結できるよう、そうした区役所を求めて、区全体として、戸籍住民課にとどまらず、文京区全体で検討を進めることを改めて要望して、本議案に賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 窓口を利用される区民の皆様や職員の利便性向上につながる更新で、都の補助金や森林環境基金も活用できるということで、妥当な内容と判断いたしまして、議案第8号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 永久の会、議案第8号、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 DX化について、ぜひ文京区全体として推進をしていくということを併せてお願いをして、本議案に賛成をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第8号、賛成させていただきます。

先ほど質疑させていただきましたが、区の財政負担を抑制しながら整備をしていただいた点や、また、多くの区民が訪れる、そういった戸籍住民課の窓口を、温かみのある多摩産材を活用していただいたこと、ストレス緩和や窓口環境の向上につながるとっております。そういった取組を、プレートなども貼りながら区民に広げるという観点においても、非常に意義深い取組というふうに思います。

施行する際に、先ほど期待をしましたユニバーサルデザインの徹底ですとか、また、そういった書かない窓口、窓口DXの移行を見据えて、デジタル機器の導入や配置に柔軟に対応

できる拡張性や可変性を持った設計施工とすることを期待しております。公明党は賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○名取委員 自民党、議案第8号、賛成です。

様々、今、議論があったとおり、多摩産材を使って温かみのある窓口というのは、当然、重要ですし、ソフトの面がそれだけよくなってきて、先ほど浅田委員もおっしゃっていましたが、窓口対応、案内する方の対応が非常にいいものですから、これをぜひ、雰囲気もよくなって、職員さんの対応もいいということで、非常に誇れるような文京区の窓口になってほしいなという期待を込めて、賛成をいたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第8号について、賛成いたします。

ただ、質疑の中で明らかにしたような課題があると。メンテナンスや使い方という点では、前例のないものですから、きちっと長持ちするようにしていただきたい。こういう質疑をやったのは、私、多摩産材というの、スギかヒノキですというので、ああ、すごいなと思ったんだけど、天板がメラミン化粧板というのは非常に残念だったということなんです。その点については申し上げておきたいと思います。

○白石委員長 それでは、議案第8号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、原案可決すべきものと決定をさせていただきます。

続きまして、議案第9号から第16号までの建物の処分について。

議案第9号から第16号までの8件については、建物の処分に関するものとして、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行わせていただきたいと思います。

それでは、議案第9号から議案第16号までの提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第9号、建物の処分について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの27ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案集データの28ページを御覧ください。

まず、1棟の建物の所在及び名称は、東京都文京区根津一丁目205番地2、コーポ根津清

水。

次に、専有部分の建物の名称、構造及び床面積は、401、鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て、4階部分、67.22平方メートルでございます。

議案集データの27ページにお戻りください。

次に、処分金額は、金8,263万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区根津二丁目15番13号、実用根津ホーム株式会社、代表取締役、中川英則でございます。

続きまして、議案第10号、建物の処分について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの29ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案集データの31ページを御覧ください。

まず、1棟の建物の所在及び名称は、東京都文京区根津一丁目205番地2、コーポ根津清水。

次に、専有部分の建物の名称、構造及び床面積は、701、鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て、7階部分、67.22平方メートルでございます。

議案集データの29ページにお戻りください。

次に、処分金額は、金9,008万9,000円でございます。

契約の相手方は、個人の方でございます。

続きまして、議案第11号、建物の処分について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの33ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案集データの34ページを御覧ください。

まず、1棟の建物の所在及び名称は、東京都文京区根津一丁目205番地2、コーポ根津清水。

次に、専有部分の建物の名称、構造及び床面積は、703、鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て、7階部分の68.62平方メートルでございます。

議案集データの33ページにお戻りください。

次に、処分価格は、金9,203万30円でございます。

契約の相手方は、個人の方でございます。

続きまして、議案第12号、建物の処分について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの35ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案集データの36ページを御覧ください。

まず、1棟の建物の所在及び名称は、東京都文京区根津一丁目205番地2、コーポ根津清水。

次に、専有部分の建物の名称、構造及び床面積は、801、鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て、8階部分の67.22平方メートルでございます。

議案集データの35ページにお戻りください。

次に、処分価格は、金1億1万円でございます。

契約の相手方は、個人の方でございます。

続きまして、議案第13号、建物の処分について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの37ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案集データの38ページを御覧ください。

まず、1棟の建物の所在及び名称は、東京都文京区根津一丁目205番地2、コーポ根津清水。

次に、専有部分の建物の名称、構造及び床面積は、903、鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て、9階部分の68.62平方メートルでございます。

議案集データの37ページにお戻りください。

次に、処分価格は、金9,388万円でございます。

契約の相手方は、東京都千代田区内神田一丁目7番6号北大手町ビル、株式会社青山メイ
ンランド、代表取締役、西原良三でございます。

続きまして、議案第14号、建物の処分について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの39ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案集データの40ページを御覧ください。

まず、1棟の建物の所在及び名称は、東京都文京区根津一丁目205番地2、コーポ根津清水。

次に、専有部分の建物の名称、構造及び床面積は、1101、鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て、11階部分の67.22平方メートルでございます。

議案集データの39ページにお戻りください。

次に、処分価格は、金9,500万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区根津二丁目15番13号、実用根津ホーム株式会社、代表取締役、中川英則でございます。

続きまして、議案第15号、建物の処分について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの41ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案集データの42ページを御覧ください。

まず、1棟の建物の所在及び名称は、東京都文京区根津一丁目205番地2、コーポ根津清水。

次に、専有部分の建物の名称、構造及び床面積は、1102、鉄骨鉄筋コンクリート造1階建て、11階部分、66.82平方メートルでございます。

議案集データの41ページにお戻りください。

次に、処分価格は、金8,565万710円でございます。

契約の相手方は、千葉県松戸市小根本37番地の3、株式会社Myアセット、代表取締役、中野貴行でございます。

続きまして、議案第16号、建物の処分について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの43ページを御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案集データの44ページを御覧ください。

まず、1棟の建物の所在及び名称は、東京都文京区根津一丁目205番地2、コーポ根津清水。

次に、専有部分の建物の名称、構造及び床面積は、1203、鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

て、12階部分、65.51平方メートルでございます。

議案集データの43ページにお戻りください。

次に、処分価格は、金8,478万710円でございます。

契約の相手方は、千葉県松戸市小根本37番地の3、株式会社Myアセット、代表取締役、中野貴行でございます。

以上、8議案について、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

名取委員。

○名取委員 長い間区民住宅として利用されていた、この根津のコーポ根津清水です。売却に当たって、この建物の区分所有者、いわゆる管理組合さんに事前に協議して、その組合のニーズに大変注意を払いながら、様々な条件を区のほうと取決めをして、この入札に当たったものというふうに聞いてはいるんですが、もともとの住民の方との議論というのは、どういったものがあつた、この区が持っている物件を売ることに對して。まず最初に、そこをちょっとお聞き……。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今回、委員御指摘のとおり、昨年、入札公告を出す前段階で、入札に当たっての条件をいろいろ検討している中で、一度コーポ根津清水の管理組合にちょっとお邪魔いたしまして、区のほうでこういった売却を考えている旨のお話をいたしました。その際に、管理組合の方からは、幾つか御意見が出たんですけれども、まず全体的に共通するところは、やはりこれまでの住環境が、入札の結果、やむを得ない面があるんですけど、やはりちょっと大きく変わってしまうことはできれば避けてほしいといったお声ですとか、あるいは入札の参加に当たっては、一定の制限を設けてほしいとか、例えば一例としては、中には個人の方に絞ってほしいといったような御意見もありましたけれども、全体としては、そういう住環境に対する御心配のお声を頂戴したところでございます。

そういった御意見も踏まえて、その他の要因ももちろん踏まえた上で、最終的に入札の条件を決定してまいったところでございます。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。そういった意味では、住民の方の意見を聞きながら、区としては、慎重に對応して、この入札に臨んだんだろうなとは思いますが、ただ、結果とし

て、それぞれの入札件数ですとか、不調になった件とかもあって、告知の方法というものをどういうふうに行ったのかなというのは、今、インターネットの公募ですとか、様々な手法を用いれば、もう少し広く、多くの方に、この情報が行き渡ることができたんじゃないのかなと思うんですが、そのあたり、区はどういうふうはこの入札に関して考えていらしたんでしょうか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、昨年の秋に入札公告を出すに当たりまして、実際は、まず第1回目の入札公告を出す際には、基本的なPRは区のホームページ、契約管財課のホームページで御案内することを基本といたしまして、基本的には、広報としてはそれにとどまったところでございます。

御指摘のようなインターネットを活用したオークション、官公庁でも実際使われているものがございまして、いわゆる差し押さえされた動産とかの売却ですとか、中にはそういった行政の財産の売却なんかでも活用されている事例があることは承知いたしております。

我々もその辺の可能性も考えたんですけれども、一つ課題がございまして、たまたま調べた限りでは、手数料が10%程度かかるといった話もありまして、手数料が一定かかるところが一つ課題としてありましたので、区のホームページのみでのPRとなりました。ただ、御指摘のとおり、1回目の入札で不調が2戸生じてしまったのは事実でございますので、二度目の入札を行うに当たりましては、今回、売却の業務の支援を委託しております区内の不動産団体の協力をいただきまして、文京区内と近隣の2区の区内の不動産の業者の皆さんに別途周知をお願いして、2回目の入札に臨んだところでございます。

○白石委員長 名取委員。

○名取委員 ということは、文京区の宅建組合さんだとかそういったものに対しても、協力を仰いで、情報については近隣区を含めたところに流れていって、今回の結果になったという理解でよろしいわけですね。はい。

その金額の多寡については、感覚的にですよ、今、これだけ不動産が高くなっている中で、これを安いと思うか高いと思うかというのは、様々な議論があるところでありますけれども、区の財産として、一定高く売ったほうがありがたいと思うんですが、想定価格からどのくらいの差でこれが売れたのかという質問をして、最後の質問にいたします。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず最初に、先ほどの答弁のちょっと補足で、2回目の入札に当たりま

しては、区内の不動産団体の協力を得まして、本区内と、あと豊島区、荒川区内の不動産業者の方への周知をお願いしたところでございます。

今回は、最終的には8戸トータルで7億2,407万450円で売却ができました。予定価格としては、いわゆる最低売却価格といたしましては、6億8,171万円でしたので、トータルで約6.2%、最低売却価格よりも多い金額で落札ができたところでございます。こちら、予定よりも6%高く売れたところ、いい面ももちろんありますけれども、より高く売れたのではないかという課題があるのも事実でございますので、まずはそういった成果と課題については、今後、公有財産の売却の際には、また今回の教訓を生かしていきたいと考えております。

○白石委員長 続きまして、田中香澄委員。

○田中（香）委員 今の名取委員の続きをやりたんですけども、その前に、改めてなんです、この根津住宅の、当初13戸、文京区が持っていて、3戸、防災住宅として活用していて、2戸は訴訟があって、8戸、このように売却の対象としてやっていただいたというところは、それでいいのかなというところと。

そういう中で、先ほど名取委員も触れていらっしゃいましたが、管理組合の皆様と丁寧に協議をして、協議をされても全て飲み込めないお話もおありだったかと思うんですが、そういった丁寧な手続をやっていただいて、このように売却ができて、そしてさらには、先ほど106%と、少し予定価格よりも高い金額で売ることができたというところは、ほっとしているところかなというふうに思っています。

先ほどオークションという話がありましたけれども、10%の手数料が仮にあったとするならば、例えば今、7億2,407万の利益が出ましたというところだと、七千何百万というような手数料が取られてしまったかもしれない。一方で、もしかしたらもう少し高く売れたかもしれない。そのあたりの、今となってはそんな話をしても後に戻ることにはできないんですけども、せめてそのあたりの検証みたいなことについては、どのような考えなのかということとは感想としてお聞きをしておきたいと思います。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今回、入札を行うに当たりましては、今、委員からも御指摘いただきましたように、今、住んでいらっしゃる住民の方々の御意見ですとか、あるいはコーポ根津清水自体が約20年にわたって区立住宅ですとかで運営してきて、かつ、これからも保育園があったり、シルバーピアがあったりということで、そういった特徴がある物件であるということも踏まえつつ、ただ、やはり公有財産の売却ですので、原則は1円でも高く売却しなけ

ればいけないという、そういう側面もありましたので、このあたりのバランスをいかに取っていくかが、条件を設定するに当たって悩んだところであり、とりあえずいろいろ検討した結果、今回のルールで入札を行ったところでございます。

御指摘ありましたように、やはり10%の手数料も見方はいろいろありまして、コストはかかったとしても、より全国からいろんな方が参加できる可能性があったのは事実ですし、結果的にその手数料が高くても、それを上回る価格での落札の可能性もあったのは事実だと思っております。

その一方で、単純に今回の7億2,000万に対して、手数料10%って考えてしまいますと、6,500万円ぐらいになってしまいますので、最低売払価格よりも実質実入りが少なくなってしまうという面もございますので、このあたりは、ただ、ツールとしてはございますので、また今後、公有財産の売却の機会がありましたら、改めてそのメリット、デメリットをしっかりと吟味しながら対応していきたいと考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 そうやって高くなっても、また周辺の住民の方たちからすると、それもちよっとひやっとするようなところもありますし、一定、こういった入札が最終的にはできたというところで、本当にお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

で、結局、売却益というものについての考え方とか、区の方角性というものを聞いて、私は質問を終わらせていただきたいと思うんですが、建設委員会ではなかったものですから、建設委員会でのこういった売却益をどのように活用していくのかというのは、どのような整理になっているんでしょうか。

○白石委員長 猪岡財政課長。

○猪岡財政課長 売却益のお尋ねになりますが、委員おっしゃられましたとおり、令和4年度に建設委員会で御報告させていただきました、文京区住宅事業終了後の施設の活用方針におきまして、売却益は今後の同建築物内の区有施設の維持管理費に充当とお示ししているところでございます。

具体的に、こちらの施設におきましては、シルバーピア根津や障害者住宅、あと職員住宅、根津保育園、そういったものが入っているところでございます。これらの経費、毎年一定程度の費用を要しているところでございますので、今後これらの経費に充当していくことを想定しているところでございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。維持管理経費、大体どのくらい毎年かかっているのか、そしてまた、先ほど7億超の売却益があるということですので、それはどのくらいもつのかというか、すごくたくさんの年月が使えるのか使えないのか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいと思います。

○白石委員長 猪岡財政課長。

○猪岡財政課長 経費につきましての御質問になりますが、まず毎年、これら先ほどお伝えしました施設に要する歳出額としまして、2,600万円ほどかかっています。それに対して、特定財源、施設の使用料等におきまして、1,000万円ほどの特定財源の収入がありますので、差し引く一般財源としては、毎年1,600万円ほどかかっているところでございます。今回の売却益、これらに充当すると考えたときには、50年弱の充当経費になっているところでございます。今後こういった形で後年度の経費に充当するかというところにつきましては、今後、庁内において検討してまいりたいと思っているところでございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 50年ということになると、やっぱりそういう将来的な維持管理経費に充てていくということは大事だと思う一方で、今、物価高や、様々、高齢者、障害者、若者、文京区にも様々な困難に直面をしている御相談がございます。今現状、大変な目下の課題ということに取り組むということも必要なのではないかなというふうに思います。様々アイデアは、我が会派だけではなく、それぞれの会派の皆様もお持ちであろうというふうに思っています。物価高対策以外にも、そういった生きた生活支援に向けた、そういったものに今のお金を還元できるような、そういった検討をぜひやっていただきたいと思います。最後にその御決意だけお願いいたします。

○白石委員長 猪岡財政課長。

○猪岡財政課長 今、委員からございました、今回の売却益の活用についてのお尋ねになりますが、委員おっしゃられましたとおり、高齢者、障害者、若者、そういったところにたくさん昨今費用を用意しているところでございます。

今回、生まれまして売却益につきまして、後年度に活用していくとなると、幾つかこれまでも事例がございまして、本年度に収入した特定財源については、次年度以降、一般財源となってしまうところでございますが、それについては、これまでも基金を設置して運用していく事例等もあるところでございます。今回、その基金の検討を進めるに当たって、当然、その基金を何に使っていくかというところも検討対象になっているところでございますので、

今、委員がおっしゃられました活用も含めまして、今後、庁内で検討してまいりたいと思っています。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 その基金の今現在の残高はどのくらいになっているのでしょうか。

○白石委員長 猪岡財政課長。

○猪岡財政課長 基金というと、どちらの基金、地域福祉基金、はい。地域福祉基金のお尋ねになりますが、現在、地域福祉基金につきましては、約5億1,000万あるところでございます。今、委員からおっしゃられましたこういった地域福祉基金の活用というような御提案のところも含めまして、今後、検討をしてまいりたいと思っているところでございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ということは、その5億と今の7億、十二、三億というような部分があるということですので、すごく期待ができるお金なのかなというふうに思っております。前向きにぜひ検討を進めてください。

以上です。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 お伺いいたします。

公有財産の処分につきまして、基本的な考え方というのは、まず公正でなければならないですね。それから、透明性が問われるということ。それから、競争が働かなければならないということですね。これは、もちろん区民の財産であるということなわけです。

それで、どう高く売るかという、それは共通の理解だと思いますが、その中で、先ほど来、こうした物件が出ますと、一般競争入札しますよということをお知らせしたのが、区内の宅建業界の方、それから先ほど豊島区と荒川区だけというふうにお伺いしたんですが、なぜこういう、ある意味狭い範囲ですよ、になったのか。なぜ豊島区、荒川区なのか。まず、ちょっとこの点についてお伺いいたします。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、区内の不動産団体の方への御協力というのは、その団体の方に何か入札の情報を出して、売却への御協力をいただくということではなく、今回、我々がこういった、いわゆるマンションといいますか、公有財産を売却するに当たって、なかなかこういった公有財産の売却でも、このようなマンションのようなものを売却する機会はこれまでもありませんでしたので、売却業務全般について、アドバイスをもらったり、あるいは今回、

現地見学会というのを2回やりまして、特に1回目の入札の現地見学会なんかで、人員を派遣して、我々の売却業務をサポートしていただくための業務委託をやったところが、区内の不動産団体でございます。

PRについては、もともと、今回、区のホームページをベースに考えておりまして、ただ、1回目の不調の問題がありましたので、この売却業務を支援していただいている団体に御相談して、その委託業務の範囲の中で、協力していただけるということで、たまたまその近隣2区でのPRについて御協力いただいたところでございます。

何で区のホームページだけかというところではございますけれども、一応、当初のこちらの見通しでは、これだけ今、不動産の取引、特に都心については、ある程度活性化されているといった状況もございましたので、一応、事務局の見立てとしては、区のホームページをベースで、一定、入札参加があるだろうという見立てがあったことが背景にございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 そこで、つまり文京区内の宅建業界の方に委託をして、そちらの関係の方が豊島区、荒川区の関係の方につながりというか、お付き合いがあるということなんですけれども、それって公正、公平、それから競争ということを考えると、ちょっとどうなのかなという気がするんですよ。

というのは、各自治体は、調べてみましたら、いろんな方法で公有財産の処分というのは行われていて、それが都心部である、あるいは地方の本当に山の中の町と、もちろん条件は違いますけれども、やっぱり基本は、広く、どなたにでもといっているぐらいしなきゃ、こういう物件が出ますよということは伝えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですが、今、お伺いしていると、非常にちょっと、特定の宅建になるんですが、それでもやっぱり、その会社のつながりとなってくると、私はちょっと狭いんじゃないかなという気がするんですよ。

一方で、先ほど名取委員もおっしゃいましたけれども、SNS、インターネット等を使った入札、例えば官公庁オークションのそうしたものと、あるいは、これちょっと分からない、手数料かかるかもしれないんですけど、不動産ポータルというところを利用されている自治体もあるというふうに伺っています。

ですから、今回のその物件を売り出しますよということに対する周知、情報提供、文京区としてのアピール、これはちょっとどうだったのかなという疑問がどうしても消えないんですが、その点いかがですか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、一応、区のホームページで、広く、どなたに対しても公表しているのはベースでございますので、その限りにおいては、何か本当に特定の方を対象を絞った入札公告ではなかったというふうに認識しております。それにプラスアルファで、2回目の入札については、結果的には周辺区の協会に加入の事業者の方にはプラスアルファでPRをしたというところでございます。

今回、実際の入札の参加者自体は、1回目の入札は、いわゆる実人員ですね、企業と法人を合わせて5社だったんですけれども、現地見学会というものを、今回、入札に当たって参加必須というルールで行いまして、それには個人と企業を合わせて全部で21社参加していただいているところでございます。

2回目の入札のときも、本番の入札は参加は3社にとどまったんですけど、参加が必須の現地見学会は10社参加してきているところでございますので、決して多い数字ではないんですけれども、だからといって競争が働かないほどの少ない数字でもない業者が集まったのは事実です。

ただ、そのPRの仕方につきましては、先ほどの名取委員への御答弁で申し上げましたとおり、やはり今回の成果とともに課題でもあるとは認識しておりますので、そこは次回以降の売却においてまた検討していきたいと考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 分かりました。

もう一点、転売ということなんですよね、転売が、前、裁判所の勧告で和解に応じたときには、これについては、10年間でしなすけ、転売はしないでくださいという条件がついて、和解をしたということですが、今回の場合は、落とした方の名前を幾つか拝見すると、不動産屋の方がいらっしゃるんですよね。ここはもう当然のことながら、自分のところで持ってもね、賃貸で貸すのかどうか分かりませんが、ただ、地元の不動産関係の方に伺えば、もう既に中をちょっときれいにするとかいろいろやって、幾らで売り出すよという話が巷の話題で流れてきていますよね。

この転売については、最初に転売しないでくださいよという条件はつけられなかったのかどうなのか、あるいは、そもそも転売することをもう前提として今回は行われたのか、ちょっとこの点についてお願いいたします。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 委員御指摘のとおり、入札の条件を検討するに当たりましては、やはりその転売についてどうするかというところはかなりこちらも悩んだところでございます。そもそもこの入札を始めるに当たりまして、それこそ先ほど触れました業務を支援していただいた不動産の団体の方であったりですとか、他区の類似事例の状況を踏まえますと、このような入札を今の時期にやれば、想定される参加者としては、やはり不動産事業者が高いというのは避けられないという、そういった現実があるというところがございます。

ですので、一定、転売規制を厳しくし過ぎてしまいますと、そういった主たる参加者である事業者の参加が減ってしまったりですとか、あるいは入札に参加してもそれを制約と考えて、価格がすごく低く抑えられてしまうようなリスクがあるのではないかとといったところも考えたところがございます。

その一方で、何も規制をしないわけにはいかないところも思っていたところがございますので、最終的につくったルールといたしましては、いわゆるこれから正式に御議決をいただいた後、売買契約が成立するんですけど、その後に、いわゆる引渡しを買主の方とやる予定でございます。なので、その引渡しのタイミングまでは、転売を規制するといったようなルールで、最終的には運用してきたものでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。やっぱり地域、あれは根津ですけども、地域の方からすると、正直、売買をね、これはしょうがないと思うんですが、ただ、昨今、御承知のように、いろんな民泊の関係でありますとか、あるいは外国の方が大勢見える、あるいは住居することによって、ごみの問題であるとか、夜の騒音といいますか、そういう問題とか、いわゆる住民、生活していく上でのルールの問題等々で、結構問題になったりもしています。

売ってしまえば、もうそちらのもので、こちらから口は出せませんよということになってしまうんですけども、そこはやっぱり自治体として、最後に渡すときまでにという話がさっきありましたけれども、対応については、ぜひ住民の方の声も配慮したこと、そういう内容で引渡しのほうはお願いをしたいと思います。

以上です。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、今後、引渡しのタイミングが来るまでは、しっかりこちらで状況を管理して、転売がなされないように留意してまいりたいと思います。

また、今回はその売却が終わりましても、いわゆるこのコーポ根津清水全体としては、文

京区としての保有する住戸はまだ多く残っておりますので、今後とも一定の、管理組合のほうに文京区としても引き続き関わっていく機会がまたございますので、そういったところで住民の方の御意見も聞きながら、そういった管理組合にも参加していきたいと考えております。

○白石委員長 続きまして、宮野委員。

○宮野委員 今回の売却に際しては、ホームページで広報が行われて、結果として、一般の個人の方が3世帯で3戸、不動産会社の方が3社5戸を落札されました。入札条件としては、現地見学会への参加必須や保証金事前納付などの条件が課されたということを伺っております。

公有財産を処分するに当たり、公正な契約を行うために、それらの一定の条件の必要性は理解しているんですけども、やはり手続の煩雑さですとか、情報の取得しにくさの観点からは、一般の個人の方にとっては、ハードルが高いものになっていたのではないかなというふうに感じております。

1円でも高く売らなければいけない側面もあったというような御説明が先ほどありましたけれども、やはりもともと住宅政策に活用されていた物件を適正な価格で売却していくということに関しては、一般個人の方への情報伝達と参加のしやすさが重要というふうに考えますし、先ほど管理組合の方から個人に絞ってほしいというような御要望もあったというような御説明がありましたけれども、今回、区として、どのような判断基準で、事業者も含めた募集を行ったのか伺いたいのと、そのあたりの今回の入札要件の設定、個人の方の立場に立ったときに広報などが適切であったか、その辺の評価を伺いたいと思います。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、入札の対象者に事業者の方を含めるべきか、個人の方かというところの議論、その検討につきましては、今回、入札を行うに当たりまして、こういった趣旨の入札を行う際には、やはり主たる参加者としては、どうしても事業者の方を抜きに考えるのは難しいというのは、委託している事業者からも助言をもらいましたし、よその区の類似の事例でも確認できましたところなので、そこはそういった背景がありましたので、やはり事業者の方を排除するのは、その段階でやめたところです。

その一方で、委員御指摘のとおり、やはり個人の方にもぜひ参加していただきたいという思いは我々も強く持っておりまして、なかなか一般の個人の方は、こういった入札を通じて物件を買う機会は少ないと思われますので、一つ事務局で工夫いたしましたところは、今回、

入札公告に併せまして、細かい入札のルールを御説明した区分所有権建物売払一般競争入札説明書というところ、20ページぐらいの冊子があるんですけども、その中で、個人の方向けの御案内のところをちょっとピックアップして、少しページを割きまして、個人の方でもちょっと分かりにくいところがありますので、スケジュールなどを分かりやすくちょっと御紹介したりですとか、あと、どうしても個人の方ですと、いわゆる金融機関から住宅ローンを組んで購入なすることが一般的には想定されるんですけども、こういったローン審査の手の流れも踏まえまして、本来、売買契約を締結してから、売買代金をお支払いいただくまでに、20日以内という区の原則のルールがあるんですけども、こちらをそのローン審査の現状も踏まえまして、ちょっと例外的に50日以内という期間を設定して、個人の方が少しでも参加しやすいようにという思いで、そういった対応をしたところでございます。

なお、広報全体につきましては、区のホームページをメインでやっておりましたが、先ほどの議論にございましたとおり、こちらについては課題もございまして、今後、ほかの手法も含めて、またメリット、デメリット等を検討してまいりたいと考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 御答弁ありがとうございます。今回の結果を見ても、半数以上の5戸を不動産会社が落札しております。先ほど浅田委員からもありましたけれども、事業者売却された物件は、今後リノベーションなどを施されて、さらなる高値で転売されていくことも予想できます。もともと、やはり区の住宅政策によって造られた区立住宅が、いわゆる投資目的の物件や、現在の一般的な家庭には手が届かないような高額な物件へと変貌していくことにつながると思うんですけども、やはり私としても、例えば買手を居住目的の個人の方に限定するですとか、転売制限ですとか、そういった条件を設けていただいてもよかったのかなと、政策的なそういった配慮も組み込んだ設定にできるとよかったのかなというふうに思っております。

事業者の参画前提で、こういった今回の条件設定だったということは、先ほどの御答弁で理解をしました。区としては、今回の売却で財源を確保できたという点はあるかと思うんですけども、先ほどからも申し上げているように、もともとやはり住宅政策に活用されていた物件ですので、このように市場の論理だけで投資対象として扱われていくということに、私はちょっと違和感を感じる面もあります。その辺については、どのような認識をお持ちか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 御指摘のとおり、このコーポ根津清水は、区民住宅として長年運用されてきた経緯がありますので、そういった事情を抱えているところは認識しております。ただ、令和4年の建設委員会でも御審議もございましたし、当時の令和4年9月に、区立住宅事業終了後の施設の活用方針というところで、当時、様々な検討がされた結果、売却処分をするという方針が一応立てられましたので、それにのっとって今回、進めてきたところでございます。

ただ、委員がおっしゃっているような懸念はもちろんございますので、その上で、今回、入札の条件を設定するに当たりましては、そういった少しでも個人の方が参加しやすいようにというところに配慮したりですとか、そういったコーポ根津清水の管理組合の方の御意見も踏まえたりですとか、その一方で、やはりきちんと売却益も確保できるための視点も持って、何とかそういった複数の様々な観点といたしますか、要請といたしますか、そういったものを踏まえて、条件を整理して行ったのが今回の入札であると、今は考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 今回の条件設定、いろいろな側面を鑑みて、そのバランスを取って設定されたということで、手続上の正当性というものは理解をいたしますが、やはり今後、公有財産の処分において、それぞれの財産の性質に応じて、ただ売却益を出すだけではなくて、政策的な配慮というのを組み込んで、売却手法を検討していただきたいということを要望させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○白石委員長 続きまして、海津委員。

○海津委員 まず最初に1点、先ほど課長のほうから、公有財産だから当然1円でも高く処分していくというのをおっしゃっていただいたと思うんですけど、そうした発言の根拠になる部分、教えていただけますか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 やはり区が所有している公有財産を売却するに当たりましては、もちろんほかの公平性・公正性の側面はありますが、適正な価格で、もちろん、より高い価格で売却できることが最終的には区の歳入にもつながることでございますので、そういった観点から、先ほどのような答弁を申し上げたところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。当然、地方自治法とか様々なところにも関連していることなんだとは思いますが、そうした中で、この間、予特の中で依田議員のほうからも指摘さ

せていただいたことなのですが、今回の入札に当たって、8部屋のところに時間差で1部屋ずつあれされて、入札、来る人は、その時間帯、なんだったら、その部屋にまず来てくださいと。そうすると、周りを見て1人だったら、そうすると最低価格、8,200何とかの一番最低価格で入れても、入札通っちゃうわけですよということ、お認めもいただいていたところだと思います。そうしたやり方、あとはインターネットのことも、そこで質疑の中で、一朝一夕というか、一長一短だということもお話しいただいていたところです。

そうした中で、課長のほうで、そうした課題も認識しながら、今後、さらなる適正な入札に向けて検討していくというか、考えていかなければならないという御答弁があったんですけど、今、どのような段階まで入札方法を考えいらっしゃるか、教えていただけますか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 次の具体的な公有財産の売却は、何か個別に俎上に上っているものは、まだ現時点ではございませんが、先ほど少し話題に出ましたほかのやり方としては、そういった手数料はかかりますけど、民間のインターネットオークションの活用であったりですか、あるいは郵便による入札ですとか、あるいは、ちょっとこの不動産の売却になじむか課題はあるものの、一般の契約で今、使われております東京電子自治体調達サービスという、これも電子で入札ができる仕組みがあるんですけれども、そういったものの活用の可能性というのはありますので、今後、それぞれのメリット、デメリットを検討していきたい、精査していきたいと考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、そうした、今、検討いただいているところのメリット、デメリットなんかも併せて、きちっと区民に分かるような形で検証過程を記録していただき、そして、そうした入札というものが適正なのか、そしてまた、今回の一つとすれば、1戸ずつに入札に参加する方に1部屋に集合させてやった結果が、結局1人だとすると、最低価格に近いものになってしまったという、そうした事実のことも含めて、きちっと記録して、今後につなげていただくとお約束いただけるものかどうかを最後に御確認したいと思います。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今回のやり方は、御指摘のように、やはり最低売払価格での入札、あと、ほぼそれと同額の入札というのは、今回のやり方ゆえに起きてしまったことです。そこはやはり課題として捉えております。

その一方で、今回のやり方であったがゆえに、少し高い金額での入札ができたのも、これ

は事実でございます。これは逆に、相手が、特に複数の物件を申し込んだ方については、最初の申し込んだ物件で落札できなかったときに、落札した方がどれぐらいの金額で落札できたか、御自身の当初の入札額との乖離をその場で確認ができ、軌道修正ができるという面もございまして、そういった面もありますが、やはりちょっと課題もあるのも事実でございますので、そこはしっかり次の公有財産売却に向けて対応していきたいと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、私からもちょっと幾つか聞きたいんですけども、ちょっと今の答弁との絡みで、電子入札のシステムは、この建物を自治体が売るという入札においても、システム的には使えたんですか、今回の場合。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今、内部の検討として、そういったものをやっているというところがございます。電子自治体調達サービスの件につきましては、こちらは実際にそれを御利用するためには、一定の書類が必要であったり、あるいは機器を購入したりということで、一定コストや時間もかかるということもございますので、今回の入札に当たっては、少し検討の俎上には一部出ましたが、早い段階でそれは検討の対象から外したところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それは、書類を用意したりするというのは、入札参加する人の手間のことをおっしゃっているんだと思うんだけど、システム上は、別にそういうのを用意すれば、不動産の購買という入札についても、システム上ができたということなんじゃないですか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 技術的にはでき得るものと認識しております。ただ、不動産売買で、なかなか使われている例は、やっぱりちょっと見受けられないところもありますので、そのあたりはさらなる確認ですとか、検討が必要ということで、まず今回の入札においては、導入をせず、今後の様々なやり方の検討にあつては、また改めて詳細を確認した上で、その可能性の是非については、また確認していきたいと思っています。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 ちょっとこれ、システム的に使えるということなんですね。それで、何でそのことを今、最初に聞いたかという、工事の入札がこの間全部電子入札になっていると。この委員会でやるときに。それは事業者の人たちが事前に接触するような機会を極力なくすということで、入札の公正性とか公平性とか競争性を担保するんですと、こういう説明を私た

ちは受けてきたからなんですよ。

今度は、この後聞きましたけれども、物件説明会、建物説明会、ここが入札参加の必須条件になっているんですね。となると、そこで入札参加する人がみんな会う可能性が出てくるという、そういうことなので、その辺について、ちょっとまたこの後聞いていきたいと思えますけれども、それは特に……。

○白石委員長 お昼となりましたので、副委員長の質問は午後1時から再開をしたいと思います。

休憩を取ります。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○白石委員長 それでは、時間前ですが、総務区民委員会を再開させていただきます。

午前中の質疑の中で、答弁の修正があるそうですので、よろしくお願いします。

木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 午前中の私の答弁に誤りがございましたので、お詫びいたしまして訂正させていただきます。

インターネットオークションの手数料につきまして、午前中の御答弁で10%と申し上げてしまいましたが、正しくは5%となります。この5%も、1億円を超える不動産については例外がありまして、1億円までが5%、1億円を超える部分については3%となるものです。こちらが正しい情報です。

あわせて、この10%を前提に、今回の入札結果に係る想定手数料を申し上げてしまいましたので、正しくは、想定手数料は約3,600万円となります。お詫び申し上げます。

以上です。

○白石委員長 よろしいでしょうかね。はい。

では、午前中の質疑を続けさせていただきます。

金子副委員長。

○金子副委員長 そしたら、続きで聞きますけれども、私が聞いたのは、入札のそういう公平性とか透明性とか競争性とかを確保する上で、工事の契約では、入札参加事業者の人が極力会わないような物理的な対応、電子入札というので最近は取っているけどというところでありまして、そういう心配というか、そういう考え方というのは、今回の建物売却の入札説明書の中でも、私と同じように区側も心配していたというふうに思うんですね。それは、入札

説明書にこういう記載があるわけでありまして。入札説明書の10とか11のところに書いてあるんですが、これ入札と開札に関する説明ということで、こうあります。入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす等の場合、入札を公正に執行することができないと認められたときには、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行延期、取りやめることがあると、こういうふうに書いてあるわけです。

ここに関わって具体的に聞きます。それは、先ほど海津委員のほうから、入札がね、ちなみに今回の入札は、実際に入札もリアルに箱を用意して札を入れるというやり方でやられていますけれども、私が聞くのは、物件の見学会のことです。物件の1回目の見学会は、11月27日、28日の両日にわたって開かれ、午前の部が10時から12時まで、午後の部が13時から15時までということで、28日にも同様な時間帯で開かれておりますね。ここに、先ほども多分説明があったと思いますけど、現地説明会には、1回目、21社が参加をしたということです。4つの時間帯に分けているわけでありましてから、1つの時間帯のところに、5社から最大6社ぐらいなんですね。一緒に見学したということになるわけでありまして。

さらに、この入札説明書を見ますと、実施概要のところこういう記載もあるんですね。各回終了の1時間前までに受付を済ませて見学を開始してくださいと、こういうことになるんですよ。そうする、どうなるかという、午前と午後の入替えの時間が、午前の部の人々が12時に見学が終わったら、そこには既に13時から参加をする入札見学者の人たちが必ず来ないといけないというふうになっているんですよ。つまり、午前中の物件見学会の参加者が時間いっぱい12時まで見ていたとすると、必ず午後の見学会参加者と会うというつくりになっているということなんです。

しかも、その受付の場所というのは、コーポ根津清水1階エントランスというのがあるんですけれども、ここはよく知っているんですけれども、率直に言ってとっても狭い、普通のマンションのエントランスですからね、そんな広くないですけど、狭いです。だから、ここに最大、蓋然性としてはと言っておきますけれども、最大10社ぐらいの人が行き交うことになっていたということになるんです。

そこで、御説明いただきたいんですけれども、11月27日、28日の午前の部、午後の部で、それぞれ何社ずつ物件の見学会には参加していたんですか。そのうち個人と事業者の内訳もありましたら、それをお示しいただきたいというふうに思います。

2回目の見学会についても、同じことが言えるんですが、若干、これは受付の時間が変わっていますよね。時間帯でもって、必ず会うというつくりには、こっちはなっていないとい

うことなんです。ただ、先ほどの答弁の中で、2回目の見学会についても10社参加したという事なので、同様に3月8日の午前の部、午後の部、これは午前、午後でそれぞれ2タームずつ時間設定されていますけれども、参加した人数というのを示すことができますか、併せて答弁を求めます。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、現地見学会のルールのところなんですけれども、一応、こちらは御指摘のとおり、11月27、28日、午前、午後であったのですが、受付につきましては、各回終了の1時間前までの受付ということになります。したがって、例えば午前の部であれば、10時頃から12時頃という時間があるんですけれども、そこにつきましては、要はそこに参加するには、終了が12時なので、1時間前の11時までにお越しくださいという趣旨で書いてありますので、開始1時間前に来てくださいという趣旨ではなく、終了の1時間前までには受付を開始してくださいという趣旨でルールを設けたものでございます。

それぞれの参加の詳細の内訳については、すみません、ちょっと今、手元にないので、調べするなど、また後ほど御回答いたします。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、ぴたっと時間が切れるんじゃなくて、逆に、もっと前から来てくださいと、午後の部が始まる1時より1時間前じゃなくて、午前の部が終わる12時より1時間前ということなわけでしょう。だから、もっと早く、11時までに来てくださいということですね。そうすると、ますます、午前の部が、私、言ったように、12時まで全部かかって見てない人もいると思うんですよ、早く終わらせた人とも会う可能性があるということになるんですけれども、今、人数の内訳はちょっと細かい話なんですけれども、では、そこで区の認識を聞きますけれども、時間設定からいったら、明らかに会います、コーポ根津清水のエントランスで。その周辺で会うということになるんですよ、これは。分かりますでしょう。そのことに、実際にやっていて、入札参加者が連合し、または不穏な行動をなすなどの動きは全くなかったというのを確認して、実際にそういう状況を確認して、言えるんですか、どうですか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、1回目の現地見学会におきましては、いわゆる売却業務を支援していただく関係で、不動産団体の方に業務の支援をお願いいたしまして、受付にも区の職員も含めて対応したんですけれども、8戸それぞれの部屋にスタッフを必ず1人配置するとい

うルールの下、運用したところでございます。複数の事業者が参加していたのは、御指摘のように事実でございますけれども、我々、また受託事業者のほうで、当日の状況を確認する中で、何か事業者ごとに、複数の事業者が固まって動くような状況ですとか、そういったところは我々のほうでは確認できなかったもので、そういった不正はなかったものと認識しております。

また、受付に際しても、1社ごとに個別に受付もしているところでございまして、少なくとも現地見学会、我々がやった限りにおいては、そういった不正はなかったと認識しております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 私はまだ不正とは言っていないので、連合とか不穏な行動ということで、そういうのはなかったということでもあります。

で、今、御説明になって、これまでもあった不動産業界団体の方に説明会を運営したということも、ある意味同じ事業者の業界の方なわけですから、その方たちのところも同時に、この入札説明書で言っている連合し、不穏な行動がなかったのかどうか、そういうことはきちっと説明される必要が私はあるというふうに思うんですね。そういう点で、委託をした業界・団体の方のところではどうだったのかというのが1点。

それから、やはり入札に関わっては、そういうことの情報がその後伝わるということがまさに連合し、不穏な行動になっていくというのは、それは物の理として当然なわけでありましてけれども、この委託した仕様書や契約書の中では、守秘義務が当然規定されていたというふうに思いますけれども、それについては、具体的に守秘義務はどのように担保されるのか、確認したいと思うんですね。つまり、説明いただきたいんですけども、実際にこの業界・団体の方が配置をした人員というのは、業界・団体の固有の職員だったのか、それとも加盟する不動産事業者の従業員だったのか。その委託契約の中で規定する守秘義務というのは、仮にですよ、不動産事業者の職員だった場合、業務命令か何かで、今日どういう状況だったかと、例えば経営者のほうで聞くということにも拒否できる、そういう守秘義務として規定されておりましたか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、すみません、先ほどの御質問の答弁で、現地見学会の参加者数なんですけれども、11月27日午前が、すみません、ちょっと個人と企業を合わせてですけど、5組、午後が3組、28日につきましては、午前6組、午後7組でございます。

ただいまの御質問でございますけれども、今回の売却支援を行うに当たりまして、その受託業者と売却支援業務委託の業務委託の契約を結んでおります。契約の仕様書の中で、今回の委託業務に関わった個人または事業者については、今回の根津一丁目住宅の入札に参加することはできないものとするというふうにまず仕様書上うたっております、これを遵守することが大前提となります。今回、関わったものの中には、1事業者の従業員の方も含まれておりますので、そういった方は、個人のみならず、その方が所属している事業者も入札には参加できないという、そういったルールで行ってきたところでございます。

こちらについては、実際、入札を行う過程の中で、受託業者に対しても、そういった、この仕様書に該当するような入札がなかったかどうか確認しております、今回、売却支援業務に関わった事業者と、あるいは個人、事業者を含めて、売却業務に関わった事業者の入札への参加がなかったというところは、受託業者から確認しておりますので、そういった形で不正というか、そういったものはなかったというふうに考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 3月8日、10日の参加者の内訳というのも後で分かるんですか。今、分かりますか。後でね、分かりました。では、それは後で。

それで、今の委託による人員配置の中で、各固有職員じゃなくて、不動産業者の従業員の人もいたということだったと思うんですけれども、それ事業者名もちゃんと確認しているから、入札参加しないということが確認できていると、そういう説明ですか、今のは。配置された人員はどこの従業員だと会社名を確認しているんですね。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今回、委託しているこちらの不動産団体の代表の方を通じて、確認したところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 ではあとは、私がなぜこういう質問をしたかということ、全体の入札の状況を見ましたけれども、今回、落札をした事業者名が3社ありますけれども、いずれについても、この委託をした宅地建物取引業協会の会員さんの事業者だからなんですね。だから、このところについては、区自ら、入札参加者が連合し、不穏の行動がないようにというふうに言っているわけですが、このところは厳密にそのことが実行されたということが求められると思いましたが、お聞きを一応いたしました。

それで、私もこの件に、旧区立根津住宅については、転売規制が必要だというふうに昨年

の令和7年の10月2日の総務区民委員会のときに質疑をさせていただいております。実質的な転売規制が必要だと私、言ったんですね。そのときの答弁として、こういうのがあるんですよ。明らかに投機目的と思われるような転売については、一定規制をかけたいと考えておりますと、このときは考え中だったわけです。ところが、先ほども答弁があったように、物件の引渡しを受けるまでの間には、一切の売却活動できないと、広告とかね、そういうふうになったということなんです。これは実際には、答弁された投機目的と思われるような転売については、規制が結局かけられなかったということになるのではないですか。

それで、この転売規制については、実は、公有財産管理運用委員会かな、でも同様の問題提起がされていて、令和7年8月20日の公有財の記録を見ますと、転売を何年まで禁止のような制限をかけ、今、住んでいる方々に迷惑をかけないように努めてほしいと。やっぱりこのときも検討するだったんですよ。ところが、実際こういう形になったということで、これについては、投機は防げないですね。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず最初に、先ほどの御質問についてお答えいたします。

3月のほうの現地見学会についてなんですけど、3月8日は午前中が2社、午後が3社、3月10日が午前中が3社、午後が2社参加しております。これも、すみません、個人と法人を合わせての数字となります。

あと、転売規制に関するところなんですけれども、確かに投機目的の入札をできれば防ぎたいというところはもちろん持っておりまして、様々な規制の可能性も考えたところであるんですけれども、最終的に、今回の引渡しまでの転売規制という考えに落ち着いた背景の一つといたしまして、やはり規制をやるに当たりまして、ある程度実効性を確保する必要があると思います。その実効性という観点でいけば、やはり引渡しまでの間が一つ現実的に対応が可能なところであろうという、そういった判断もあったところで、今回のルールになったところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 引渡しの以降について、何らかの規制というかね、ルールが必要だったんだろうというのが公有財の問題提起であり、この委員会だけじゃなくて、建設委員会でもそういう議論があったというふうに思いますけれども、そういうのが取られないと。

私は、投資は別に構わないと思うんですよ。実際、例えば、業者さんが買って賃貸に出せば、そこで果実として家賃が入ってくるわけですね。これは投資ですよ。だけど、買った

ものをそのまま所有権が移転した後にまた転売をするとなると、今、お昼のニュースでもやっていたけれども、都心6区の70平米のファミリータイプのマンションの平均価格は、今、1億8,000万円だというふうにお昼のニュースでやっていたから、それだけの収益が出るということでありまして、こういうのは投機的取引というんだけど、実際の取引状況はそうになっているということで、そのことについての、税金を原資にした、そういう取引というのはあっていいんだろうかということは、この間問われていたと思います。これについての有効な規制ができてなかったというのは、非常に私は残念だし、これは、何か今ずっと今後のためにとかという話になっていますけど、あまりこういうことはないと思うので、異例だと思いますので、公営住宅をやめて売却するというのは、これはなかなか大変なことをやったなというふうに思います。

最後に、売却した後の代金が7億9,000万円ということで、先ほど地域福祉基金という名前も出てきましたけれども、結局、1年間の一般財源としてのかかっている費用というのは、1,660万円で、約50年分ぐらいの、ここに関する経費がこれで確保できましたという、そういう言い方じゃなかったけれども、そういうことになるということなんですけれども、今後、基金の使い方については検討するということでもありますけれども、地域福祉基金というのは、いろいろ目的がかかって、今は、介護保険の院内介助という独自サービスのところに一部お金を充てているというのは、ずっとそういう使い方をされておりますけれども、そうすると、例えば地域福祉基金に入れると、院内介助サービスがもっと幅広く使えるようになるとか、そういうことになるということなんですか。それとも、この7億9,000万円を歳入した後、特別の基金をつくるということになるんですか。もともとは、ここは民間と区の共同開発で、地域の環境もよくすると、必要な公的な住宅も確保するというので、開発した土地、資産というか、土地を活用した事業だったということで、国庫補助も使ってやっているわけですから、この売上げというのは、公的な目的にきちっと使うということが徹底して求められる、そういう7億9,000万円だと思います。そのことが明確になるような基金というのを、この際きちっとつくるという対応が財政的には求められるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○白石委員長 猪岡財政課長。

○猪岡財政課長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今後、基金を新設するか、あるいは既存の基金を活用していくかというところにつきましては、今後、庁内において検討してまいりたいと思っております。ですので、先ほど答弁させていただきました地域福祉基金の活

用も、一つの案として検討対象に含めてまいりたいと思っているところでございます。

院内介助につきましては、今、副委員長からお話がありましたとおり、毎年地域福祉基金の果実、いわゆる利子を充当しているところでございます。今回、仮に地域福祉基金に積んだとしても、院内介助だけに使うというわけではなくて、地域福祉の目的のものに対して使える基金となりますので、そういった幅広い活用というところも想定されるところでございます。

○白石委員長 これで質疑を終了させていただきます。

それでは、議案第9号、建物の処分について、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 先ほどから縷々議論させていただきました。一定課題も見えたのかなとは思いますが、次、こういう機会があるときには、もう一度しっかりと研究というかな、調査していただいて、入札に臨んでいただければいいかなと思います。議案第9号、自民党、賛成です。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第9号ですけれども、賛成させていただきたいと思います。

先ほど細かく質疑はさせていただきました。そして、様々提案もさせていただきました。大きな売却益を得られたということですが、それを維持管理経費だけではなくて、多くの福祉政策に活用できるように、今後、大いなる検討を進めていただくことを期待して、公明党、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 先ほど手数料の話で、正直言って、えっ、そんなに、つまり手数料が億を超えてくるとすごい低くなるんだったら、むしろもっと広く宣伝といいますか、周知をすれば、今の価格帯でいけば、やっぱり1億円を超えるというのはあったんじゃないかなというように思うところでもあります。

ただ、そうはいっても、質疑の中で、これからの課題というふうなことがやっぱり見えてきました。全く同じようなことが今後あるかないかといえ、それは分かりませんが、例えば文京区の土地を交換するとかいうようなことというのは、今後、可能性としてはあると思うんですね。公有地を、施設であったり土地であったりをね。そういうときに、ぜひ今回の教訓を生かしていただきたいというふうに思います。

ほかに、私は、見る限り、不正があったとかというふうには認識できませんので、今後

ついて、ぜひ生かしていただきたいということで、この条例案には賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第9号、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 今回の売却に際しては、手続の正当性を理解できますので、議案第9号、賛成いたします。

今回の入札結果をしっかりと検証していただいて、今後の区有財産処分において、適宜政策的な配慮を組み込んだ売却手法が取り入れられるように生かしていただくようお願いをいたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区有財産は区民共有の財産です。元町の貸付け問題でも申し上げているとおり、公有財産の管理・処分は、区民への説明責任と適切な対価の確保が何よりも重要です。区有財産が適切に管理・処分され、区民の利益につながる運用が行われることを求め、区民が主役の会、本案に賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案9号でありますけれども、もともとこの物件は、公営住宅、特優賃住宅かな、として区が共同開発で確保したものでありました。区は、入居者に対して、旧区立根津住宅にずっと住めますという説明をしたにもかかわらず退去を求め、この件については、当時の部長、課長が謝罪をしたという経緯がありました。これに応じなかった2戸については、明渡しの提訴を行ったものの、第1審で裁判所から退去を求めることについて、つまり賃貸借を解除する正当事由が弱いという認識を示されて、区が和解に応じた経過があります。

我が党は、旧区立根津住宅について、公営住宅としての活用をすることを前提に、区が活用することを求めて、廃止条例には反対した経緯がございます。

それから、2戸に対する退去を求める提訴にも当然反対をいたしました。一方、裁判所の和解提案については、当事者間の合意を尊重する見地で賛成をしてきました。

こうした経緯の中で、途中で、例えば能登地震の被災者に提供するとか、それからウクライナからの被災者の方に提供するとか、そういうような対応が取られたことがあり、やはり行政、地方自治体が活用するということについては余地があったんじゃないかというふうにもともと思っておりました。

こうした経緯をたどってみて、今回の旧区立根津住宅の建物売却に当たっては、当然、条

例廃止に反対をしてきた見地、それから区の提訴した内容について、司法から正当事由が弱いと言われるようなことの経過も総合的に考えたときに、当然、売却の議案についても行わないべきだろうというふうに考えてまいりました。この見地は、財産価格審議会でも、私、たまたま委員をやらせていただいていますので、申し上げてきたところでありますけれども、そういうことを全体として捉えたときに、議案第9号について、日本共産党は反対であります。

○白石委員長 議案第9号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第10号についての態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、先ほど申し上げたことを申し添え、議案第10号、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 先ほどと同様の意見を付しまして、議案第10号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第10号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 ちょっと先ほど漏れたのが1件ありまして、今回、区の住宅を売却したということですけど、一方で、文京区全体の、私が見る限りにおける高齢者への住宅というのは、非常に私はまだまだ課題が残っているというふうに思っているんです。というのは、やっぱりお一人様で高齢者になると、なかなか住居も見つからないというふうに言われている方がいらっしゃるの事実です。だから、こういう住宅政策と併せて、今回の、これは売却に対する是非ですが、ぜひ、文京区として、併せて高齢者住宅についても確保していくという、併せて御検討いただきたいということを述べて、賛成をいたします。

○白石委員長 公明党。

○田中（香）委員 議案第10号は、先ほど質疑させていただき、提案させていただいたことが進むように期待をして、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○名取委員 自民党、議案第10号、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第10号について、9号と同様の意見で反対であります。

○白石委員長 議案第10号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第11号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 自民党、議案第11号、賛成いたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第11号、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 11号、賛成です。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 11号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第11号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、11号、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党、議案第11号、9号、10号同様の理由で反対です。

○白石委員長 議案第11号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第12号の態度表明をお願いします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、本議案も賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第12号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第12号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 賛成いたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○名取委員 第12号、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第12号、9号と同様の理由で反対です。

○白石委員長 議案第12号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第13号の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○名取委員 自民党、賛成です。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、賛成です。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 永久の会、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第13号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、本議案も賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第13号、9号と同様の意見で反対です。

○白石委員長 議案第13号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第14号の態度表明をお願いします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、本議案についても賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第14号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第14号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 賛成をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○名取委員 賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第14号、9号と同様の理由で反対です。

○白石委員長 議案第14号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第15号の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○名取委員 賛成です。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 賛成です。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 賛成します。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第15号、9号と同様の理由で反対です。

○白石委員長 議案第15号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第16号の態度表明をお願いします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、16号、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第16号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 16号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 賛成いたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○名取委員 16号、賛成です。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第16号、9号と同様の理由で反対です。

○白石委員長 議案第16号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対1、原案可決すべきものと決定させていただきます。

次に、議案第17号、文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約について。

それでは、議案第17号の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第17号、文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの45ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京シビックセンター避難階段手すりその他改修工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る4月8日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金1億8,524万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26の101号、山口建設株式会社、代表取締役

役、山口巖でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの46ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○白石委員長 それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 1点だけです。この中の手すりについては、いいんですけれども、遮煙シートシャッターというのがありますよね。これが、ちょっと考え過ぎかもしれませんが、北区で小学校で火災があって、本当に子どもたちの命が救われてよかったんですけれども、あのニュースを見ると、やっぱり防火シャッター、いわゆる煙を遮断するシャッターが下りたことによって、通常、逃げられるところが、逃げられなかったと。だから、想像し得ない事態というのが実際に起こった事故だと思うんですよね。シビックセンターにおいても、今回はこの手すりを、シャッターを下ろす。これが場合によっては、本当に下ろすことによって逃げ道とか大丈夫なのかということの点検というんですかね、仮想した訓練といいますか、想定し得ないかもしれませんが、全ての面において、改めて私は点検が必要じゃないかなと、再点検が必要じゃないかなというのは、ちょっと北区のあの事例を見ていて感じたんですけれども、ちょっとその点についてはいかがでしょうか。

○白石委員長 村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長 今回、遮煙シートシャッターを設置するのは、大ホールのエレベーター1か所でございます。このシートシャッターを設置する目的といたしましては、建築基準法が改正されまして、エレベーターの昇降路を通じた煙の拡散を防ぐ遮煙機能の設置が義務付けられたことによるものでございます。

設置後につきましては、定期的な保守・メンテナンスの中で確認をしていきたいと思っております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ちょっと関連するんですけど、シビックについては、全体については、いかがでしょうかという質問です。

○白石委員長 村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長 シビックセンター内のエレベーターの箇所についても、定期的に保守点検を行っているところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 保守点検ではなくて、そのシャッターが下りることによって、場合によっては逃げ道がふさがれてしまったというのが今回の北区の小学校の事例ではあるんですよね。改めて、そういう安全装置においても、それが避難の妨げになったりするようなことというのは、ないかどうかという、そのことについて、シビック全体について、点検というのはいかがでしようかという質問なんです、その機械自体が安全か、適正に動いているかどうかということではなくて、煙を遮断する、そのことによって、避難路とか大丈夫なんですかという、そういう質問ですが。

○白石委員長 村岡保全技術課長、シビックセンターの防火対策を含めて……。

○村岡保全技術課長 シビックセンターの防火対策としましては、地下から屋上までの全てのエレベーターに、煙を遮断する扉をつけておりますので、煙は拡散することはないと思います。そこについては、避難経路には入っておりませんので、煙を遮断するという目的で機能させております。そのことにより避難経路を阻害するということはないかなと思っておりますし、年1回訓練を行って、そういったところについては確認をしていきたいと思えます。

○白石委員長 エレベーターに限らずでしょう。

浅田委員。

○浅田委員 もちろんエレベーターとかに限らないんですけれども、災害とか火災とかというのは、なかなか想定、え、こんなところで起きるはずがないということがやっぱり大きな事故つながったりしていますよね。ですから、その機械自体が正常に動くかどうかという、これはもちろん必要なんです。だけど、そのことによって、避難というものが妨げられたり、あるいはその機械が動くことによって、別の選択肢で逃げ道を探さなきゃいけないとか、様々なことが起きるんじゃないか、そういうことも含めて、訓練も含めて、御検討いただければと思います。

以上です。

○白石委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 シビックセンター内におきましては、年2回、各フロアごとに自衛消防隊というのも組織してございますので、まず1回目は、この館内の防火設備の、どこにどういう設備が設置されているとか、そういったところの確認ですとか、あと、消火設備の確認とか、そういうのを行って、11月ぐらいに、架空の場所で火災が起きたという想定で避難訓練を行って、それも職員に参加していただきながら、実際に避難も一部の方にやっていただ

いて、あとは、1階で消火器を実際に、水消火器を使って消火訓練を行うとか、そういった形で、消防意識の向上を図っているところでございます。

○白石委員長 続きまして、海津委員。

○海津委員 私のほうからも、今、浅田委員のほうから出ましたところで、この間の小学校での火事ですけれども、あそこであったのは、要は、ひさしに出なくちゃいけないという、想定したことがなかったことなんですよ。でも、ひさしに出るということは、私のところに今すごく寄せられているのは、障害のあるお子さん、肢体不自由だったり、様々、発達障害を持つお子さんもですが、もしひさしに出ることだとすれば、うちの子は確実にけがなり死んでいただろうとおっしゃるわけです。

ですから、今の確認をしてほしいことは、今、訓練をされているということなので、訓練をするときに、様々な特性、そして身体的な機能もある、いろんなことを抱えられている方を想定しながら、そして、万が一起きたときに、もし動かなかったときに、どのような手だてを取って、次の選択肢があるのか、それで、そうした方々が本当にそれで大丈夫なのか、ではその方たちのためにはどういうふうな意見をしたほうがいいのかという、様々な、危機管理上としても想定を広げて考えていくというのが大事だと思うんですけれども、そうした訓練をやっていただけのかどうかだけ、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 先般の北区の火災につきましては、まだ消防のほうから正式な見解が下りてないところなので、どういった形になるか分からないですけれども、今後、区内の小石川本郷の消防署と連携しながら、必要に応じまして、従来の訓練のやり方というのは見直すことも検討に入りたいと思っております。

○白石委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 実際、エレベーターがもし仮に使えるような状況でございましたら、車椅子の利用の方とか、そういう方については、エレベーター等で安全に避難していただくことはまず第1手段で考えるところでございますが、エレベーターも使えないというときに、次の手段としましては、偶数階のフロアに簡易担架というものを設置してございますので、4人職員に手伝っていただきながら、階下のほうに避難者の方を誘導して、安全な場所に避難をしていただくというところも、避難訓練の中でそういった使い方なども御案内しながら、いざというときは、そういった機材の活用も頭に入れていただければというふうには認識しております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。担架とか有効に使っていくということですが、それがやはり当事者の方たちが安心ができるのかどうかということも含めて、しっかりと実践、訓練をした上で、当事者の方々のそこのところでの話をしっかりと聞きながら、さらなる次の策なり、第2の選択肢とかを考えていただきますようお願いをして、質問を終わりにいたします。

○白石委員長 続きまして、田中香澄委員。

○田中（香）委員 手すりの設置をしていただけるということで、それは当然していかなきゃいけない工事であろうというふうに思っているんですが、今ある手すりと反対側にもつけていただくということで、地下4階から27階の全て、階段1、階段2、両方ともやっていくということなんだというふうに認識をしております。その計画等は、いつ頃からなされて今日に至るのかということだけ確認をしたいと思います。

○白石委員長 村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長 シビックセンターの各種改修工事につきましては、改修基本計画に基づいてこれまで進めてまいりました。今回、御提案しております避難階段手すりその他改修工事につきましても、計画に位置づけられておりまして、令和6年度から設計に着手をいたしました。その後、関係機関との協議を経て、今年度、工事に着手するという流れでございます。

○白石委員長 よろしいでしょうか。はい。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 改修工事の計画の一部だということは分かりました。それで、手すり、階段室の高層棟で行ったときに、手すりが両側に必要だというのは、やっぱり万が一のときのことを考えてのことだと思いますし、法令上はどういうふうな要請で今度この工事をすることになったのか、その説明を一ついただきたいということです。

それから、高層棟だけでなく、シビックホール側のほうも手すりをつける工事と、先ほどあったエレベーターの遮煙シートシャッターをつけるということですけれども、シビックホール側については、これまでかなり大規模に止めて、何年間か止めて改修工事をしてきました。そのときに、工事がなぜできなかったのかということの説明もいただきたいというふうに思います。

それから、手すりの話に戻るんですけども、万が一という、万が一だけでなくもいいんですけども、今、たまたまそういった火事の事例というのが出ていますけれども、高層

棟で多くの人が一遍に避難しなきゃいけないみたいな場合になると、手すりに多くの荷重がかかるということが予想されます。今回の工事の場合、どれぐらいの耐荷重の仕様になっているのか、それもお聞きしたいというふうに思います。

○白石委員長 村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長 この工事の法令上の位置付けでございますが、まず建築基準法上の視点で申し上げますと、階段につきましては、高さ1メートルを超える階段については手すりを設けなければいけないとされておりますが、現状で両側設置までは求められていないところでございます。

一方で、バリアフリー法の観点で申し上げますと、シビックセンターのような不特定多数の方が利用されるような公共施設につきましては、国土交通省からも発出されておりますが、バリアフリー法の第14条に基づきまして、両側に手すりを設けることが求められているところでございます。

また、文京区のバリアフリー基本構想などでも、両側手すりの設置の配慮が求められているところでございますので、これらのことから、本工事は、この法律や各種ガイドライン等の考え方を踏まえて、工事を行うものでございます。

次に、大ホールの大規模改修のときにエレベーター工事をしなかった理由ということですが、副委員長御指摘のとおり、令和2年度から4年度にかけまして、大ホールの大規模改修を行いました。大ホールには全部でエレベーターが3基ございますけれども、3基のうち2基については、その大規模改修のときに工事を行っております。残りの1基、今回の工事対象となるエレベーターでございますけれども、こちらは、その大規模改修のときに工事に使用する資機材の運搬用の機械として使用していたため、その当時は工事対象から除外をしておりました。その関係で、1基エレベーターは残っております。

あわせて、大ホールの階段にも手すりを設置する工事を計画しておりました。今回、庁舎棟の手すりも設置することから、併せてこのタイミングでエレベーターの改修工事を行おうというふうに判断をしたものでございます。

最後に、手すりの耐荷重なんですけれども、建築基準法上では特に基準は定められておりませんけれども、今回の工事では、1メートル当たり100キログラムの耐荷重で設計をしております。高い強度を有した資材を設計では採用しておりますので、基本的に一般的な使用、もしくは避難時に使う分には問題ないのかなと思いますし、手すりを設置する箇所によっては、鉄骨の場所であったり、石膏ボードなどの場所が様々ですけれども、設置箇所によりま

して、鉄板を下地補強として設置いたしまして、その上に手すりをつけていきますので、強度的には問題ないかなと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 ホールのほうの事情は分かりました。

それで、今の100キロの荷重に耐えられるということですが、それは今、課長さん御答弁あったように、階段室には斜めに鉄骨が、どの位置でもというか、必ず3階か2階に1階、斜めに鉄骨が走っているので、そういうのを避けたり、その上にくっつけたりするのか分かりませんが、今、ボードのところには下地をつけるという話でしたけど、全体として、どこの位置でも100キロの荷重には耐えられる仕様ということでもいいんですか。

それから、ちょっとまとめて聞きますけれども、階段室は空調が入ってないですね、これから1年1か月ぐらいの工期を見て、夏の期間、工事も含めてやるわけですが、昨年の秋以降、私、何回かお聞きしてきたんですが、公共工事の発注の際に、暑さ対策のとか、何かいろんな物資を受注業者が用意するときに、国交省が後精算の方式でやってくださいというようなことになって、その対応については、契約管財課長さんが今後考えますという話でした。で、避難階段の高層棟の工事ということで、1年1か月かかるわけで、その間に万が一のことがあってはまずいですけれども、その辺の工事を受注する業者さん側の暑さ対策の対応というのはどうなったのか。

それから、工事をやっているときに、非常時が起きては困るんですが、もし起きたときにも、階段室は使えるというふうな、そういう施工になるんですか。そのことについて確認をしておきたいと思います。

○白石委員長 村岡保全技術課長。

○村岡保全技術課長 工期といたしましては、議決をいただいた翌日から来年の7月30日までというふうに設定をしておりますが、実質、我々で想定しております実作業期間といたしましては、1月から6月頃までの半年間を想定しております。工事を進めるに当たりましては、基本的に原則として作業は夜間作業でございます。夜間作業で1日ごとに工事を行いまして、翌朝開放するということを繰り返してまいりますので、平常時の避難階段の使用には支障がないものと考えております。

○白石委員長 寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長 暑さ対策の件でございますが、例えばミストの設置やスポットクーラーの設置、暑さ対策としまして、冷蔵庫、冷凍庫、冷水機の設置などは、共通費の中に含まれ

ておりまして、適切に工事費の中に算定しているものと考えております。

○白石委員長 よろしいですね。はい。

それでは、質疑を終了させていただきます。

議案第17号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 自民党、17号、シビックセンター、計画的にこうやって改修をしていっていただいて、なるべく長持ちって変な言い方だけれども、計画的に更新をしていっていただきたいと思っております。議案第17号、賛成です。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第17号、賛成をいたします。

令和6年度の計画に基づいた両側の手すりの設置をしていただいたり、遮煙シートシャッター設置を盛り込んでいただいているということで、エレベーターが停止した際は、誰もが利用する階段のバリアフリーを高めていただけるということで、非常に必要な工事だというふうに思います。公明党、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAも賛成いたします。

で、質問で申したのは、やっぱり想定し得ない事態というのは常に起きるということを、その下での様々な訓練であるとか、その機械が正確に動くかどうかだけではなくて、人が場合によっては避難しなきゃいけないというそのことについても併せて、今度、避難訓練等に生かしていただきたいということを付け加えておきます。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第17号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 工事の必要性について理解いたしますので、議案第17号、賛成いたします。

大ホールは、2週間程度使えなくなるというふうに伺っておりますけれども、安全管理を徹底して、計画どおりに進めていただいて、ホール利用者の方々への影響が最小限にとどまるようお願いいたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役は、本議案に賛成いたします。

ちなみに、私たち、肢体不自由がない人たちにとっては、平常時、上下に動くに関して、

エレベーターか階段か、2つの選択肢があります。でも、平常時であったとしても、身体障害の方々が上下に動くには、エレベーターという選択肢しかありません。それが災害になったときにエレベーターが止まってしまったら、もう何もなくなってしまう。ない人にとっては、階段という選択肢があります。ですから、ぜひ今後、災害に関して、様々考えていただく中では、そうした方々にも選択肢がある、上下には確実に動けるということを担保していただくような訓練、そして計画を策定していただけますようお願いをして、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第17号でありますけれども、総額で371億円ぐらいの試算になるでしょうというふうに本会議でお聞きをしております。その全体像について、またそういった個々の工事について、きちんと区民説明会などを持って説明を尽くすべきだという見地については、変わりありません。

今回の避難階段の手すりほかという工事ですけれども、これは手すりをつけて、階段をいざ利用しようというときに役に立つものだというふうに思いますし、工事の内容については、昨年の秋以来求めてきた、工事中の暑さ対応なども行うということで、あれ以来の答弁としては、議案としては初めて確認をしたところであります。

そういう点で、これらについては、その必要性というのを認め、議案第17号について、日本共産党、賛成であります。

○白石委員長 議案第17号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、原案可決すべきものと決定をさせていただきます。

続きまして、議案第1号、令和8年度文京区一般会計補正予算。

説明及び質疑については、歳入・歳出を一括して行うことといたします。

それでは、提案理由の説明をお願いします。

猪岡財政課長。

○猪岡財政課長 それでは、補正予算について御説明申し上げます。

議案第1号は、令和8年度文京区一般会計補正予算で、本年度第1回の補正でございます。

7ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和8年度文京区一般会計補正予算。

令和8年度文京区の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,683万2,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,608億7,883万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の12ページ以降に記載のとおりでございますが、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、特定財源として、各事業に係る都支出金を計上するほか、一般財源として、財政調整基金からの繰入金を計上しております。

次に、歳出でございますが、23ページの民生委員・児童委員関係経費は、民生委員・児童委員活動費の引上げ及び空調服購入に要する経費を計上しております。

また、空調服については、同ページにございます地域包括支援センター、地域生活支援拠点、障害者基幹相談支援センターの職員に対する経費も計上しております。

次に、25ページのエアコン設置支援事業は、自宅に家庭用エアコンを設置していない等の低所得世帯、生活保護世帯に対するエアコン購入費及び設置費用助成に要する経費を計上しております。

また、その下にございます小日向台町小学校等改築は、小日向台町小学校隣地の取得に要する経費を計上しております。

議案第1号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑の際には、予算書のページ数と質問項目を述べてから御質疑に入るようお願いいたします。

質疑のある方、よろしくお願いいたします。

宮野委員。

○宮野委員 私からは2点お伺いしたいんですけれども、1点目が17ページの民生委員・児童委員関係費負担金のところです。

今回の補正では、東京都の補助額が1人当たり1万円から3万円に2万円増額されたことに伴って、区の独自負担分は据え置いたまま、全体として2万円が増額されるという内容を伺っております。東京都は、この補助額引上げのねらいとして、民生委員・児童委員の成り

手不足の解消を掲げております。もちろん、多大な御苦勞を伴う委員の皆様への活動費が増額されること自体は否定するものではありませんが、現場の実態ですとか負担の本質を見つめ直したときに、単にこの支給額を2万円引き上げるだけで、本当に成り手不足が解消されるのかどうかというところに疑問を感じております。

その観点から2点ほど伺いたいんですけれども、1点目が、活動費の支給と本人負担の仕組みの整合性についてです。

現在、民生委員・児童委員に委嘱されると、区から活動費が支給される仕組みとなっておりますが、その一方で、私が実際に現場で聞いたところによると、社会福祉協議会の正会員としての年会費をはじめ、区や都の民生委員・児童委員協議会の年会費など、様々な会費の支払いを求められるようで、年間でその総額が大体5万円程度に上るという実態があるということを伺いました。

このような民生委員本人の持ち出しによる各種会費負担の仕組みですとか、その実態について、現在、区ではどのように把握して整理されているのか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 今、委員言われたとおり、民生委員の活動費に関しましては、いろいろ自己負担分も含め、大体約3万円から5万円ほどかかっているのかなと考えております。地区ごとにちょっと内容が違いますので、一概には言えないんですが、例えば地区ごとに研修会を開催したり、あと、改選期における送別会とか、あと、それぞれ地域行事への参加費、そういったところに費用がかかっていると考えております。

ただ一方で、我々、報償費を支出しながら、いわゆる民生委員・児童委員の皆様の活動の実績に見合う形の報償費を支給していると考えておりますので、引き続き今回の引上げに対応しながら、民生委員・児童委員の方々の活動を支えていきたい、そう考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 地区ごとのいろいろなカラーがあって、地区ごとに決められた会費があるというのは理解をしつつも、それがずっと何年も慣例で続いてきているというようなことについては、一度、区も入った中で精査していく必要もあるのではないかなというふうに思っております。支給額を引き上げるだけでなく、そうした中身の精査についても併せてしていければいいのかなと思います。

それから、社会福祉協議会ですとか、民生委員協議会の会費などについては、区と全く関係のない自主組織というわけではないと思いますので、例えば区が補助金ですとか事務の集

約などで、そうしたバックアップをして、結果として、委員の個人の持ち出しを下げるような余地はあるのではないかなと思いますので、その辺の実態をしっかりと把握していただいて、精査をしていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

それから2点目は、成り手不足の解消に向けた活動環境の改善についてなんですけれども、民生委員という職務は、本当に地域に貢献したいというような高いボランティア精神をお持ちの方、そして、実際に動く時間を割くことができる方々によって辛うじて支えられているというような、大変重い責務だと思っております。そのため、成り手を増やすとか、あるいは引き止めていくということに関しては、金銭的な増額だけでなく、やっぱり活動のしやすさの向上ですとか、参加するハードルを下げるということというのが絶対に同時に必要だというふうに思っております。

現在、各地区においては、毎月の報告書の提出をはじめとする情報伝達の事務手続ですとか、それらの取決めが地域によって多様な手法で行われていて、アナログなところはまだアナログなままだというふうに聞いております。日中に仕事を持っている現役世代の方々にとっては、やはり平日の会議ですとか研修への参加も物理的な障壁になっていると思います。

地域の支援の対象者の方と直接向き合う、そうした見守りや相談といった活動そのものは、アナログな関わりが不可欠だと思いますけれども、それ以外の、さっき申し上げたような事務作業ですとか報告書の提出、あるいはそうした研修や会議への出席といった周辺の業務については、まだまだ効率化の余地があるのではないかなと感じております。

例えば、地域ごとに任せるのではなくて、区が率先して、DXによる効率化ツールを導入したりですとか、会議ですとか研修をオンライン化、ハイブリッド化していくことなどについても、活動に参画しやすい環境を整えることにつながると思うんですけれども、そうした環境改善について、区のほうでどのようなお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 委員言われるとおり、民生委員さんの皆様の活動というのは、基本的には地域への貢献意欲とか使命感、そういったところに支えられていると思っています。一方で、成り手不足というところから、やはり業務の効率化というのは考えていかなければいけないと我々も思っております。

ただ、民生委員・児童委員の皆様の地区ごとの活動を見てみると、やはりそれぞれのやり方があって、歴史があって、やっぱり顔を見てコミュニケーションを取りたいとか、全体会をやって、その後、地区ごとの会合もやるんですけど、一概に、一旦、平成6年に厚生労働

省がICT化を活用したコミュニケーションとか、ベテラン委員さんの経験を生かした相談支援体制、そういったところの好事例を出してはいるんですけど、実際にそれがすぐ地区ごとの事例に当てはまるかというのは、よく検証していかないといけないと思っております、ただ、我々としては、毎月、民生委員の皆様との会合を開いておりますので、そういった事例をお示ししながら、よりよい活動につなげるよう取り組んでいきたいと思っております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ベテランの委員さんがその知見を生かして、地域の全体の質を上げていただいているというのは重々承知しているんですが、一方で、やはり地域の昔から活動してくださっている先輩の委員さん、代々そのやり方が受け継がれてきていたりとかして、そうしたときに、新しい方が入ったりしたときに、こういうやり方がずっと続いているんだという、なかなか変えられないという事情も地域ごとにあると思うんですね。なので、そうした新しい方が続けられる、新しい方に入ってもらえるというような柔軟な活動環境のアップデートというものを区が率先して提案していければいいのかなというふうに思っておりますので、先ほど答弁もいただきましたので、ぜひ御検討をお願いしたいなと重ねてお願いをいたします。

次が、25ページのエアコン設置支援事業なんですけれども、申請から設置完了までのスピード感についてお伺いしたいんですが、今回、200台分の予算が組まれていて、4月の厚生委員会では、申請から設置までに区の訪問調査等を経て1、2週間程度との見込みが示されておりました。現在は、申請が始まって、事業者も繁忙期に入っている時期かと思っておりますけれども、実際に申請が何件あるのか、また、申請から設置完了までどれくらいの期間を要しているのか、状況をお伺いしたいと思います。

○白石委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、エアコン事業の実績でございますけれども、非課税世帯や児童扶養手当受給者向けのエアコンの助成事業の申請につきましては、昨日現在で30件の申請を受けているところです。このうち内訳ですけれども、世帯別に見ますと、児童扶養手当は受給者が1世帯で、残りの方は非課税世帯あるいは均等割世帯となっております。生活保護世帯のほうは、現在、区の職員が調査中でございます。

続いて、4月末報告では、大体2週間ぐらいというお話をさせていただきましたけれども、先日、事業者のほうに聞きましたら、今、お申込みいただくと、大体7月下旬ぐらいになる

ということで、1か月ちょっとかかるというふうには聞いております。申請を受けたらすぐに係員のほうが調査に参りまして調査を行って、整い次第、交付決定ということで、今お出ししているところですけども、そういったところで、1か月から、ちょっと今、2か月ぐらいはかかるものと考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 申請が30件程度に現在とどまっていること、そして、設置期間が当初の想定よりも長い1か月から2か月ほどというふうな御答弁がありました。予算枠の200台に対して、進捗が1割強、2割弱というところだと思いますけれども、これから夏本番という時期なので、本当にこの時点で申請いただいている方の数を見ると、本当に必要な世帯に情報が届いていない可能性も懸念されるのではないかなと思いますので、周知の強化を図る必要もあると思いますし、命を守るための緊急事業ということなので、すぐに調査には行っていただいているということですけども、手続ですとか、その設置に時間がかかって、これからの7月、8月、最も暑い時期に間に合わないというような事態は防いでいただきたいというふうに思っております。繁忙期なので、事業者さんの御都合で時間がかかっているのか、その辺の詳しい原因を教えてくださいたいのと、現在、協力店が4事業者にとどまっているかと思っておりますけれども、その協力店の拡大というの、何らかのインセンティブをつけるなどして図っていくべきなのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○白石委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、こちらの繁忙期というところですけども、希望される機材がなかなかそろわないというようなこともありますし、また、工事事業者のほうで繁忙期になっておまして、そういった順番待ちというところもあって、こういったところで取り付けるに際してちょっと時間がかかっているというふうには聞いているところです。

また、今、委員のほうから4事業者というお話がありましたけれども、これは代理納付ができる事業者が区内に4事業者ということで、購入に当たっては区外の電器店ですとか、そういったところでも購入可能ですので、あくまで4事業者というのは代理納付ができる、いわゆる御本人に手持ちがなくても、区のほうでお支払いできるという業者ということで4事業者になっております。今現在、もう1事業者が検討しているということで、ちょっと今後、5事業者になるのではないかとということで今、調整しているところでございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。事業者自体の繁忙期に差しかかっているということですけども、

やはりこの事業は単なる生活の快適化ということじゃなくて、熱中症から区民の命を守るための緊急支援ということですので、本来の目的をしっかりと達成できるように柔軟に手だてを打っていただいて、スピード感を持って対応していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○白石委員長 続きまして、田中香澄委員。

○田中（香）委員 先ほど宮野委員、大事な御指摘していただいた、その活動に関する民生委員さんの成り手不足ですとか、また、そういった自己負担を減らしていく取組については、大いに進めていかなければいけない課題で、私も同じように認識をさせていただいているところであります。

そもそも、民生委員さん、児童委員さんの活動費のことなんですが、代表会長、地区会長、副会長、一般というところで、どのぐらいに改定後なるのかということのを改めて伺いたいのと、この状況というのは、東京都一律、国一律、そういったことではないというようなことを聞いておりますけれども、そういった金額の状況について、まずお聞きをしたいと思います。

○白石委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 代表会長につきましては、月ごとに申し上げますと、2万6,000円が4万6,000円、地区会長が1万9,200円から3万9,200円、副会長が1万7,200円から3万7,200円、一般の方が1万6,200円から3万6,200円となる予定でございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 文京区と他区の状況の違いみたいなものはあるんでしょうか。

○白石委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 文京区の場合は、都の補助に加えまして、独自分を支出しておりまして、例えば代表会長につきましては、独自で9,700円、あと一般の方については、区独自で6,200円を支出しております。結果、他区と比べましても、活動に係る費用としては比較的高いほうとなっております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。なるほど、そういった状況の報酬の違いがあるということと併せて、文京区は高いほうなんだというところであって、少しほっとする部分と、一方で、先ほど自己負担が出ているようなことは少しずつ減らしていけないかなというような御提案には、私も同じようにしていただきたいというふうに思っています。

こういった事務負担を少しでも軽減するということで、先ほど質疑がありましたけれども、それは例えば活動のしやすさで、何かアプリを用いてやっていくとか、D Xを進めて書類の煩雑性を減らしていくとかということは、私たち、例えば50代の民生委員さんとお話をする、そういったこともこれから必要なのかなというふうなお話もある一方で、もう少し年齢の高い方たち、あるいは本当にベテランの方たちは、先ほど課長がおっしゃったように、やり方や歴史があると、そのようなことはすごくよく理解をするところです。私自身も介護予防体操のインストラクターをやっていて、地域会場の取組って本当に様々なんですけれども、やはりそこには歴史があって、先輩たちのやり方があるので、急に新参加者がこうしましうよなんて、そんな簡単なことじゃないんですよというところでもあります。

ただ、先ほど好事例がありますよというふうに課長、御紹介してくださいましたけれども、少しずつ、例えばお試しでやっていこうとか、ベテランの方たちも、また新しい方たちも両方に配慮して、尊重していくようなやり方をしていくということは、今後、絶対に必要だなというふうに思うんですが、そのあたりちょっと御見解、教えていただけますでしょうか。

○白石委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 委員おっしゃるとおり、先ほどICTをちょっと事例に挙げさせていただきましたけど、今後、長期的に見ていけば、必ずIC化の取組というのは、どうしても避けられないものになっていくのかなと思っております。

民生委員の皆様方に聞くと、やっぱり顔を合わせてコミュニケーションを取りたい、こういった声は聞く一方で、やっぱりこれからの成り手不足とか、あと事務の効率化というところを考えていくと、今、御提案いただいたように、お試してみたいな形で、少しずつ小さなおところから始めて慣れていく。今、全体会で毎月大体100名以上が集まって、区民センターが会議を行っておりますけれども、行く行くそういったところも、どこまでいい効果が出るかというところは、よくよく検証しないといけないと思いますが、事務局としても、機会あるごとに民生委員の皆様方にそういった事例という形でお示しはしていきたいと思っております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。確かにそういった事例の紹介で、はいはい、そうですねというふうになかなかならない部分もあるかもしれないですけども、よくよく、いろいろ対話していただいて、御紹介をしっかりとしながら、効果があるということが伝わるようにやっていただきたいと思います。

そもそも、この民生委員さんの年齢的な分布というのは、50代、60代、70代というふうになっていくと、こういった分布になっているのでしょうか。

○白石委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 細かい数字は把握してないんですけども、大半が60代の方々と、定年が75歳になりますので、60代の方々が中心となって活動しておりますし、また中には、やっぱり40代の方々もおられる状況となっております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 だから、60代ですよ、前半の方はもうスマホはさくさく使っていてみたいな、もちろん40代ぐらいの方たちは、もうそういう当たり前な世代たちが上がっていくので、今のそういったベテランの方たちとハイブリッドで上手にやっていくということが非常に重要なかなというふうに思うので、それはやはり、サポートなしで、皆さんだけでやってくださいということでは進まないということなので、上手にサポートしていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

それから、空調服のことに關しては、これから導入して、もちろんそういった猛暑の中で活動するというのは、最低限控えていただくということなんでしょうけれども、そういったものを活用して、ぜひ安全に活動していただきたいというふうに思いますけれども、これは今後、決算委員会だとか、この後の効果測定ということが必要なタイミングで、しっかりお聞きをしたいというふうに思っています。

空調服の件に關しては、最初はお試しだということですので、今後どういうふうな活用をして効果を図ろうとしているのか、方向性だけお聞かせいただきたいというふうに思います。

○白石委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 ほかの課にちょっと一旦借りて、先日、つつじまつりでミンジーというお人形の中に入った方々に使ってもらったり、あと、今後、子育てフェスティバル、そういったところでも使われていくと思いますけど、空調服というのが、これどういったものかというのがやっぱりまだ浸透されてなくて、あと、民生委員さんのいつも着ているベストの黄色の色の空調服があるのかとか、そういったところもありますので、そういったところを民生委員さんの要望を聞きながら購入をして、使ってみて、よければ広げていきたい、そう考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。では、また教えていただきたいというふうに思います。

続けて、エアコンのことなんですが、エアコンの状況はよく分かりました。また、確かに当初は一、二週間で設置完了するという予定でありましたが、今、ニュースなんかを見ますと、2027年度問題も伴って、低価格帯の駆け込み需要みたいなものがあるというふうにも聞いておりますので、これも悩ましい問題だなというふうに思うわけなんですが、スピード感を持ってエアコンを取り付けて、なるべく暑い時期は快適に過ごしていただけるように御協力いただきたいというふうに思っています。

補足なんですが、エアコンのことは、このエアコン購入設置費用を助成する方たちだけではなくて、高齢者の皆様に、やはりリモコンの設定がそもそも間違っているような高齢者がいたりだとか、本当についているのに、それをうまく活用していただけてない、もう我慢強い高齢者の方とか、様々散見されるというところで、こういった広くシニアの方たちを家庭訪問だとか、いろんなタッチポイントがあると思うんですが、そういったところでぜひ救っていただきたいなというふうに思うんですが、所管課長のお取組を教えてくださいと思います。

○白石委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 熱中症対策についてなんですけれども、夏季の訪問をする際には、まずは熱中症予防というところはお知らせをする上で、それぞれの安心相談センターで工夫を凝らして、熱中症予防のペットボトルキャップですとか、ペットボトルカバー等をお渡ししたりですとか、熱中症の予防カード、あとはクールネックタオルというものをお渡しして、熱中症予防をさらにというところで進めているところでございます。

熱中症対策というのは、繰り返しお伝えするというところが非常に重要だと考えております。さらに、それと併せて、安心相談センターに何かあったら連絡してくださいというような体制をつくることも必要だと思っておりますので、委員が御指摘のとおり、本当に冷房を間違えて暖房をつけてしまったりですとか、御自身が暑いことに気づかないというところはあるかと思っておりますので、繰り返し周知を行っていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。では、この辺で終わらせていただいて。

あと、25ページの公有財産の小日向台町小学校の隣地の取得のことなんですが、こういった土地取得ということについてなんですが、例えば小学校20校、中学校10校ありますが、そ

ういった隣地があったら、しっかり取得をして、例えば改築の際だとか、いろいろな活用に学校のそういった敷地を広げていく、また、そういったことに資するところを探していく、そういったことというのは、適宜必要なのかなというふうに思うんですが、こういった検討というのは、今、どのような状況なのかだけ教えていただきたいと思います。

○白石委員長 足立学校施設課長。

○足立学校施設課長 やはり改築、大きな工事になってまいりますので、その場合、土地の活用というの大きな視点になってくると思います。なかなか、大変大きな金額のかかる問題であり、また、行政上の需要等もございますので、何が適当なのかにつきましては、区長部局のほうとも協議しながら、教育委員会のほうで活用できるものについては、積極的に活用という方向で考えているところでございますが、その点については、慎重に判断していきたいと考えてございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 何でこの話をしたかという、例えば千駄木小学校の、文林中学校、これから改築をやりますけれども、そういったときに、隣地の皆さんに土地を頂けませんかみたいな交渉をしたりするという、そういう場面が出てくる。それがやっぱり直前だと、なかなかそのときにタイミングが合わないということがあるので、よく文京区の状況を見て、そういったアンテナを広げていって、今までもそういったところで購入できるとか貸していただけるとかという、いい状況になっていること、報告を聞いているので、そんなに心配はしていないんですけれども、そういった視点を常に持っていてほしいなという思いで聞いたんですが、足立課長、いかがでしょうか。

○白石委員長 足立課長に聞く……。

○田中（香）委員 足立課長なのかな、違う、企画課長か。企画課長、分からないですけど。

○白石委員長 菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長 今、頂いた用地の取得等については、そういった活用の部分については的確に見極めながら、今後も検討していければと思います。

（「はい、分かりました」と言う人あり）

○白石委員長 ちょっと冷たかった……。

ほかに御質疑のある方。

海津委員。

○海津委員 私のほうからは、まず要望だけでいいんですが、要望だけでいいというわけじゃ

ないんですが、民生委員と児童委員の活動に関しては、今、何が区として民生委員・児童委員の方々に委ねているのかということですね。ちゃんとそこの洗い出しをしっかりと行っていただくことと、やはり各委員の方、活動もやはりやり方も違ってくると思いますが、実際、1か月どのぐらいの活動量があるのかということもしっかりと明らかにしていただきたいと思うんですね。そうした中で、本当にこれが適切なのか、私はもっとお支払いしていいんじゃないかと思っているほうなんですけど、そうしたことも含めて、実際、区がお願いしていることがある一定やりがい搾取になっていないかの可能性も含めて、やはりデータでしっかりと示して、御協力いただいていくということは、今後の成り手不足を解消していく上でも必要なことだと思いますので、そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

それからもう一点としましては、エアコン購入設置費用助成に関わるパンフレットなんですけど、これ多分、委託した事業者に作ってもらったものではないかなと思うんですけども、これが非常に分かりにくいんですよ。もう少しシンプルに、分かりやすく作っていただくような必要性は感じるので、やはりお金を払い込んでいる以上、もっと質の高い、分かりやすいものにしていただくように再度お願いをしておきたいと思います。

それで、質問としてお願いをしたい点は、高齢者あんしん相談センター、地域包括支援センターですね、ここの職員用の空調服ということで、いいなと思っておりますが、その中で、富坂も今回、この高齢者あんしん相談センターなんですけど、ここが芙蓉会から9月30日付で変わるということになりますけど、この芙蓉会からの事業譲渡について、譲渡先法人である事業者の適格性審査も終えて、議会に対しては、でも、利用者への説明が終わるまでは、取扱い注意情報として配慮してほしいと説明を受けていたんですよ。で、それは私もそうですよねとって、この間の本会議質問でも利用者への説明を優先すると思って、まあ、そうだよなと思って、お伝えしてなかったです。

しかし、一方で、私は、6月9日付ですよ、9日に私のところに郵便物が届いたんですよ。譲渡先の事業者名がはっきり記載された匿名の手紙を受け取りました。匿名です。もうはっきりと書いてあるわけですよ、事業先がここになるということが。区が議会には公表を控えるよう求めていた段階で、既に外部には情報が伝わっていたことになるわけですよ。住民も少なからず知っている可能性も否めないわけです。

そこで、伺いたいのは、区が議会に公表を控えるよう求めていた段階で、既に外部には情報が伝わっていたことになるんですけど、それって、このような情報管理ってどうなんですかね。この状況を適切な情報管理であったと言えるのか、認識しているのかということが1

点。

要は、これですよね、こここのところの空調に関しても、次の事業者は、結局は事業譲渡先のところにも影響してくるわけですよね。

それから、併せてお伺いしたいのは、区は利用者に説明が終わるまで公表を控えるよう求めていたんですけど、しかし、議会には、やっぱりチェック機能があるわけですよね。しっかりとチェックしていかなくちやいけない。なんだけれども、議会には、チェック機能があるにもかかわらず、配慮して話さないでくださいと言った。この辺の見解、どういうことなのかというお伺いを2点したいと思います。

○白石委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 御質問の件に関しましては、今、法人において、慎重に対応を進めている段階でございますので、取扱い注意ということで、先般も各会派の幹事長にお願いさせていただいたところでございます。このため、現時点で詳細についての御答弁は差し控えさせていただくとともに、御質問についても、適切な時期を御検討いただきますようお願い申し上げます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 私の質問にお答えいただいてないんですけど、私のところには匿名で来たんですよ、届いたんですよ、事業者名が。ここは何区にあるところまでと、詳しくお書きになっているお手紙を頂きました。だから、これに関して、こういうことが、情報が、私たちには一定、公表しないでくださいと言っているにもかかわらず、漏れているわけですよね。この情報管理の在り方というのは、どういうことなんですか。だから、私たちは言っていない、議会の中では、それはほかには漏らしていないにもかかわらず、漏れているわけですよ。で、区が言うところの、私たちに漏らしてくれるなというところの一定の何かといたら、利用者の方々を混乱させる、困惑させるかもしれないから、説明会が終わるまで黙っていてくださいと。でも、実際のところは、利用者の方たちはもう知っているかもしれないわけですよね、漏れているわけだから。そのところの情報管理っていかがなんですかということをお聞きたいです。

○白石委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 繰り返しの答弁になりますけれども、答弁については、差し控えさせていただくとともに、御質問についても、適切な時期をご検討いただきますようお願い申し上げます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 意味がちょっとよく分からないんですけど、いかにしても、私たちは、議会としてチェックする機能があります。で、言われているところの言われた、繰り返しになりますが、利用者の方々にに関して、説明会が終わるまで黙っていてくださいというから、黙っていますよ。今も名前も言っていないからね。なんだけど、実際は知られている。だから、そのところで、議会に対して黙っていてくれという意味が本当にあるのかということを知りたいと思いましたが、そこは御答弁をいただけなかったということで、了解いたしました。

○白石委員長 続きまして、御質疑のある方。

浅田委員。

○浅田委員 ちょっと質問の切り口が違うんですけども、切り口というのは、この財政課のほうで頂いた一覧表の資料で、事項の1番から4番まで、共通しているのが、空調服購入に関する経費というやつですね。これ、先ほど田中香澄委員から質問がありましたけれども、お伺いしたいのは、確かに暑い、これは共通していますよね、これ現場の民生委員の方だったり、地域包括の方だったり、現場の方から、この暑さに対して、空調服をね、ここにファンがついているやつですね、あれを購入してほしいというような具体的な要望があつて、このような予算計上をしたのか、それとも区のほうがこれがいいんじゃないのということで、予算計上したのか、その経緯について教えてください。

○白石委員長 進福祉政策課長。

○進福祉政策課長 民生委員・児童委員の皆様の空調服に関しましては、事前にヒアリングを行いまして、こういったものがあるという実物を見せて確認をしたところです。ただし、一気に100着以上買って、果たして皆さんが使うかとか、実際に女性の方が民生委員・児童委員さんは多いので、ちょっと着たときに音がするとか、膨らむとか、そういったところもあって、まずはではお試しで買いたしというところで、今回、予算を要求しているところとなっております。

○白石委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 あんしん相談センターについては、まずセンター長会等でヒアリング等をいたしまして、訪問等の職員の熱中症対策としては、前向きに進めてほしいというようなお声をいただいております。また、今年度についても、なるべく早く欲しいというような意見もいただいておりますので、進めているところでございます。

○白石委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 地域生活支援拠点と障害者基幹相談支援センターにつきましては、やはり近年の猛暑の中でも、徒歩や自転車等で障害当事者の方の御自宅を訪問しているといううなことは、区としても把握をしているところでございますので、実際、職員の皆さんのほうに必要性のほうを確認したところ、やはり空調服があると訪問支援の際に助かるといううなお話があったため、予算計上させていただいたものでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 もちろん、この手のものは、職員の方が、対象の方が全員納得されているという、それは分かるんですよ、無理だというのは分かるんです。ただ、中には、あの服は嫌よという方もいらっしゃいますよね、いらっしゃいます。その声も実際あります。どうしてもふくよかな感じになりますから、嫌だという人もいらっしゃいます。

ただ、そうはいっても、この暑さの中ですから、私は、こういう服を提供していただくというのももちろんいいんですけれども、暑さ対策で、休憩であるとか水分の補給であるとか、そういうことも併せて、この予算の中にどう入るかって難しいんですけれども、セットにして考えていただきたいということなんです。ファンのついた服でこの暑さ対策を乗り切ることだけでは、ちょっと私は難しいんじゃないかなというのはありますので、せっかく地域に、本当にもう暑いときでも連絡が来たら駆けつけてきていただいていますから、それについては、ぜひ、冷たい水であるとか休憩であるとか、ちょっといろいろあるじゃないですか、首にかけるとかね、様々な、もうとにかくあらゆる努力をして、この地域で頑張っている方々の暑さ対策というのはお願いをしたいということをお願いしておきます。

それからもう一点、次にエアコンの関係です。

エアコンの、これ10万円ね、非課税世帯10万円で、東京都のエコポイントなんかを活用すれば、最大で8万円がつかますよね。だから、それは分かります。実際に今、30件の申込みがあったというふうに伺っていますけれども、その中で実際経費としてどれくらいかかっているのかというのを教えていただきたいんです。

通常は、この間、とある家にエアコンを設置して、エアコンと、それから旧エアコンの撤去費用、それから新たに設置する、そのエアコンには、ダクトというか、配管であったり、室外機の置場所であったり、その条件によって全部価格が違うんですよ。たしか8畳かな、8畳用のパナソニックでも22万円かかっているんですよ。

で、実際に、10万円を今回は補助しますよということなんですけれども、現時点において、実際はどれぐらいの、例で結構ですけど、一例ではこれぐらいかかっているというのを示

してください。

○白石委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まずは、先ほど30件の申請のうちの実際ゼロエミポイントを使った事例ですけれども、まだ申請を受けて、今、調査をして、これから交付決定をして、購入という形になるんですけれども、実は、請求としてまだ上がっている実績がないので、ちょっとそのあたりのゼロエミポイントの御利用の実績については、ちょっとまだ把握していない状況です。

仮に、利用された場合ですけれども、今、委員おっしゃいましたけれども、例えば22万円ですと最大で8万円分のポイントを使った場合、10万円分の区の助成を使った場合ですけれども、22万円から18万円を引いて、この場合は4万円の自己負担となるというような事例になるかなと思っております。

また、実際は、工事費にそういったリサイクル料とかかかるというところなんですけれども、先ほど6畳から8畳ぐらいの規模のお部屋であれば、大体10万円、工事費込みで10万円以内で収まるというところは、機種もありますので、こういったところを御検討いただければと考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 エアコンの設置のこの趣旨が、これは都の補助事業でありますけれども、災害級の暑さということが言われているわけですね。だから、災害というのは、もう想定し得ない事態であって、それに対して人命を守ることが目的であるということですよ。だとするならば、私は、それはそれぞれの置かれている条件で設置費用とか違うわけですから、それは分かりますけれども、せめて、都のエコポイント、それからこの10万円を含めて、それを超える分については、最低でも区で何らかの対応というのはあってしかるべきじゃないかなと思うんです。命を守るための、今回このエアコンの設置について、費用なわけでしょう。だとするならば、私はそういう、そういうというのは、ちょっと努力も併せて検討されてはいかがと思うんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 先ほども申し上げたとおり、特にエコポイントを使わずにでも、6畳から8畳間であれば、私も実は区内電器店とか区外の量販店とか確認は常々しているんですけれども、10万円以内で工事費込みで収まる機種がございますので、こういったところを御検討いただければと考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 でも、町場の電気屋さんには、その範囲でといえばそうなんですけど、でも、私の知っている電気屋さんだったら、こちらのほうがいいですよというのが大体なんです。そのほうが部屋の温度を保てますよというふうにおっしゃるんですよ。大きくもうけようというふうには、それは私の感じでは、そうはやっぱり取れないんですよ。

だから要は、予算の中でできるんだったら、それはそれでいいです。だけど、命を守ることになるんなら、そういう目的であるならば、どうしてもそれを上回るようなことになれば、それについては、命を守るということで、区として、ぜひ御検討をお願いしたいということで、はい。

○白石委員長 はい、よく分かりました。

続きまして、御質疑のある方。

金子副委員長。

○金子副委員長 では、ページでいうと24、25ページの小日向台町小の隣地のことから聞きます。

3億3,000万円という計上になっております。これは昨年9月の補正でも同額が計上されておまして、繰越しできなくて再計上という経過があるというふうに聞いておりますが、繰越しできなかった経過について、説明を求めたいというのが1つです。

それから、昨年9月に審議した際の、ちょっと私の手持ちのメモで、あのときこの土地の広さが255平米というふうにメモしていたんですけども、最終的に何平米になったのかということも確認をしたいということでもあります。

それから、財政運営についてですけども、この3億3,000万円を含めて、今回、歳入のほうを見ますと、財調基金から3億3,832万円の繰入れということになるわけですね。これは、昨年度3億3,000万円計上したのがそのまま恐らく昨年度分については不用額になりますから、それは今度9月の議案になる決算剰余金の一部に混ざり込んで出てくるということになるというふうに思うんですね。

そういう意味でいえば、決算剰余金の先食いというか、そういうふうにも見えるわけがありますけれども、財調基金については、今回の取崩し額、それから令和8年度、今年度の当初の取崩し額も反映させて、この補正後ということで行くと、財調基金は幾らになったのか、御説明をいただきたいというふうに思います。お願いします。

○白石委員長 本口契約管財課長。

○木口契約管財課長 最初の御質問にお答えいたします。御指摘のとおり、こちらの案件につきましては、昨年、令和7年度の9月議会で補正予算として御議決をいただいていたところなんですけれども、その議決を踏まえまして、その後、内部の手續としては、財産価格審議会の開催などを行ってきたところなんですけれども、年明けに、1月中旬に、売主の方からスケジュールの見直しについてちょっと御相談を受けたところです。

具体的には、売主の方も売却に向けていろいろ動いてくださったところだったんですけれども、課題が生じまして、例えば建物を解体するに当たりまして、アスベスト調査が必要になるんですけれども、そちらの調査にかかる期間がちょっと想定よりも多くかかることが判明したことでとか、あと、土地を売却に当たって分筆をするに当たりまして、分筆線を引く際に新たな調査・検討が生じたことに伴う時間的な追加の要する時間ですとか、樹木の伐採・抜根についての想定よりも時間がかかるといったことがございまして、御相談を受けまして、それでスケジュールを新たに組み直して、おおむね当初予定よりも3か月程度遅れた内容になってしまったところでございます。

このため、一つ年度をまたぐ手續といたしましては、例えば繰越し明許の手續などがやり得たところであるんですけれども、こちらについては、本来、繰越し明許は2月議会での御報告が必要だったんですけど、この1月中旬以降のこのリスクスケジュールの流れであったため、こちらへの対応が困難であったこと。さらには、手續としては、事故繰越しといった手續もございしますが、こちらは手續するに当たりましては、売買契約の締結が必要になることから、こちらはこの手續は取ることができませんでしたので、1回、7年度予算は未執行として、8年度、今回改めて御提案をさせていただいているところでございます。

また、この土地の面積なんですけれども、一応、売買契約書上、240平方メートルで売買契約を締結しております。

○白石委員長 猪岡財政課長。

○猪岡財政課長 昨年度の予算についてのお尋ねになりますが、昨年度計上した3億3,000万円につきましては、副委員長御指摘のとおり、不用額といたしまして決算しておりますので、今年度、決算剰余金として計上する形を想定しているところでございます。

また、財調基金の残高についてのお尋ねになりますが、現在、8年度当初予算編成後の財調基金残高といたしましては、約109億円、残高しているところでございますが、今回、取崩しということで、3億3,800万円取り崩すことによりまして、6月補正予算後におきましては、約105億6,500万円、残高として残っているところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 繰越しに至らなかった手続については、分かりました。

それで、土地の面積ですけれども、そうすると昨年度想定していた面積より若干減ったという理解でいいんですか。そこはあったんでしょうか。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 昨年、こちらについては、昨年の9月29日の文教委員会の資料でも触れておりますが、そちらでも約240平方メートルというふうになっておりますので、一応、その240平米でございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 分かりました。

そしたら、財調基金との関係ですが、そうすると、この補正予算の新規事業というか、補正事業というんでしょうかね、それについては、この土地の件を除くと6,683万2,000円ということになるんですけれども、それは後で聞きますけど、そのうちの5,800万円ぐらいは都の財源でやっているの、区の独自財源、一般財源でやっているのは830万円ほどということになり、今、聞いた財調基金の関係でいえば、0.08%ぐらいの規模になるということなんです。

本会議で、今の中東情勢などに関わって困っている建設事業者さんの様子など、詳しくお話ししましたが、残念ながら、独自の相談窓口とか独自の給付金とか、国にそういうことを求めるということについても、それは考えていないという答弁でした。その後、23区の中でも、中野区でゼロゼロ融資を、中東情勢に鑑みてやるとか、北区では特別の窓口もつくっているよというふうに紹介しましたけれども、そういう動きが出てきております。

財政的には、そういう新たな経済支援の対応というのが十分可能だというふうに思うんですけれども、これ財政状況や区長の答弁がありましたけれども、その後の様子というのは、経済課なんかも含めて、どのように捉えているんですか。

○白石委員長 猪岡財政課長。

○猪岡財政課長 まず、中東情勢の影響につきましては、先日の区長答弁の中でも御答弁させていただいたところでございますが、現在、各所管部署におきまして、事業所や関係機関等に実情について聞き取りを行っているところでございます。副委員長御指摘のとおり、影響が出ているというような企業がある一方で、安定した受注の確保等について、懸念している声もあるということで各所管課のほうで聞いているところでございます。

ただ一方で、建設業において、今、かなり影響が出ているというところで、報道等では言われているところがございますが、なかなか世界情勢の部分が影響していることや、中東情勢の安定化というところも影響しているところがございますので、文京区独自、単独における対応が難しい状況であるというところがございます。

一方で、契約部署におきましては、現在、そういった工事に関連いたしまして、納期が遅れる場合の対応だとか、インフレスライドで工事が増える対応、そういったところを実施しているところがございます。

今後も、現在、9月補正予算に向けて編成作業中でございますが、関係所管課とも情報連携を図りながら、必要な予算については適切に措置してまいりたいと考えております。

○白石委員長 内宮経済課長。

○内宮経済課長 今、財政課長のほうからも御答弁ありましたが、経済課のほうでいいますと、相談窓口につきましては、文京区の東京商工会議所文京支部と連携いたしまして、そちらでも中東情勢に係る相談、もちろん経営相談という枠組みの中で対応できるという旨を情報発信する形で、承っているところがございます。

あとは、情報収集ですね、先ほど財政課長のほうからも中東情勢における経済支援策等を含めて、どう対応していくかといったところは、経済課のほうでも情報収集をしております、中野の例も含め、他の自治体でどのような動きをしているか、繰り返しにはなってしまうかもしれませんが、国のほうでも様々な動きをしていることと、あと、海外の情勢の部分なので、その辺のニュースですね、情報がかなり変わりつつあると、常に変化しているというような状況もございますので、どのような経済支援策ができるか、国や東京都、あと自治体の情報を見ながら、検討していきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 では、3時になりましたので、一旦休憩に入り、3時半から再開をしてまいりたいと思います。

休憩に入ります。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を再開させていただきます。

引き続き、金子副委員長の質疑から。

金子副委員長。

○金子副委員長 財政課長さんと経済課長さんの答弁をいただきましたけれども、私たちもそ

の本会議後も、区内の業者さんの話を少し聞いていまして、例えば塗装業の方では、シンナーは在庫があるんだけど、下塗り用の白さび剤については、2か月待っても入ってこないとかね、防水用の塗料については、防水工事屋さんのほうが先に売るといような話になっていて、なかなか問屋さんが売ってくれないといような話で、価格については3割から4割ぐらいアップしていると。幸い仕事はあるので、頑張っているんだけどという話も聞いております。

答弁の中では、9月補正といような言葉も出ていましたけれども、私たちとしては、臨時議会を開いたり、もしくは通年議会の機会も夏にはありますから、そういう機会を捉えて、さらなる対応を求めると。少なくともゼロゼロ融資みたいなことは、再開といようなことも急いでやっていただきたいなと思いますけれども、それはこの機会に申し上げておきたいというふうに思います。

補正予算としては、22ページから3ページの民生費のところのこの空調服のところですね、まとめて聞くわけですが、やっぱり障害福祉にしても、民生委員の方にしても、高齢福祉のところでも、夏の期間を通じて、相談や戸別訪問で回っていただいている皆さんのところで、空調服を用意しようといような取組については、評価をしたいというふうに思っております。

むしろ、それ以上に、例えば学校の登下校を見守る交通安全誘導員の方とか、育成室の指導員の方とか、PTAでも見守りの活動をやっていますけれども、これからの季節、大変な暑さということで、そういうところでも必要なんじゃないかというふうに思うわけでありま。その点については、ぜひ検討をお願いしておきたいというふうに思っております。

それで、質問としては、地域包括ケアセンターのところの部分なんですけれども、経年的に、毎年、地域包括ケア推進委員会というのが開かれておりますよね、4圏域の委託でやっている相談センターごとに、毎年、収支の予算と決算の資料というのが出てきているんですね。それを改めて見ますと、富坂、大塚、本富士、駒込の圏域ごとに見ますと、6年度予算では、黒字額が富坂で1,353万、以下、16万、290万、297万の黒字の予算になっています。令和6年については、決算が出ていまして、920万、275万、266万、466万、令和7年の予算については、同様に、554万、48万、96万、382万と、こういうふうになっているわけですね。

今度の空調服については、区で買って貸与するということなので、直接的な収支に反映するという、そういう絡みで聞いているわけではないんですが、少なくともその収支自体が黒字だよといっているときに、都の補助金を充てて貸与するということが可能なのかという

ことについては、確かめておきたいんですね。地域包括の収支が黒字であっても、都の補助金を使って備品購入をして貸与するというのは、可能なんですか。

それから、今、申し上げた収支については、最新の令和8年の予算対応というのが、5月11日のケア推進委員会で資料として報告されていると思いますので、どのような4圏域ごとの収支の数字が示されていたのか、お示しいただきたいと思います。

○白石委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 まず、補助金についてなんですけれども、こちらの空調服につきましては、戸別訪問の際に活用することを目的としておりまして、あんしん相談センター全職員を対象としているものになります。こちらについては、各あんしん相談センターの収支にかかわらず、必要な経費として計上するものになりまして、都の補助金についても対象になるというような認識でございます。

続きまして、収支の予算概要についてなんですけれども、委員から言っていたとおり、あんしん相談センターの予算・決算につきましては、地域包括ケア推進委員会で報告をしているものになります。令和7年度の決算については、まだ出ておりませんので、次回報告する予定ですが、御質問いただきました令和8年度の収支予算概要でございます。こちらについては、まず大塚圏域が収支が157万1,578円、本富士圏域が125万4,000円、駒込圏域が208万7,000円の収支になっているんですが、富坂については、当初2,000万円を超える計上をしていたんですけれども、計算の誤りがあったということで、今、再計算をしているところで、次回の地域包括ケア推進委員会で修正の報告をさせていただく予定です。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、今日はここまでしておきますが、委託費がこのような黒字になっているということについて、これ委託でやっているわけなので、何でそういうことになるのかということも含めて、今、5月11日のケア推に出した富坂の2,000万を超える黒字分については、今後、修正するということでしたけれども、なぜそのような経緯になったのか、数字のつくり方なんかでもあるかと思うんですが、つくり方って変な言い方になっちゃいますけれども、ただ、この資料には、一括で委託費を出しているわけじゃなくて、事業実績ごとにお金を出していますというふうになっています。それまとめて収支を出していますという注意書きもありましたから、資料の作り方という要素がないわけじゃないと思うんですよ。

しかし、いずれにしても、委託費がそのように1,000万単位で余っているみたいな資料が出てくるということになると、それはどうなのかという疑問は尽きないということになりま

すので、修正して、7月の委員会など、そちらを終えたら、ぜひ御説明をしていただきたいと思っておりますので、その点をお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、民生委員の方の活動費については、私たちも民生委員の方の活動の実態というのを若干お聞きしております。東京都のほうは、成り手がいないという問題意識で増額したというふうに聞いておりますけれども、先ほど来、議論があったように、タブレットに変更したこのツールが、なかなか不慣れな方もいてというような話も聞いておりますけれども、よくよく現場の実態をよく聞いていただいて、皆さんの活動がスムーズに行き、定員が充足するように努力を改めてお願いしておきたいというふうに思っております。

最後に、私も、24、25ページのエアコンの設置事業で聞きます。

これについては、私たち日本共産党の区議団として、2015年の夏以降、本会議や予算・決算の総括質問などで、繰り返しエアコンの購入補助というのを求めてきた経緯があるんです。これは取りも直さず、物すごい暑さで必需になっているので、手が届かない方々のところについては、補助制度をやってほしいということでありました。

それで、お聞きしたいんですけれども、この間、2015年以降ぐらいのところで、私たち、要求すると、それはやらないということだったんですけども、必ずそのときに社会福祉協議会の福祉資金の借入でエアコンを購入できますという御答弁でした。生活保護の利用者の方などにとっては、大変厳しいお話でありますけれども、この社協の福祉資金の借入で、エアコンを購入できたというのは、少なくとも2015年以降どれぐらい実績というのはあったんですか。

○白石委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 こちら過去5年間ですけれども、過去5年間遡って、令和6年度に1件の貸付があったというふうに聞いております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 過去5年ということですから、私たちが相談に乗った事例というのは2015年の夏だったんですよね。たしか借入れした額は、数万円か10万円弱ぐらいなんですけれども、生活保護利用の方ですから、1か月の返済額が1,000円そこそこと、だったら最低生活に響かないですよというのが国の通知か何かの考え方で、大変それは厳しい状況だから、補助制度が必要だというふうに申し上げてきました。今回、こういう形で補助が始まったことは、大変喜ばしいというふうに思っております。

先ほど実績のところ、今のところ30件ということでしたけれども、こういう財政制度が

できれば、手が届くというようなことが出てくると思いますので、生活保護利用のところも含めて、ぜひきちっと周知していただいて、使えるようにしていただきたいというふうに思うんですけども、本格的な酷暑に間に合うようにしてほしいということで、先ほど来議論もありますけれども、その点、私からもお願いし、厳しい暑さ、気候危機と言われるほどの厳しい暑さは、今年だけに限らない、しかも、2027年問題といって、何かエアコンの仕様が変わると、今、売っている値段で買えなくなるみたいな話もちよっと出ていますので、来年度以降もこうした補助を続けてほしいというようにお願いし、これは答弁を、今のところの考え方を聞いておきたいというふうに思います。

○白石委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 まず、周知につきましては、確かに御応募いただいている方、非常に高齢者の方が多いので、こういった高齢者に向けた、これまでもあんしん相談センターや社会福祉協議会、そういった福祉関係者等を通じて周知をしております。また、ぶんきょう涼み処というところでも、チラシ等の配布をお願いしておりますので、こういったところで周知をさらに強化していきたいと考えております。

また、児童扶養手当受給者に対しても、こども宅食LINEとか、通知の際にお知らせを挟んで周知してまいりたいと考えております。

最後に、来年度の事業につきましては、東京都のほうにお聞きしますと、来年度については未定というふうに聞いておりますので、こういったところも今のところは未定というふうに考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 周知はやっていただきたい。非課税者の方のところにも、チラシを送ったらどうですかね。児童扶養手当を利用されている方のところには、LINEとかそういう手紙ということになっているんだけど、それ以外の方の対象のところにも、きちっと送っていただきたいというふうに思いますので、それはお願いをしたいというふうに思います。私も聞かれるんですよね。で、チラシを地活とか行ってもらって、お知らせする場合も現にありましたけれども、私の知っている限りお伝えしていますけれども、その点については、周知は非課税のところにも送っていただければなというふうに思っております。

それから、エアコン設置事業は、来年度以降は未定ということでしたけれども、ぜひ実施の方向で検討を求めたいと思います。

以上。

○白石委員長 以上をもちまして、議案第1号、令和8年度文京区一般会計補正予算の質疑を終了し、態度表明をお願いいたします。

初めに、区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役は、賛成いたします。

ただし、介護事業者の譲渡について、議会には公表を控えるよう求めていた件について、理由を確認しましたが、適切な時期に説明するとの答弁にとどまり、その判断、妥当性について明確な説明はありませんでした。利用者への丁寧な説明は重要です。しかし、同時に、事業譲渡という行政の重要な判断について議会が適時確認し、議論できることも重要です。今回の対応が本当に適切だったのか、なお疑問が残ることを申し添え、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 今回の補正予算については、夏に向けての熱中症対策、民生委員・児童委員の活動費増額、年度をまたぐ契約における補正と必要な内容と判断いたします。先ほど指摘させていただいた民生委員・児童委員の活動環境改善とエアコン設置の迅速化については要望をさせていただいて、補正予算案に賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 永久の会、補正予算、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 補正予算、賛成をいたします。

なお、この暑さに対する対応ですけれども、やっぱり命を守るという基本的な考え方に則った施策、だからそれ以上のことが起きた場合は、ぜひ対応をお願いしたいということを申し添えておきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、賛成いたします。

念願の民生委員・児童委員の活動費の引上げや、また、酷暑から、地域福祉を支える方々への空調服の購入、自宅に家庭用エアコンをお持ちでない方の低所得世帯また生活保護世帯へのエアコン設置支援等々に係る助成事業は、真に必要と考えております。スピード感を持って取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○名取委員 自民党も補正予算、賛成をいたします。

縷々議論はありましたけれども、特に低所得者のクーラーの利用については、しっかりと

告知をして、知らなかったということがないように、ぜひ知らせることはやっていただきたいなと思っております。

また、民生委員ほかの補助金の増額、それと酷暑対策の各施策ということで、必ず必要な施策ということで、自民党は賛成をさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第1号の補正予算案に賛成いたします。

意見を言っておきますが、小日向台町小の隣地購入については、今、実施設計をやっているということで聞いておりますけれども、校舎建替えのですね、設計や建設計画、施行計画そのものの建設の与条件を大きく変える可能性を持った土地であり、購入をしたら地元の住民の皆さんに報告をして、可能な限り要求を反映させる、そういう御努力をお願いしておきたいというふうに思います。

空調服については、先ほど申し上げたように、交通安全誘導員などを含めて、さらに活用の幅を広げていただきたい。

そして、エアコンの購入補助につきましては、日本共産党として、2015年の9月以降、少なくとも確認しただけで、本会議で9回、予算・決算も含めると12回、要求をしております、これは歓迎いたします。

そして、酷暑は、厳しい暑さは、命に関わる暑さは、今年だけで終わりませんので、エアコンの2027年問題ですか、いうことも加味して考え、そして、社協の生活福祉基金の実績が過去5年で1回、私たちがつかんでいる2015年当時の件が1件ですよね、10年間で2件ぐらいの実績しかなかったということのようでもありますから、生活困窮している方々に、命を守るエアコン購入という施策が来年度以降も必要だということは強く申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○白石委員長 議案第1号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、原案可決すべきものと決定させていただきます。

○白石委員長 続きまして、付託請願審査3件。

初めに、請願受理第1号、場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願。

請願文書表の3ページを御覧ください。

.....

- ・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第1号
- ・件 名 場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
- ・請 願 者 文京区本駒込5-15-12
新日本婦人の会文京支部
支部長 小 竹 絃 子
- ・紹 介 議 員 板 倉 美千代
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 総務区民委員会
- ・請 願 理 由

文京区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育のまちに競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

ギャンブルは法で禁じられています。国は公営ギャンブルの収益を、公共事業や地方自治体のための財源としています。賭博が違法である一方で、公営賭博は法律による特別の許可と「公益性」があるとして特別法によって例外的に合法化されています。

ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を前に公益社団法人「ギャンブル依存症問題を考える会」が公表した実態調査によると、当事者で「現在も死にたい」という気持ちがある人は13.9%、「過去に死にたかった」は38.5%です。

調査結果を受け同会は「ギャンブル依存症は誰でもなる可能性があり、病気として適切な治療なしには回復出来ません。現場には若者の自死の報も増えています。大阪のカジノが目の前に迫るなか、依存症対策は遅々として進んでいません」としています。

ギャンブル依存症対策の超党派国会議員連盟の勉強会が11日、衆議院第一議員会館で開かれ、ギャンブル依存症によって家族を失った自死遺族会の人たちが「ギャンブルは死につながる」と依存症対策の強化を求めました。

公益社団法人「ギャンブル依存症問題を考える会」の田中紀子代表は、「わが国のギャンブル行政はこのままでいいのか」「まずはクレジットカードなど借金決済でのギャンブルを禁止に。世界の流れです」と規制を求めました。

公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粋にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

・請願事項

- 1 場外馬券売り場（後樂園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

.....
○白石委員長 この請願は、場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去と、中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去について、関係各方面への働きかけを求めるものです。

御質疑はございますでしょうか。

金子副委員長。

○金子副委員長 請願理由のところにも書いてありますように、ギャンブル依存症対策という施策が必要になってくるということで、私たち、マッチポンプというか、いうことになっちゃっているということについて、この間幾つか聞いてきました。例えば、馬券売場に入れなようにすると。後樂園オフトで10人ぐらいそういう方がいるというのは、この間聞いてきておりますけれども、加えて今日聞きたいのは、東京シティ競馬を含む地方競馬共通のインターネット馬券購入サイト、これS P A T 4というんですね、あります。これは、これに登録して、銀行口座にひもづけてチャージをすると、最大999万円まで使用可能と、こういうふうになっているんです。入金しないと馬券が買えないですね。その入金する最大額が999万円なんだそうなんですよ。

それで、この間こういうのめり込み防止対策として、パチンコや公営ギャンブルの施設内への銀行のA T M設置は駄目だということで、財務省がこれ認めて、金融庁かな、撤去してきたと、こういう経緯があって、この後樂園オフトについても、私たち、入り口近くにA T Mがあるとかというのは伝えて、これは国のそういう指導に基づいて、ないようにと。場内がないというのはあれですけれども、あそこは大きな施設ですので、入り口付近にあるのもそれは同じことでしょうかとって、なくす必要があるんじゃないかというふうに言ってきた経緯があるんです。

しかし今や、A T Mは、一人一人のスマホの中にあるということになっておりまして、今やオンラインシステムについての規制が必要になっているのではないかと。金融庁、財務省などのA T M撤去の規制の趣旨からすれば、999万円が入金して使えますといたら、これのめり込み対策の大きな穴だというふうに思うんですけれども、これは認識を聞いておきた

いと思います。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、御指摘ありましたインターネット経由での馬券の購入というところで、S P A T 4については、おっしゃったとおり999万円ということなんですけれども、こちらについても、ギャンブル依存症対策ということで、上限額の設定ということ、御本人からの申出ということなんですけれども、設定をできるような形になっております。S P A T 4以外のインターネット経由での馬券を買えるシステムについても同様というふうに承知しているところでございます。

○白石委員長 いいですか。はい。

ほかには。

では、これで態度表明に入らせていただきます。

請願受理第1号、まず自由民主党さん。

○名取委員 自民党は、毎回同じ答えになってしまいますが、不採択にさせていただきます。

また、オフトの環境、オフトというか、後樂園の環境も大分、競馬をやる人は全員建物の中に入って、外でというのは、後樂園に普通に遊びに来る人たちに対する影響というのは、今、ほとんどないんじゃないかなというふうに私自身もあそこを通るたびに感じていますし、ギャンブル依存症という問題はあるのかもしれませんが、今、言ったように、様々な規制を国のほうとしても考えている最中であります。

また、この売上げについても、区に一定の一般財源としての収入もあるということで、自民党としては、この請願に対しては不採択とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、同趣旨の請願については、これまでも慎重に審査を重ねてきたところでありまして、この間特段の状況の変化ということは見当たらないというふうに認識をさせていただいております。公明党は、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 A G O R Aさん。

○浅田委員 今、新しく建てられた中に、私もこの間行ってみまして、随分変わったなというふうに思いました。環境がですね、昔のイメージとはもう全然違いますよね。ですから、対外的なイメージについて大きく改善されたということ、ちょっとそこのところをきちっと見ていただきたいというのが正直なところです。したがって、A G O R Aとしましては、この請願には不採択というふうにいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 請願第1号ですが、毎回出ている内容でございます。私のほうには特段、後樂園にオフトがあるということで問題があるという声は聞いておりませんし、逆に、区民の皆様も一定数あそこにあることで娯楽として楽しんでいるというような状況を伺っておりますし、環境においても、特段大きな問題はないと認識しておりますので、今回も不採択とさせていただきます。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 請願者の御懸念も理解はいたしますが、競馬は競馬法に基づく公営競技であること、また、依存症についても、現在はインターネット販売が主流ということもあって、特定の施設の撤去が必ずしも依存症解決に直結するわけではないというふうに考えておりますので、1項、2項ともに不採択とさせていただきます。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役は、ギャンブル依存症については、格別考えていかなければいけない問題だと考えております。ただし、公営ギャンブルとしての後樂園オフトについては、別問題だと考え、1項、2項ともに不採択といたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 このオフトの撤去の請願は第1号でありますけれども、質疑の中で明らかにしたように、今、ギャンブル依存症対策として、先ほどのオンラインサイトでの購入ということについて、国の担当大臣は何と言っているかというところ、公営競技をはじめとするギャンブルのオンライン化に伴い、医療相談現場で若年層からの相談が増加していると。このオンライン化の影響を政府は認めているんですね。

それで、そういう状況になっているというときに、こういう請願、どういう態度表明すべきなのかと、私も改めて考えましたけれども、やはりそういうリスクというか、そういう可能性をやっぱりなくしていくということで考えれば、請願は1項、2項についても採択だということなんです。

先ほどSPAT4の使い方については、上限額が設定できるということでしたけれども、そもそも上限額をもっと少なくするとか、そういう答弁が私はされる必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。そこについては、国は各事業者で適切に運営されるべきだと、そうなんです。だから、これは、やっぱり競馬組合、または23区でどう考えるのかというのを一生懸命考えなきゃいけないですよ。やっぱり999万円は、平均的な労働者の賃金の2

倍ぐらいになるわけでしょう。これはまずいと思いますよね。だから、そういう事実が把握されている以上、請願としては採択だということでもあります。

以上です。

○白石委員長 それでは、請願受理第1号の審査結果を申し上げます。

請願事項1項、2項ともに、採択1、不採択6、不採択とするものに決定をさせていただきます。

続きまして、請願受理第2号、公正な再審法改正実現について、国に意見書の提出を求める請願です。

データの5ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第2号
 - ・件 名 公正な再審法改正実現について、国に意見書の提出を求める請願
 - ・請 願 者 文京区湯島2-4-4
 日本国民救援会東京都本部気付
 日本国民救援会文京支部 工 藤 由 一
 - ・紹 介 議 員 小 林 れい子 板 倉 美千代
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

再審法改正の世論は大きな盛り上がりとなり、国会において審議が始まりました。えん罪被害者の袴田巖さんが再審決定を受け、その後の再審裁判で無罪が確定したことが国民の中に強い衝撃を生み、再審法の改正は何としても実現しなければならないとの流れとなってきたことはご承知のとおりです。

国会では、法制審議会の答申を踏まえた「政府案」と「再審法改正議員連盟による議員立法案」を基にした対策の審議が進んでいます。

私たちは、今がチャンスだと感じています。この機を逃すとまたしばらく改正の機会が遠のくおそれがあり、だからこそ今改正の実現を望むとともに、そうであればこそ最善の改正を実現させたいと思います。

現在の審議に望まれる改正点で「証拠の開示」については、制限のない証拠の開示を規定することが重要であり、現状より後退させる案も示されていることを危惧します。

また非公開の再審請求審において「検察による不服申し立て」は、再審が開かずの扉と言われるほど、長期の時間を要した最大の欠陥であることを鑑みると、全面的に禁止することが必要です。検察官は再審公判の場で再度有罪の主張・立証ができる上、当事者でないのに不服申立権を認めることは上訴制度一般と整合しないとの強い批判があります。

全国の地方自治体では、再審法の改正を求める請願や陳情が審議され、住民の願いを受けた議員の皆さんの努力下、872自治体（4月7日現在）の議会が国に対する意見書を採択し、全自治体の過半数に迫ろうとしています。

文京区においても、区民がえん罪で苦しむ、などと言うことが決して起きないように、文京区議会が区民の人権を守る先頭に立っていただきたいと思います。

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪判決を受け、犯罪者として法の制裁を受けている、えん罪被害者を救済するために、裁判のやり直しを認める制度のことです。日本国憲法の人権思想に基づいた再審法改正・整備が強く求められています。

改正すべき点は第一に通常裁判における証拠開示のルールと同様に、再審裁判においても証拠開示の規定を明文化する必要があります。現在はその規定がない下で、えん罪被害者に有利な証拠が検察・警察の下にあるにもかかわらず、開示されないことによって、再審請求ができずまた再審決定に至らない事態が横行しています。

改正すべき第二には、検察官の不服申し立てを禁止することです。検察官は再審決定がされたならば、その後の再審公判の場で十分審理を尽くすことができます。入り口である「再審請求審」で不服を申し立てる必要はありません。

第三に、以上の二点を中心に日本国憲法の人権思想に基づいた再審法整備が至急行われることが求められています。

・ 請願事項

文京区議会におかれましては以下の項目について国に求める意見書を提出していただくようお願いいたします。

- 1 再審請求では警察官、検察官はすべての証拠を開示すること。
- 2 裁判所の再審開始決定に対して検察官の不服申し立てを禁止すること。
- 3 再審手続きを整備すること。

○白石委員長 この請願は、請願事項1、再審請求では警察官、検察官は全ての証拠を開示すること。

請願事項2、裁判所の再審開始決定に対して検察官の不服申立てを禁止すること。

3、再審手続を整備すること。

の3点について、国に対し、意見書の提出を求めるものです。

御質疑がある方、お願いを申し上げます。

金子副委員長。

○金子副委員長 1点、お伺いしますが、文京区のシビックセンターのすぐそばの小石川でも、冤罪事件が2002年7月31日に起きていて、これは小石川冤罪事件と呼ばれて、救済、再審を求める運動が取り組まれております。この件については、人権擁護の事務を、仕事をやっている文京区としても、日弁連の指定する事件ということで、認識しているという答弁が得られております。

それで、その後、今、国会に刑事訴訟法の再審のところの条文の改正というようなことで、政府案と、それから国会議員の議連の案というのが両方出てきておりまして、衆議院のほうは政府案が通るというようなところまでできているわけですが、小石川冤罪事件の御当地の文京区で人権擁護の仕事があるということで、この事件も知っているという立てつけで見たときに、今、国会での再審法の審議について、区としてどのように捉えておられますか。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、委員からお話がありましてとおり、国会での審議状況というところは、我々も承知をしているところでございます。小石川事件をはじめとした冤罪事件ということは、人権の観点から見ますと、当然好ましいものではないというところは我々も認識をしているところでございますが、この再審法の改正というところにつきましては、我々も国の審議の動向を見届けていくという立場でございます。

○白石委員長 はい、よろしいでしょうか。

それでは、請願受理第2号の態度表明をお願いしたいと思います。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役といたしましては、当然、人権上からも採択すべきものと考え、1から3まで全て採択いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 まず、前提としては、冤罪の防止と迅速な被害救済の必要については、全面的に同意するものです。

しかしながら、請願者の方が求められている検察官抗告の全面禁止や制限のない全面的な

証拠開示については、専門家から裁判の法的安全性を損なうリスクや、事件関係者のプライバシー保護、ネット社会における情報拡散のリスクといった懸念が示されている側面もあります。

先週、衆議院において改正案が可決されて、参議院へ送付されておりますが、国において、司法の正確性と救済の迅速性のバランスをどう取るべきか、専門的な知見を基に議論が行われている最中であって、今の時点で特定の具体的な手法を指示する形で国へ意見書を提出することについては、慎重であるべきというふうに考えますので、請願事項1から3については、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 請願第2号ですけれども、国のほうで改正の審議が進んで、衆議院が通過したということでございます。主要野党では、骨抜きであるとか、中身が足りないとかというような議論も聞いておりますけれども、国のほうではそのような状況にもなっているということでございます。したがって、今回の請願に関しては、1項から3項とも不採択ということをお願いします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 この問題については、様々な議論があるというふうに伺っています。国会の中でも、与党内においても随分議論もされているというふうに思います。私たちなりに、最近でいえば、袴田巖さんの事例であるとか、あるいは、今、発信されている方の中に村木厚子さんという方がいらっしゃいます。元厚労省の局長をされていて、障害者の郵便割引制度のための偽の証明書を作らせた疑いということですね。全くそんな事実はないにもかかわらず、そうしたことが行われている、罪をでっち上げられているというような事例が実際にあって、そうしたことを解決していく上では、やはり今の現行制度では難しいし、改正案についても十分なさらなる検討が必要であるというふうに思います。

したがって、請願事項の1から3については、AGORAとしては採択をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 本請願の趣旨であります冤罪被害者の確実な救済、また、再審制度の見直しにつきましては、我が党も極めて重要な人権問題として捉えております。事実、国会におきまして、我が党の国会議員が質問に立ち、そして政府に対して、必要十分な証拠開示をと強く迫るという場面もございまして、実効性のある法改正に向けて、現在、まさに緊密な審議を進めている最中であります。

このように私たち公明党は、既にこういった責任ある立場で、具体的な法整備に全力で取り組んでおりまして、本請願が求める方向性は、国政において着実に議論が進んでいるというのを期待すると同時に、国会審議の推移を見守るべきとの観点から、1項から3項につきましては、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 自由民主党さん。

○名取委員 自民党は、まさに今、国のほうで、与党の中でも様々な意見が出ながら、この法案について検討が進んでいるところであります。当然、その推移を見守っていきたいと思っておりますので、1項から3項まで不採択とさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 本請願でありますけれども、国会での法案審議の推移を見守るというのでは、私は足りないというふうに思うんですね。それは、立法府もやっているからというだけではなくて、小石川事件というのが起きているところでどう考えるのかということもあります。それで、衆議院で通った政府案への修正が参議院では求められているからであります。今の局面というのは。そういう局面なんですよ。そこを見守る必要があるというんだったら、違いますけれども。

それで、政府案の最大の欠点というのは、この間、冤罪事件、長期にわたる再審を拒んできた事件があります。袴田事件にしても、それから福井での殺人事件の冤罪事件もありましたけれども、袴田事件は50年以上ですよ、福井での事件は40年以上、再審が阻まれたと。その最大の原因は、この1項、2項にある証拠の全面開示というのがされず、再審が決定されても、検察官の不服申立てによって覆されると、こういうことがあったからです。

そのことについては、昨年12月3日に、元裁判官の経験者の方が、63名の方が、そういう事実に根ざして考えれば、今の政府案では駄目なんだと。全面的な証拠開示、それから不服申立ての禁止が明確に必要なんだと。それが立法事実なんだと。そういう立法事実があるのに、なぜ政府案という形のものが出てくるのかということについて疑問を投げかけていると。政府案では、これはむしろ改悪だという声も出ているわけであります。

そこで、今、国会内での超党派議連が出した対案というものの内容が修正内容として加味される、そのことが参議院の審議に求められる、そういう局面であります。したがって、そういう局面なんだということをきちんと、小石川事件などが起きているこの文京区の議会から意見を上げるというのは、とっても重要なことだというふうに考えます。そういう理由で、請願事項の1、2、3項について、採択ということをお願いするというふうに思います。

○白石委員長 請願受理第2号の審査結果を申し上げます。

請願事項1から3まで、採択3、不採択4、全て不採択と決定をさせていただきます。

続きまして、請願受理第3号、文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所のケージの備蓄において犬と猫を差別せず、猫用も備蓄するとともに全体の数も現在の165個から増やすことを求める請願。

データの7ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和8年5月29日 第3号
 - ・件 名 文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所のケージの備蓄において犬と猫を差別せず、猫用も備蓄するとともに全体の数も現在の165個から増やすことを求める請願
 - ・請 願 者 文京区千石4-35-16
 「文の京」Future Design Initiative
 屋和田 珠 里
 - ・紹 介 議 員 板 倉 美千代
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 総務区民委員会
 - ・請 願 理 由

文京区HPの「人とペットの災害対策」のページ（ID：89）を見ると「避難所の備蓄について」として、「文京区地域防災計画の避難所における動物飼養場所確保用物資は中大型犬用のサークルのみ備蓄しており、各避難所に5個、計165個です」と書いてあります。

しかし、犬と猫に限ってみれば、全国における猫の飼育数は犬の飼育数を上回っており、文京区においても同様の状況であると推察されます。

なぜ「中大型犬用のサークルのみ備蓄して」いるのか、区は正当な理由も合理的根拠も示さず、一方的に決め付けており、これは動物の立場から見れば猫を差別し、飼い主の区民から見れば猫を飼っている区民に対する差別とも言えます。

ペット用ケージは様々な大きさがあるものの、犬猫兼用で使うことも可能なタイプや、猫と小動物兼用で使えるタイプもあるのに、文京区の場合、「中大型犬用のサークルのみ備蓄」としており、行政としての怠慢にも映ります。

そこで、貴議会として、文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所のケ

ージの備蓄において犬と猫を差別せず、猫用も備蓄するとともに、全体の数も現在の165個からできるだけ増やすよう区長に働きかけていただきたく、下記をお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所の備蓄ケージを「中大型犬用のサークルのみ」とすることで犬と猫を差別することを改め、猫用ケージも備蓄してください。
- 2 文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所の備蓄ケージを「中大型犬用のサークルのみ」ではなく、犬と猫のどちらでも使えるような犬猫兼用タイプのケージも備蓄してください。
- 3 文京区における避難所のケージの備蓄数を「中大型犬用のサークル」に限定して165個とするのではなく、猫用あるいは犬猫兼用も含めてもっと増やしてください。
- 4 上記1～3に関連し、文京区の避難所におけるペットの備蓄ケージに関し、ケージの仕切り板やケージカバーも備蓄することを検討してください。

.....
○白石委員長 この請願は、文京区のペットの「同行避難」「同伴避難」を巡り、避難所の備蓄ケージを「中大型犬用のサークルのみ」とすることで犬と猫を差別することを改め、猫用のケージも備蓄することなど4項目について、区に働きかけを求めるものです。

御質疑がある方はお願いをいたします。

浅田委員。

○浅田委員 この間、土曜日か、日曜日かに、文林中学校で避難所運営訓練というのがあって、そこでもペットに関係するブースが出されていましたがけれども、文京区として、今現在、どういう形状の犬用が幾つで、猫用が幾つという現状について御報告いただけますか。

○白石委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 今現在の備蓄状況としましては、基本的に中大型犬用のサークルが各避難所に5個ずつ、合計165個備蓄されているところです。また、本年度当初予算において、小型の小動物用のペットケージというのを今年度追加で165個、各避難所5個ずつ配備する予定でございます。

○白石委員長 よろしいでしょうか。

それでは、請願受理第3号の態度表明をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○名取委員 今、危機管理課からお話しいただいたように、今年の予算で小型犬用のものも165個用意するというので、これはもう予算が通っている格好ですので、改めての請願ということになるかなと思いますので、自民党といたしましては、1項から4項まで不採択にさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 本請願が求める避難所におけるペット用ケージの拡充や多様化については、災害時における飼い主とペットの安心・安全を確保する観点から、その重要性は十分認識するものであります。先ほど紹介がありました避難所運営訓練、文林中学校で行われたペット防災マイスターの皆様方とも意見交換をさせていただいて、その重要性をまた改めて認識したところであります。

今、防災課長に御答弁いただいたとおり、既に大型・中型犬以外にも、小動物やそういった対応可能なケージを具体的に配備するというふうな対応が進められているということが確認できました。

また、災害時におけるペット対策の基本は、あくまでも飼い主主体による事前の備えが大事であると区の認識は、私たち会派としても同様に認識をしているところです。日頃からのケージの慣れだとかしつけ、またフードや移動用キャリーバッグ等の自己備蓄といった飼い主自身の意識啓発ということが非常に重要だとマイスターの方たちもおっしゃっておいしたので、そういったことも私たち、全体的に推進をしていく必要があるというふうに考えていることから、本請願につきましては、不採択とさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 今、田中香澄さんが言われた、私もお話を伺ってきました。NPO法人文京動物愛護協会の方が、災害時のペット用の避難所においてどういうふうに生活をするかということですね、お話を伺ってきました。で、その方に伺って、いや、猫のケージについても、今回、請願が出て要望があるんですよねという話をしたら、非常に明確におっしゃっていたのが、猫あるいはそれに類する小動物ですよ、それについては、各自がやっぱり考えなきゃ駄目だというふうにおっしゃっていました。既成のものを配備して、そこに入れるというか、そういう感覚では、違いうだろうということをおっしゃっていたんですよね。特に猫でいえば、飼い主からすると家族ですよ、猫特有の住まいというか、その入れ物というものが、やっぱり自分がそれぞれ持っていて、それでその中に入れて、避難所に行くなら避難所に行くというふうにしないと、その猫にとってもよくないと、環境が変わりすぎてよくないというこ

とおっしゃっていました。

したがって、ちょっとね、この請願者の方の意図するところがよく理解できないんですけれども、基本的な考え方というのは、やっぱり避難所においても、嫌な方もいらっしゃるから、この前、災害対策の委員会で、ちょっと名前まで出しちゃいましたけど、嫌な方もいらっしゃる。だから、そういう方の配慮も含めて、猫についても、小動物ね、イタチみたいなのを飼っている方もいらっしゃるんですから、そういう方についても、きちっとまずは自分で管理するということを前提にさせていただきたいというのを愛護協会の方がおっしゃっているんですね。

ですから、今回のこの請願については、AGORAは不採択というふうにいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 永久の会、請願受理第3号、ペットの件でございますが、災害委員会でも議論もされていますし、文京区のほうでも意識を持って様々な取組を、先ほどのようにしているということも知っております。ペットの同行・同伴避難に限らず、災害対策においては、やらなくてはいけないことが本当に山のようにたくさんありますので、そういうところも鑑みながら取組を進めているというふうに思っております。

ですので、今の現状の文京区の進め方に対して、私は応援をさせていただいております。引き続き、可能な限りこういった声にも反応していただけるようお願いをして、今回の請願は不採択でお願いします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 災害時におけるペットの安全や避難所での環境を心配される請願者のお気持ちは、私も犬を飼っている者としてよく理解ができます。

まず、請願事項の1から3についてですが、今年度の当初予算において既に猫にも対応できる屋根付のケージを各避難所へ5基ずつ追加配備するための予算が計上されているということを確認しましたので、1から3については不採択とさせていただきます。

請願事項4については、避難所におけるペットのストレス軽減という視点は重要と思いますが、ほかの委員の方もおっしゃるように、災害対策の基本は、やはり自分のペットは自分で守るという飼い主の責任にあると考えます。ペットの性格や大きさなども様々ですし、ふだんから使い慣れている、例えば臭いのついたタオルですとかカバーなど、その子に最も適した環境を一番よく知っているのは飼い主の御自身だと思いますので、それらの細かなケア用品については、日頃から飼い主の皆様が責任を持って御準備いただくことが、結果として

ペットにとっても一番の安心につながるのではないかと考えますので、請願事項4も不採択でお願いいたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役といたしましては、避難所にいらっしゃるのは、基本的に半壊以上全壊の方々が来るという基本です。そのときに、私もペットのことにすれば、基本的に飼い主の方が用意するということが基本になると思いますが、全壊や半壊したらそれも壊れてしまっているかもしれません。ですから、やはり避難所に来るときに、ケージさえも用意できないという方もいらっしゃると思いますので、当然、避難所としては、そこも想定した危機管理として、用意するというのが妥当なことだと私どもは考えております。

1から4につきましても、文京区が今進めている、しっかりと見据えて進めているという点では、同じ方向を見ているものと思いますし、さらに今、各避難所、大型犬、中大型犬ですかね、が5個、そして小型犬も猫もそうですけれども、5個というふうな形の数だけで足りるのかといったときに、この請願はさらなる後押しになるものと思ひまして、1から4まで、区民が主役は採択いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 請願の3号ですけれども、先日、ちょっと日にちは忘れましたが、区役所の1階の展示室で、あれは動物との共生というのかな、保健所の展示が行われておりました。そのパネル展示の中で、避難所における動物飼育という、そういうパネルが展示されているんですね。そこでは、避難所は動物の好きな人、嫌いな人、アレルギーを持った人など様々な人と共同生活になると。飼い主以外の人とも上手にコミュニケーションを取って、動物が受け入れられやすい環境をつくりましょうということで、犬とか猫が入っているケージが絵で展示されているんですね。

なるほど、皆さんおっしゃるように、避難所でのペットの世話というのは飼い主の責任なんですよということも書いた上で、避難所での生活というのは、人も動物もストレスを感じるので、体調に気を配って、お互い協力しましょうというのが大切だと、こういう内容の展示で、勉強させていただきましたけれども、そういう点で考えますと、議会としてこういうものをどう考えるのかというときに、予算がついて、それが執行されて、それが現場でどう使われる手はずになっているのかというのを見届けると同時に、今、紹介させていただいたように、動物が好きな人も嫌いな人も共生できるような形で運用されるという方向をきちっと追求していくということが必要だと思うし、そういうことを文京区保健所さんも周知を

されていたんじゃないかなというふうに思うわけであります。

そういう点で、今度購入するケージについては、猫用だというふうに聞いておりますけれども、そういったものを実際に入札などをやって購入して、備品として配備されて、この間の文林中でやったようなああいう訓練のときには、ぜひ開いてみて、どうするのかというような具体的な取組も見定めていくと。そういうことをお願いするという意味で、日本共産党としても、1、2、3、4項について採択ということであります。

○白石委員長 請願受理第3号の審査結果を申し上げます。

請願事項1から4まで、採択2、不採択5、不採択と決定をさせていただきます。

○白石委員長 続きまして、理事者報告1件に入ります。

総務部1件。報告事項1、文京区男女平等参画推進計画の改定についての説明をお願いいたします。

熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 報告事項1、文京区男女平等参画推進計画の改定について、御報告いたします。

資料第2号を御覧ください。

項番1、計画改定の趣旨ですが、令和4年度から令和8年度までの現行の男女平等参画推進計画が今年度で目標年次を迎えます。

記載にあります各種法改正や第6次男女共同参画基本計画が令和8年3月13日に閣議決定されたことなど、国の動向及び社会情勢の変化、また、昨年度実施した文京区男女平等参画に関する区民調査の結果等を踏まえ、次年度以降に向けて本計画を改定いたします。

なお、本計画は、配偶者等暴力防止基本計画、女性活躍推進計画及び、今回新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関連して、福祉部で検討する基本計画を包含するものです。

項番2、改定内容については、記載のとおりです。

項番3、検討組織については、学識経験者や関係団体推薦、公募区民から成る男女平等参画推進会議において審議いたします。

項番4、今後のスケジュール（予定）は、記載のとおりですが、今回の御報告の後に以後3回開催する推進会議での議論を経て、11月議会で中間まとめの報告を行います。

11月議会報告後、12月から年明け1月にかけて、区民説明会及びパブリックコメントを行

います。その内容を推進会議に諮り、最終案としてまとめたものを、令和9年2月議会において最終報告する予定です。

報告事項の説明は以上です。

○白石委員長 それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

田中香澄委員。

○田中（香）委員 おはようございます。

では最初に、今回の推進計画の改定に重要な、この法改正についてなんですが、簡単な3つの法改正、新法のポイントを少し御紹介ください。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら法改正のお話ですけれども、昨年、前回計画から今回の計画の間に幾つか法改正がございました。例としては、育児・介護休業法ですとか、LGBTQ理解増進法、こういったところの要素が入っております。新たにそういった新しい視点を次回の新しい計画の中に、柱ですとかその施策の方向性として盛り込めるかどうかというところを検討する予定でございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 そういったことを文京区の男女平等参画推進計画に落とし込んでいただくと。また、さらには文京区らしい、そういった課題も解決をしていかなければいけないというところなんですが、今回の改定における新しい視点、基本的な理念みたいなものを、ウェルビーイングですね、具体的にはそういった、少し大きく視点が追加されたというふうに認識をしておりますけれども、所管が今、そういうふうな新しい視点をどういうふうに捉えているかということと、あまり時間がないので、端的で結構なんですが、区民調査をしていただきました。その結果から見える課題を、今回の計画に反映をしていくということが非常に重要かと思うんですが、調査結果をどういうふうに見て、また、それをどういうふうに計画に反映をしていかなければいけないと現時点で考えているのか、確認をさせてください。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今回の改正のポイントというところでございますけれども、今、委員からウェルビーイングのお話がございました。前回の計画との違いの中で、前回はある程度ジェンダー平等に取り組むという視点がまず大事で、女性活躍の推進というところが主目的でございました。今回、新しくウェルビーイングという言葉、こちら何かというところで私も確認をしたところ、多くの方、多様な幸せの実現、こちらを最重要課題とす

るという考えでございます。

今回もこの新しい新計画の体系の中にその考え方を、ちょっと今、素案等を組み替えているところではあるんですけども、そういった要素をどこまで入れられるかというのを検討しているところでございます。

また、新しい要素としましては、これまで私どものほうで研修等でやっておりますが、アンコンシャス・バイアスですね、ジェンダー平等、そのジェンダーにつながらない、無意識のうちに繋がってしまっている、それにまず気づいていないという方たちが一定数いるということに気づいておりますので、そういったところ、次回の計画の中でどこまでアンコンシャス・バイアスが自分にあるんだというのを気づけるかというところを、一つの施策の方向性として柱の中にもちょっと入れ込めないかというのを検討しているところでございます。

また、御質問ありました区民意識調査のところですけども、今回、区民意識調査の中で出てきたのは、ジェンダー平等のその理念については、非常に大事だと考える方が一定数、非常に多くいらっしゃるんですけども、実際は、実際の活動とか行動につなげられていない、そういったところが区民調査から見えております。

例えば、子育てのところにつきましても、新しく子育ての支援というところに、やはりどうしても女性が育児に携わるというか、主体的に取り組んでいただいているというところが多いんですけども、それに男性がどこまで、支援という形ではなくて、一緒に育てていくか、共働き、共育てという言葉が出てきているので、そういったところの要素もこちらの計画の中にどこまで入れられるかというのを検討するのが新しい視点かなというふうに考えております。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。ウェルビーイングという視点というのは、もうこのところいろいろな、議会の中でも出てきていますし、そういう視点というのが今、非常にホットなワードだということは認識している一方で、すごく広がっていつてしまって、つかみどころがないといいますか、そういったこのウェルビーイングが進んだかどうかということ、またチェックをしていくというか、どうやって成果を、到達しているのかどうなのかということを見ていくのかということも、またすごく大きなほわっとしたような状況になりがちなのではないかなという懸念もございます。そういった部分のことを懸念しているという部分がございますので、それをぜひ払拭していただいて、なるべくそういったことがまた目に見えるような形で見せていけるような計画に落とし込んでいただきたいなというふうに

思います。

また、区民調査の結果は、様々多面的にいろいろありますけれども、今、課長がおっしゃってくださったように、一つ一つまたそれを計画に落とし込んでいただいて、推進していくということであろうということが今、確認ができました。これからまた次の議会で、その次の段階のものが提案されるというふうに思いますので、しっかりと私たちも応援をして、推移を見守っていきたいというふうに思います。今日はここまで結構です。ありがとうございました。

○白石委員長 続きまして、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、これまでの計画について、ジェンダー平等でやったり、男は仕事、女は家庭というような固定観念をするという、きちっとそこを拭っていくということだったと思うんですけども、その成果として出てくるというのは、やっぱり広報であったりとか、それから冊子とかこういう子育てガイドとかなんですけど、この中を見ていくと、もう何か非常に相談に来るのは、お母さんの冊子なんですよ、挿絵が、もう相談に来る人はお母さん、散歩に連れていくのもお母さん、今、あれするといっぱいになっちゃうので、ぜひ見ていただきたいんですが、また、6月25日号の文京区報の中でも、例えば町なかで暑さ対策というと、日傘を差しているのは女の人、打ち水しているのも女の人みたいな形で、非常にもったいないなと思うんですね。

そうしたところが、もちろん意識している方々もいっぱいいらっしゃると思うんですけど、結果とすると、この冊子の中のイラストの中に残っていくのは、非常に男女の固定観念というか、在り方というところがにじみ出てしまっている子育てガイドになったりとかしていますので、そうしたことを考えると、男女の役割の固定化とか、職業参画の性別を描き切らないようにとか、多様な家族を自然に描いていくという、まずガイドライン、そうしたものをきちっと文京区の中でつくって、そうしたイラストガイドラインみたいなものをつくって、きちっと計画の成果がどこにもちゃんと行き渡るようにするというのは、すごく大事だと思うんですね。

あと、例えば子育てガイドの中に、預ける先に、せっかくつくってある医療的ケア児のレスパイトも載っていない、障害児のレスパイトも載っていない。だから、一般的な家庭のことしか考えられてないんじゃないかなと思うようなもったいなさが、計画があっても実際の出てくるものは、成果は違っちゃうというのはもったいないと思うので、そのこのこれからの見解をお伺いしておきたいと思います。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今、委員御指摘ございました冊子等の挿絵ですとか、いろいろな場面の中でも、いわゆるアンコンシャス・バイアスといいますか、ジェンダー平等に、なかなかそこにつながっていないような絵が使われていたりとか、そういった事例は確かにあるのは把握をしております。

今回、新しくアンコンシャス・バイアスの話ですとかジェンダー平等、理念は分かっているけれども、それが実際の行動にどこまでつなげられるかというところ、その施策の方向性というところまで検討していくというところになっておりますので、そういったところも含めて、きちんとそこが成果として、今、推進会議の中でも、10代、20代の若い公募区民の方に委嘱をさせていただいております、その方たちからも、実際、若い私たちのようなところに成果がどこまで表れてくるかというのが、今後、やっぱり計画があっても、一番大事なのはそういった実際どこまでそれが広がっているかというのが大事だという御意見をいただいたところでございますので、そういった御意見をきちんと形にしていけるように、また、その広報の中でも、広くそういった考えが使っていただけるように、関係所管等とも連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ検討していただきたいし、結果、そこの中で委員の方々が出るのは分かりました。よかったと思います。そうした認識を持って。でも、結果は、現場なんですよ。現場は、これ昔よりもひどくなってしまっている。もう少し前はもうちょっと考慮したものがあつたものが、今年はもうさらにちょっと後退した感があります。なので、やっぱり現場が本当にその意識をどこまで持つかという結果にちゃんとアクセスできるような形、むしろ男女平等のダイバーシティのところの担当課で、そうした出てきたものに関すると、チェックをするぐらいの横串を刺した結果を出していただくよう要望して、終わりにいたします。

○白石委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 今回の改定について新たにというか、さらにということで、困難な問題を抱える女性への支援ということが入っていますよね。この問題というのは、なかなか難しいというか、奥が深い問題で、だからこの改定で、この課題、問題をどういうふうに盛り込んでいくかということなんですよ。

それで、例えばということで、私が子ども食堂に関わって10年になりますけど、なかなか

困難な問題であろうというのを抱えていても、こちらからは踏み込めない、向こうのほうから話してくれれば、御相談にね、区のほうにつなげていくというのがありますけれども、なかなか率直に言って難しいわけですね。子ども食堂のほかの文京区内、社協が主催した交流会なんかでも、困難な問題を抱える女性への支援ということを考えてはいますけれども、どういう問題なのか、どういう実態であって、そこに区として関わったらいいいのかというのがなかなか難しいですねというのが率直にあるんです。

で、今回のこの改定に向けて、検討組織をつくっていくということですね。この検討組織で、そういう困難な問題を抱える女性の現状をどういうふうにつかんでいくのかという、そこについてのお考えをまずちょっとお伺いしたいんですが。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 困難な問題を抱える女性への支援というところの要素のお話かと思います。全体の枠組みのお話として、今回の男女平等参画推進計画の中の大きな柱の中に、あらゆる暴力の根絶と、生涯を通じた心と体の健康の支援、こういった項目がございます。ここの柱の中に、配偶者等暴力防止基本計画という計画を既に内包した部分がありまして、その要素の中に、今回新しく福祉部のほうで検討していると聞いております、そういった困難な問題を抱える女性への支援の計画、こちらを位置付けるというのを今、検討しているところになります。そこにつきましては、福祉部と連携をしながら、どのような形で意見をして、それをこの計画の柱の中にどのように入れていくかというのを、連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 今、言われたことも非常に大切です。ただ、それに加えて、私たちが地域で困難だなというふうに思っているのは、一つは、経済的困難です。これは、非正規雇用とか単身とか高齢者女性の貧困の問題があります。それからもう一つは、孤立、精神的な困難、産後うつとかひとり親の孤立とか若年女性の孤立とかというのがあります。それから、外国ルーツの女性ですね。これは、言語とか文化の問題があります。それから、障害のある女性への支援の複雑さですね。それから、性別による固定観念、ジェンダーギャップの問題とかあります。これも含めて、それとあと、課長のおっしゃった暴力ですね、これはDV、性暴力、ストーカーがありますけれども、今、言ったように、物すごい例、幅が広いし、奥が深いんですね。

これについて、ぜひ、新しい改定の中で議論してほしいし、で、まず課題の構造的な把

握と、それから、これが一番大切だと思うんですけど、当事者の実態把握、これをぜひお願いしたいと思うんです。当事者の実態把握ね、この検討組織の中で議論すると思うんですが、このメンバーで当事者の把握というのは、率直に言って、できるんですかというのが質問です。いかがでしょうか。

○白石委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 困難な問題を抱える女性への相談ということですが、先ほど委員のほうから御指摘ありました、そういった経済的な問題ですとか孤立、外国にルーツを持っている方とかですね、そういったことは、私ども、生活福祉課のほうで、女性相談員、あと母子相談員のほうで、個別に丁寧に聞き取りを行って、必要な支援を行っているところでございます。

また、当事者の実態把握というところでは、昨年度、男女平等参画推進計画の実態調査を、区民調査を行ったところでございます。こちらでも、生活の悩みですとか、困り事に関する項目を追加して、様々な実態についてお聞きをしているところでございます。

また、こういった調査結果も踏まえて、私ども生活福祉課のほう事務局となっております女性のほほえみ支援ネットワーク事業、こちらの関係機関、あるいは民間団体等も御協力、御相談いたしまして、こういった計画策定に御協力をさせていただければと考えております。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今、ほほえみ支援ネットワークのお話がありました。

そういったところでの議論の結果等、そちらは私どもの推進会議、こちらの会議体のほうでもケースをフィードバックいただいて、その中で議論した上で、この計画の中にどこまで入れていけるかというのを考えていきたいと思っております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、当事者の実態把握というところは、力点を置いてやっていただきたいと思います。これ本当、複雑なんですよね、今、私が課題を言いましたけれども、それも結構重なっていらっしゃる方がいらっしゃるようですね。一つの課題、経済的な問題だけでなく、様々な課題が重なっている女性の方、いらっしゃいます。ぜひ、そういうことを、それって、当事者の実態把握がないと、なかなかやっぱり難しいわけですよ。ですから、ぜひこの改定において、その議論の中に組み込んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○白石委員長 続きまして、宮野委員。

○宮野委員 この間、やはり様々な法改正がありましたけれども、最も大きな変革の一つは、やはり先ほど浅田委員からもありましたように、1956年の売春防止法の制定から70年弱を経て施行された困難女性支援法と言えると思います。

文京区においては、この法の基本理念にも則って、女性のほほえみ支援ネットワークの構築ですとか、出張まちなか保健室などの取組が着実に進められてきていること、それから日々の女性相談支援員の方の取組については、評価をさせていただきたいというふうに思っております。

これらの内容も次期計画に盛り込まれていくことになると思いますけれども、先日の代表質問において、若年女性の居場所事業の拡充を要望させていただきました。そのときに、区からは、出張まちなか保健室の結果を踏まえて、安心して立ち寄れる出張型の場を提供していくというような答弁をいただいたんですけれども、そこでお伺いしたいのが、今回の3月に実施された出張まちなか保健室において、具体的にどのような効果ですとか、課題が検証されたのかということと、今後、出張型の場を展開していくに当たって、どのような場所でのような頻度で実施をしていく想定なのか、区が持っているイメージを教えていただきたいと思います。

私としては、将来的には、常設の居場所への移行も視野に入れていくべきというふうに考えておりますが、その辺の区の見解をお伺いしたいと思います。

○白石委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 昨年度末に出張型としまして、出張まちなか保健室ということで、割と10代から30代の女性の方を対象に、居場所づくりの事業を行ったところでございます。実績としましては、2名の方がいらっしゃったということで、ただ、年齢的には、ターゲットである30代の方と50代の方がいらっしゃったということで、ただ、いろいろな作業をしながら、個別に相談、お話をさせていただいて、それぞれの方の生活状況ですとか、悩みなんかをちょっとフランクな形で聞きながら、また次につながるような形で終えたところで、参加数は2名というところでしたけれども、いらっしゃった方に対しては、非常に何か満足度の高いようなお声をいただいたところでございます。

また、今後につきましては、今回、御協力いただいた民間団体等ですね、また御協力をいただいて、また区内のそういった公共施設等を活用して、委員のほうからちょっと常設型というお話があったんですけれども、まだまだ、なかなかそこまではいかない、難しいところもありますので、まずは実績をちょっと重ねる形で、出張型の場の提供ということを検討し

ていきたいと考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。出張型からのスタートであっても、当事者の方がここなら安心できるなと思えるような関係性と、あと、そこから生まれてくる継続性というものが非常に大事になってくると思いますので、当事者の方にとって本当に居心地のいい居場所づくりということに対して、今ある可能な手法だからやるということじゃなくて、しっかりと将来的な設計も行っていいただきながら、計画に盛り込んでいただくことを期待したいと思っております。

また、代表質問のほうで、新設される若者の居場所であるBunkyo Night Youth Loungeの活用ですとか、支援団体同士のつながりの強化も要望させていただきました。若年女性支援というのは、男女平等参画推進計画と若者計画の双方に深く関わる分野で、部を越えた連携が不可欠だと思いますけれども、この2つの計画をどのように連携させていくのか、また、こども未来部としては、男女平等参画推進計画改定に向けて、どのように関わりを持って施策を推進していく方針か、お伺いしておきたいと思います。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今、委員のほうから、Night Youth Loungeのお話がありましたけれども、様々な各別の所管のほうでやっています事業ですとか、ほかの部署の計画ですね、そういったところも連携ができる部分、幾つかあるかと思います。今度の推進計画の改定の中でも新しく出てきた柱の要素ですとか、そういったところも見ながら、若者計画ですとか、そういったところの様子も連携を図りながら、こども未来部ですとか福祉部のほうと連携を図りながら、でき得る対応策について検討していきたいと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 資料の改定の趣旨のところに、なお書きのところに、女性活躍推進計画を内包するというふうに書かれておりまして、ここに関わって聞きたいというふうに思うんですね。

この女性活躍推進法の運用なのかな、の中で、男女の賃金格差を公表するというようなことが、これ自治体にも義務だという形で、今年の3月に内閣府のほうからFAQということで説明が出されておりました。

私たちは、地方自治体というのは、例えば文京区でいえば、正規雇用の方が2,000人弱ですかね、今ね。それから、会計年度職員の方がそれと同じぐらい、それより多いというよう

なことで、会計年度任用の方の78%が女性だというようなことをこの間答弁をもらっていて、これは間接差別ではないかというような議論をしてきたという経過があります。

それで、この女性活躍推進法に基づいて、文京区での職員の正規、それから会計年度を含めた形で、まずは出す必要があると思うんですけども、このFAQでいくとね。男女の賃金格差を出して、それをこの有識者の皆さんにもお示しをして、その評価と解決策をジェンダー平等の視点で評価して、解決策を見出していくと、こういう流れが一つ、太く、必要だというふうに思うんですけども、この女性活躍推進の法律に基づく、男女の賃金格差というのは、男性100に対して女性幾つかという指標で、数字で出すことになっておりますけれども、文京区では幾つになっていますか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今、賃金格差、男性・女性でいうところでの資料は持ち合わせてはおりませんが、副委員長おっしゃるように、会計年度でいうと77.8%というところが女性というところは事実でございます。

ただ、実際、採用する際、これ正規職員も一緒ではございますけれども、意図して男性を、意図して女性をとすることは、採用の中ではございませんし、また、昇任試験、正規職員ですと昇任試験等ありますけれども、そちらについて、男性だから女性だからというような中での、いわゆる格差と言われるようなものはございません。その本人たちのモチベーション的なものであったりとか、働きやすさとか、そういったところは我々職員課としても、高めていかなければいけないというふうには考えているところではございますが、特に男性、女性で賃金格差を設けているというような事実、少なくともそういったところはないというふうな認識ではございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 まだ計算していないということなんですか、その賃金格差の部分については。それは、もう既に、男女の賃金格差の公表ということについては、しばらく前に、この法律に基づいてやっていこうというような対応になっていて、例えば自治体の世界で今、どうなっているのかなというふうに昨日の夜調べたら、例えば水戸市では、令和5年度の職員給与の男女比、これは全職員ですね、正規も会計年度も含めて、男性の給与に対する女性の割合が65%にとどまっていると、こういうのを出しています。このことの評価なんですけれども、なぜ女性の給与が65%にとどまるのかということについて、明快なんですよ。会計年度任用職員に占める女性の割合が79.6%と高く、総体的に女性職員の給与額が低くなっているとい

う要因だということなんですね。これは、私たちは間接差別じゃないかと、の構造がね、どの自治体にも共通ですよ、これは。

文京区では、先ほどお認めになったように、これは2年前に私たち本会議で聞いているんだけど、78%が会計年度さんの女性の比率なんですね。ここが間接差別というふうに定めて、男女平等の課題というのを解消の方向を目指す。これは有識者の方にデータを示して検討していただくということが必要だと思うので、今、まだ文京区では数字は出してないということですので、実態はつかんでいただいて、有識者の方に、この検討委員会の方にデータを示して、それで検討していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今、職員課長から御答弁ありましたけれども、そういった賃金格差の話ですとか、そういったところ、まだつかんでない情報がございますので、今後、そういったところの情報も視野に入れながら、計画のほうで、推進会議のほうでどこまで議論になるかというところはあるんですけれども、そういった視野は常に持ち続けながら検討していきたいと考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 視野に入れるだけではなくて、この会議体の検討組織を見ると、幹事は総務部長となっていますから、ジェンダー平等やっている所管課でデータをつかんで、きちっと示してください。考えるのはこの検討委員会なんですから、お願いしますね。

それで、ほかにも新しい要素というのはいろいろあるわけですが、もう要望にとどめますけれども、例えばこの間予算委員会で質問した、公共施設における男女のトイレの便房数の比率とか、この間国交省が正式に指針として確定しましたということで出しましたから、その対応。それから、今度の本会議の質問でも出しました、生理用品の全施設への配備などについては、もうこれは必要だというように思いますので、そして、各審議会とか委員会での女性の比率を4割という指標になっていますけれども、正式に5割にすると、管理職についてもそういう形を目指すということについては、目標に入れた、これからの5年計画をつくるべきだというふうに、これは求めておきたいというふうに思います。

○白石委員長 これで、報告事項1、文京区男女平等参画推進計画の改定についてを終了させていただきます。

○白石委員長 一般質問なんですが、本日、3名の方、6件ありますが、大変申し訳ないんで

すが、延長を若干させていただきますので、1人3分で、行って来いで終わると思いますけど、そんな形で終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

理事者の皆さんにおかれましては、5時5分には終了いたしますので、御協力のほどよろしくをお願いしたいと思います。

初めに、では浅田委員。

○浅田委員 では、区制80周年に関連して、佐藤正子副区长に質問をいたします。

区の仕事を42年2か月にわたって専念されてきて、女性初の教育長、副区长を歴任され、このたび退任をされる委員会最後の総務区民委員会での佐藤正子副区长としてのお気持ちをぜひ一言いただきたいという質問でございます。

○白石委員長 80周年に関して。では、佐藤正子副区长。

○佐藤副区长 区制80周年ということではございましたが、私、40年以上勤めておりますので、最初経験いたしましたのは区制40周年ということで、職員時代に関わらせていただきました。ただ、それからまた40年たって80周年ということですが、文京区といたしましては、この間ずっと変わらず、区民の方と向き合いながら誠実に施策に取り組んできたと思っております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、今後も区民のために、これで終わることなく、区民のために働いていただきたいという思いでございますので、その辺のことについて、決意と申しますか、私はこれぐらい文京区にもっと貢献したいなという思いも併せて、ぜひ、これが最後ですから、併せてもう一言お願いいたします。

○白石委員長 佐藤正子副区长。

○佐藤副区长 私、文京区に勤めまして、文京区に育てていただいた身でございますので、もしお役に立つことであれば、今後も文京区の応援団として応援していきたいと考えております。

○白石委員長 続きまして、海津委員。

○海津委員 私のほうは、元町ウェルネスパークについて、お伺いします。

令和4年の覚書で、貸付面積およそ2,855とされました。覚書では、第10条に認定こども園の園庭の用に供する部分について、区に専用権を認めると書いてあります。でも、一方では、園庭部分を貸付料算定から除外するとは書いていません。

そこで、聞きたいのが、区は園庭部分について、当初から貸付料に算入にしていないと説

明していますが、契約のどの部分を根拠に貸付料算定から除外したのでしょうか。

次に、令和7年に貸付料、貸付面積2,855から1,971平米に変更しています。その理由として、現覚書で規定された園庭に係る権利関係を整理した結果と説明しています。一方で、変更した部分については、当初から貸付料に算入してないため、貸付料の増減は生じないとも説明しています。

そこで、お聞きしたいのは、何を整理したのでしょうか。誰の権利がどのように変わったのでしょうか。貸付面積について、生じた法的効果を端的に教えてください。

最後に、行政財産としての地下体育館についてですが、区は、認定こども園の園庭用地を令和6年12月に行政財産に整理しています。そこで、謎なのが、その地下にある順天堂大学が利用する体育館、ここは行政財産である園庭地下にある誰の施設になるのでしょうか、この体育館は。また、順天堂は、どのような権利に基づいて、この行政財産のところの体育館を利用しているのでしょうか。

さらに、地上は区が園庭として利用し、地下は順天堂が体育館として利用している実態を貸付料算定にどのように算定しているのか。ここまでお願いいたします。

○白石委員長 菊池用地・施設マネジメント担当課長。

○菊池用地・施設マネジメント担当課長 まず、貸付料の決めた根拠になる部分のところについてのお問合せですけれども、そちらについては、事業用定期借地権に関する覚書のところの第6条で、月額についてお示しをさせていただきます。

その金額につきましては、貸付料の計算式等を公有財産管理運用委員会において承認されて、減額等も含めた金額となっております。そちらの金額につきましては、公有財産管理運用委員会に諮る前に、事業者とも協議をしております、合意を得た内容となっております。その金額の内容につきましては、御答弁申し上げているとおり、本事業のプロポーザルによる事業者からの質疑応答について、園庭部分については、区が専用使用するための貸付料算定面積から除くという旨の回答をさせていただいているところでございます。

また、権利関係の整理はどのようなものかというところについてでございますけれども、権利関係の整理というところにつきましては、園庭部分、貸付面積から抜いたというところの整理となっております。その時点で、園庭は、専用使用権という形ではなく、区の所有権としてございます。

また、園庭につきましては、東側の保全施設部分も含まれておりまして、そちらの財産区分と合わせる必要もございます。専用使用権でも問題ないんですけれども、認定こども園の

園庭として長年使う場合には、より適切である行政財産としたという整理がございます。

それから、行政財産の地下体育館の施設は誰の施設かというところの御質問でございますけれども、こちらについて、園庭の地下部分にある施設、体育館につきましては、事業者の所有という形になってございます。

こちらの権利はどういう形でいうところなんですけど、区としては、基本協定において、当事者間の合意は取れているというところで、違法ではないというふうには認識してございます。ただ、地下の権利設定につきましては、より適切な権利設定の方法について、現在、庁内で内容を整理・検討しているところでございます。

○白石委員長 続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長 1つは、湯島の総合体育館のプールの件なんですけれども、今年の3月26日にスポーツ施設の利用者懇談会があり、その場で、プール内の照明が暗いが、何で全部つかないのかということに対して、施設側から、切れているのは分かっているけれども、優先順位があると、こういう説明があったというふうに思います。

それで、この件については、私、先週金曜日に現地を見てまいりましたけれども、やはり一部故障していてついてないと。現地で館長さんにお聞きしましたら、塩素や湿度が高い室内で不具合が出ているという御説明でした。これはいつ直るのか。

また、利用者懇談会で3月の年度末に言われて、これ9月の補正対応みたいな形で、いつものパターンでいくというわけにいかないというふうに思うんですね。ライトがつかないのでは暗いということで、利用者の皆さんから出ているので、今日、利用実態をお知らせしましたので、7月のプールの水の入替え時の工事対応というのものもあるようですけれども、少なくともそのときぐらいに直すということが求められるというふうに思いますけれども、これはいかがかというのが1点目。

それから2点目に、北区の小学校で火事がありました。本当に大変なことで、これ他山の石とするという意味でお聞きするんですが、早速私たち、北区で教員経験のある方にお話を伺いましたけれども、救助袋が使われなかったというようなことが一部報道されております。この元教員の方のお話だと、救助袋を訓練などで使うのはとてもできないんだと。消防署の方なんかに来てもらって、専門家の方が来てくれて、ああいうのは避難訓練の中で使えるんだということなんです。

したがって、学校に限らず、救助袋というのは、いろんなところに配備されていると思うんですけども、これが使えるような訓練が区長部局でも教育部局でも必要になってくるとい

うふうに思いますけれども、その点について、今後、考えてほしいということですが、いかがですか。

○白石委員長 富沢スポーツ振興課長。

○富沢スポーツ振興課長 総合体育館のプールの照明の話でございます。

プールの照明は、2013年に総合体育館が開設されたときに設置されて以来のところなので、もう10年以上経過しております。LEDではございますが、だんだんと経年劣化が起きているところがございます。そんな中で明るさが下がってきても出ているところがございますので、こちらとしても把握してございますので、早い段階での更新を検討しているところがございます。

○白石委員長 矢部防災危機管理課長。

○矢部防災危機管理課長 北区での火災のほうに関するお尋ねですが、こちらにつきましては、まだ現在、東京消防庁の方でその見解というのがきちんと出てないので、そこを確認した上で、今後の対応については考えてまいりたいと思います。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 ありがとうございます。総合体育館のプールですが、3月にもう利用者から言われているわけですよ。だから、これは早くやると。冷水機も壊れている。地下1階のね。これは、水の入替え時に修繕するというようなことで聞いております。こういうことができるわけですから、ライトについても早い対応を取る。

それから、7月の水の入替えのときに、ロッカーも入れ替えると、これは区の対応でやるんですよね。これかつて私たち、問題提起しているわけだから、こういう対応になりましたよということについては、ちゃんとレスポンスしてほしいですね。利用者の方からもこういう情報提供がありますけれども、今後、対応よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○白石委員長 一般質問を終了させていただきます。お疲れさまでした。

○白石委員長 本会議での委員会報告については、委員長に御一任願ひたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 委員会記録についても、委員長に御一任願ひたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 これをもちまして、総務区民委員会を閉会させていただきます。

午後 5時05分 閉会